



# ぶ ぜ ん

## の

## 神

## 楽

福岡県指定無形民俗文化財  
『豊前の岩戸神楽』調査報告書



2009

求菩提資料館

# ぶぜんの神楽

豊前市の岩戸神楽 調査報告書

## 第一章「豊前市の岩戸神楽」の変遷

### 第一節 神楽の歴史

- 一、豊前市の伝統芸能の概要
- 二、文献に見る江戸時代の神楽
- 三、明治時代以降の神楽の変遷

### 第二節 豊前地域の神楽

- 一、豊前市および近郊の神楽
- 二、豊前の神楽の形態
- 三、伝承の正確性

## 第二章 伝承された神楽の形態

### 第一節 神楽講（保存会）の歴史

- 一、岩屋神楽講
  - 二、山内神楽講
  - 三、黒土神楽講
  - 四、三毛門神楽講
  - 五、大村神楽講
  - 六、中村神楽保存会
- ### 第二節 豊前神楽の特徴
- 一、神楽の変遷と神楽講間での相違点
  - 二、特徴的な演目
  - 三、演目の意味
- ### 神楽演目調査表

## 第三章 写真で見る神楽の世界

- ### 神楽の代表的な演目
- ### 神楽面
- ### 躍動する神楽

## 例言

- 一 本書は求善福徳資料館が平成十九・二十年度に実施した福岡県指定無形民俗文化財「豊前市の岩地神楽」の調査報告書である。
- 一 調査は豊前市神楽保存会及び、豊前市教育委員会の協力を得て実施した。
- 一 本書の編集は「豊前市の岩戸神楽」編集委員会が行った。
  - 南元 房雄 岡本 清靖 (岩屋神楽講)
  - 仲世津男 山本章一郎 (山内神楽講)
  - 有馬 德行 川島 和宏 (黒土神楽講)
  - 山縣 正勝 倉垣 弘志 (三毛門神楽講)
  - 出口 健次 宮崎 弘毅 (大村神楽講)
  - 福本 勲 石丸 秀男 (中村神楽保存会)
  - 恒遠 俊輔 (求善福徳資料館)
  - 栗焼 憲児 坂梨 祐子 棚田 昭仁 (豊前市教育委員会)
- 一 本書に掲載した写真は栗焼 棚田が撮影した。
- 一 本書の編集にあたり川本英紀氏(みやこ町歴史民俗博物館)の玉稿を賜った。
- 一 本書の執筆分担は次の通りである。
  - 栗焼 憲児 第一章第一節 一
  - 川本 英紀 第一章第一節 二
  - 有馬 德行 第一章第一節 三 第二章第一・二節
- 一 本書の監修は栗焼が担当し、資料の作成は朝川華奈(別府大学大学院生)の協力を得た。
- 一 題字は清原大龍氏の揮毫による。

## はじめに

かつて豊前国と呼ばれた地域は古来神楽の盛んな土地柄で、現在も三〇を超える神楽団体が活動している。わけでも豊前市には五つの神楽講と一つの神楽保存会とがあつて、長きにわたつて里神楽を伝承保存しており、平成一年には福岡県無形民俗文化財の指定を受けた。

いまやそれら神楽は各地のイベント等にひっぱりだこで、神楽が上演されるところには例外なくたくさんの観客が押し寄せる。そして、海外での公演も果たし、さらには「京築神楽の里づくり」と称する地域おこしにもひと役買つている。

伝統芸能の伝承ということからすれば、むろん喜ぶべき現象にちがいないが、ただ神楽の恰好の「人寄せ」観光資源としてのみ位置づけしてしまうことはいささか疑問だといわなければなるまい。

五穀豊穡を願い、人が大自然の恵みに活かされて生きることへの感謝を根底にすえた「農耕儀礼」としての神楽のもつ重さをも、私たちはしっかりと受けとめなければならぬであろう。

それゆえ、豊前の神楽がどのようにして生まれ、いかなる変遷をたどってきたのか、また、神楽には多くの演目があり、さまざまな所作がみられるが、それらはそれぞれに一体どのような意味をもっているのか、はたまた豊前の神楽には修験道の影響が顕著だとされるが、それはいかなる根拠に基づくものなのか等々についてぜひ整理をし、明らかにしたいとかねてよりその必要性を痛感してきたところである。

幸い、このたび関係各位のご理解を得て、当資料館の事業として神楽調査が実現の運びとなり、その調査結果を一冊の報告書にまとめることとなった。

報告書は、黒土神楽講の一員として自ら神楽を舞う傍ら、熱心に神楽の研究を積み重ねてこられた有馬徳行氏（豊前市文化財保護審議会委員）の永年の研究成果を中心に、各神楽講から得られた調査結果、加えてみやこ町歴史民俗博物館学芸員の川本英紀氏の玉稿から構成され、まさしく豊前の神楽研究がそこに集大成されているということができ、圧巻である。

ここに、有馬徳行氏、川本英紀氏をはじめ、ご多忙のなか貴重な時間を割いてご協力頂いた各神楽講・神楽保存会の皆様に深甚なる感謝を申し上げる次第である。

平成二十二年三月

求菩提資料館 館長 恒遠 俊輔

# 第一章 「豊前市の岩戸神楽」の変遷

## 第一節 神楽の歴史

### 一、豊前市の伝統芸能の概要

古代、豊前地域は渡来人の多く住むところとして知られ、正倉院文書の大宝二年(七〇二)の戸籍帳に秦、勝など渡来系の氏族集団を見ることが出来る。平安時代には宇佐神宮の勢力が及ぶところとなり、角田荘など神宮領が成立しその拡大が進む一方、求菩提山に修験道文化がもたらされ「一山五百坊」と呼ばれ豊前修験道の中核を担うようになる。鎌倉時代には宇都宮氏が東国御家人として豊前を中心に繁栄するが、室町時代には中国に勢力を持つ大内義弘が豊前国守護職となり、豊前の地を舞台に豊後国守護職であった大友氏との争乱を繰り広げた。そして秀吉が天下統一を図る中、九州下向に際し豊前の国は黒田如水が了知することとなる。その後、細川忠興による小倉城の整備が行われ、徳川家康による全国支配が進む中、小笠原忠真が小倉城主となったのは寛永九年(一六三二)のことであった。

こうした経緯を経て、現在の豊前市域は寛文十一年(一六七二)に新田藩(藩主小笠原真方)として成立したが、小倉藩の分家としての意味合いが強く領主が藩内に居することは無かった。その後、長州との戦いに敗れた小倉藩が豊津へと拠点を移す過程で千束藩が成立し、藩主小笠原貞正が領内に藩邸を構えたのは明治二年(一八六九)であり、その翌々年には廃藩置県により千束県となり同年小倉県、明治九年(一八七六)には福岡県が成立する。

明治二十二年(一八八八)には現在の地域区分が確立し、昭和三〇年(一九五五)には昭和の大合併で豊前市が誕生する。こうした地域の変遷を経ながら豊前市には多くの伝統芸能が遺される事になる。現在の人口は二八〇〇〇人余り、市域は一一・一七㎢に及び、全体の七割程度を山林が占める田園都市である。

(一)で豊前市の伝統芸能を概観すると神幸祭、祇園、楽打ち、お田植祭、神楽など様々な内容を見ることが出来る。それらについては別稿に詳しいのでここでは述べないが、古くからの神社祭礼である神幸祭は「傘鉾」という周防灘一帯に特徴的な祭具を用い、この「傘鉾」は神輿を中心とした祭り形式の囃子を担う重要な役割を果たす。祇園は江戸時代、人心の安寧を図るため細川忠興により京都から導入されたもので、踊り車に代表される特徴的な山車は中津を中心にやはり周防灘一帯に分布する。楽打ちは異なる形式が混在するが、基本的に雨乞いに伴い伝承されて

きたため近年急速に消滅する傾向にある。今後の伝承に問題も多いが、神幸祭に含めることで本来の目的を失いつつも伝承への努力がなされている。

さて、今回調査を実施した「豊前市の岩戸神楽」は平成十一年に福岡県指定無形民俗文化財となり、現在六つの保存団体により継承されている。その組織は神楽講と呼ばれ、最盛期には八団体が活動していたが畑、沓川は活動を停止している。その成立過程は明らかではなく、一般的に「出雲流の特徴を持つ」とも言われるが極めて抽象的な表現であり、この地方の神楽の特徴を言い当てているものではない。しかし、特徴的演目である「駆仙神楽」の考察などから少なくとも中世の頃にはその祖形となる芸態は完成されていたと見るべきで、神仏習合という我国の宗教形態が大きく影響していると考えられる。そして、記録として神楽奉納の様子が分かるのは一七世紀に入ってからで、それによれば江戸時代には神官による奉納が行われ、旧上毛郡の神官が合同で執り行っていたことが分かる。演目などその内容は現在のもとは異なる部分も多いが、「岩戸神楽」を中心として数日による奉納が行われるなど重要な行事として行われていたことが記されている。

しかし、明治時代になると神官による奉納が禁止され、以降、神楽は氏子に伝承され現在のような奉納の形が出来上がった。その伝承は様々な政治的、社会的情勢に影響されながら、決して平坦な道のみではなかったが、原動力となったのは傑出した神楽舞の存在であったかもしれない。事実、明治以降「佐知の佐助」を始めとして、時代の節目には優れた神楽舞の名前を聞くことが出来る。こうした神楽舞の存在が地域での伝承に大きな影響を与えたことは想像に難くなく、京築地域に伝承される神楽を見てみると地域間での芸態の違いを看取できる。

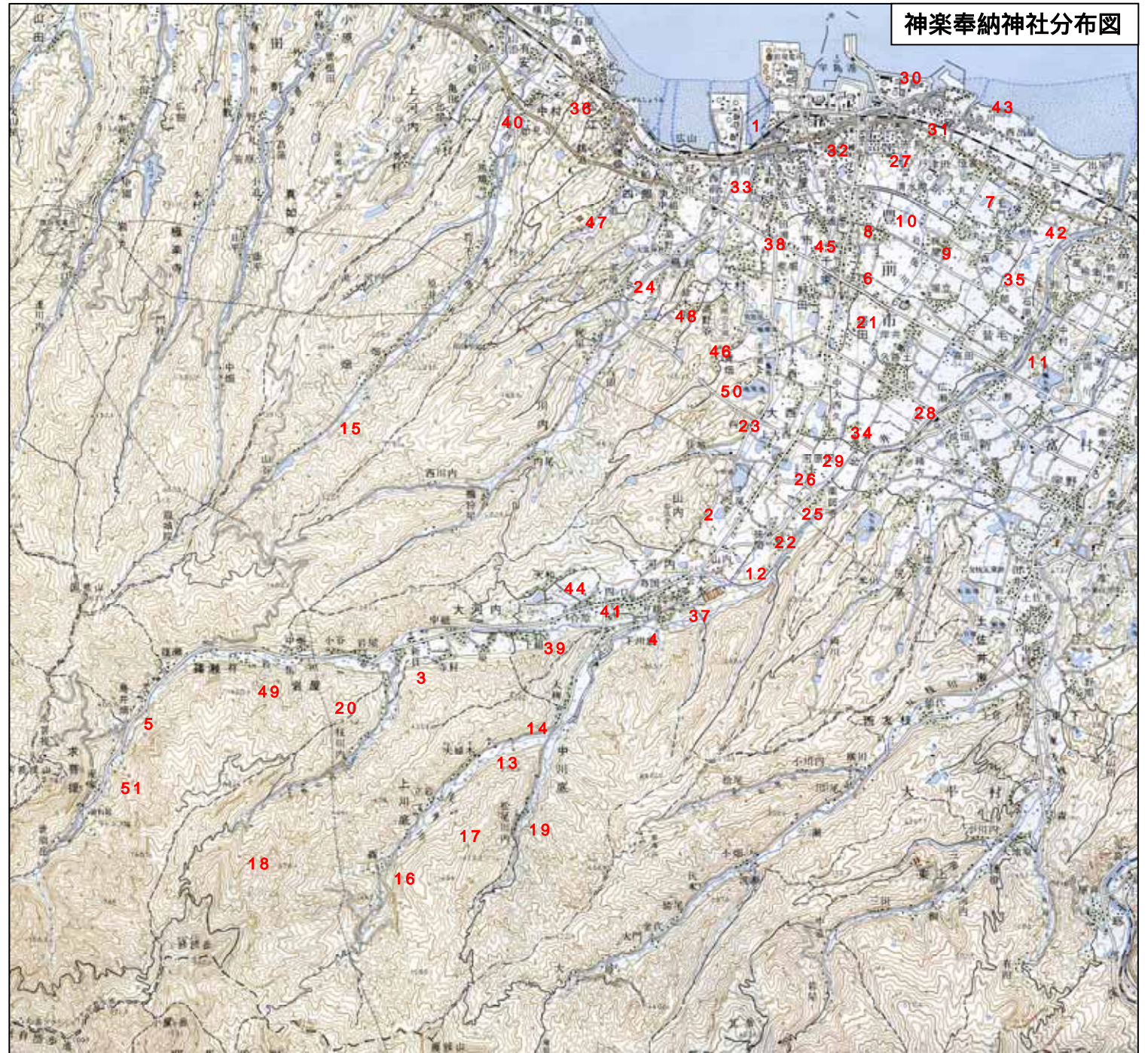
一方、豊前神楽の変遷に影響力持ったもう一つの勢力は豊前修験道を支えた修験者達で、江戸時代の記録にはそれを示唆するものも確認されている。中世以降、本地域の宗教社会に独自の地位を築いた修験者が何らかの関わりを持ったと推察され、湯立神楽などは豊前修験道の祭礼である「松會」行事との関連を窺わせる。

今、京築地域の神楽を見るとき行橋・京都地区は春に奉納が行われる「春神楽」であるのに対し、豊前・築城では五穀豊穣に感謝する「秋神楽」が主流である。その理由にはつきりしないが、今でも市内五〇カ所程の神社では毎年地域の氏子により神楽の奉納が行われる。そのシステムは奉納料を払い氏子に代って神楽舞が神への感謝を捧げるというもので、中世以来の加持祈禱の儀式を今に伝える形式である。

本書はこうした「豊前市の岩戸神楽」について様々な角度から考察を行い、その成立過程を明らかにし、さらにはいろいろな演目が持つ祈りの意味をつまびらかにすることで、豊前市に伝承された神楽に対する理解を深めたいと考える。

神社名	住所	団体名
1 巖島神社	明神	大山村
2 道祖神社	才尾	大山内
3 日吉神社	大河内	岩屋
4 貴船神社	下川	底山
5 大山祇神社	鳥井	吉畑
6 貴船神社	東	吉木
7 貴船神社	恒	富三
8 乙女八幡神社	西	吉木
9 貴船神社	三	楽三
10 清水神社	清	水大
11 貴船神社	小	石原
12 嘯吹八幡神社	山	内山
13 大山祇神社	夫婦	木岩
14 貴船神社	中	川底
15 水神社		畑大
16 貴船神社		轟大
17 貴船神社	立	枝岩
18 大山祇神社	川	内山
19 貴船神社	松	尾川
20 七社神社	岩	屋山
21 千束八幡神社	千	束大
22 貴船神社	狭	間山
23 大西神社	大	西山
24 大富神社	四	郎丸
25 宗像神社	渠	師寺
26 深山八幡神社	河	原田
27 足切神社	赤	路熊
28 石清水八幡神社	久	路土
29 貴船神社	永	久山
30 堂山神社	八	千代町
31 恵比寿神社	周	防町
32 楡八幡神社	宮	東八幡町
33 菅原神社	前	川大
34 初河瀬神社	鬼	木黒
35 貴船神社	市	丸三
36 角田公民館	角	田中
37 稻成神社	大	田木
38 貴船神社	大	田木
39 清原神社	合	原大
40 角田八幡神社	中	村中
41 須佐神社	下	河内
42 春日神社	三	毛門
43 春日神社	沓	川大
44 合八幡神社	天	今和
45 事代主神社	大	村東
46 甲神社	大	村東
47 大歳神社	大	村東
48 金毘羅神社	大	村西
49 大山祇神社	大	篠瀬
50 大山祇神社	青	畑山
51 産家集会所	産	家岩

神楽奉納神社一覧



## 二、文献に見る江戸時代の神楽

筆者は、福岡県立図書館が平成一三年度から一七年度にかけて実施した「京築地区神楽関係史料調査」に調査員として参加し、その調査報告「福岡県古文書等調査報告書」第一七集（平成一八年三月、福岡県立図書館発行、以下「報告書」と略称）に掲げた論文「村のなかの神社、神事のなかの神楽・近世豊前の神社・社家・神楽」で、近世における神社・神社祭祀の「近世の変容」を手がかりに、江戸時代を通じ、村あるいは地域社会で展開された、神社・社家・祭祀をめぐる葛藤・継承・変容の姿を追って見た。

本稿では、報告書に掲載した拙文のアウトラインを示し、江戸時代の豊前地方における神社・社家そして神楽のあり方を概観したいと思う。紙数の都合により、論拠や具体例等を詳述できないものについては、報告書の該当頁を括弧書きで示すので各々参照願いたい。

### 社家の増加・拡大

近世前期、一七世紀後半から一八世紀前半頃にかけて、当地方では（おそらく他地方でも）社家数の大幅な増加がみられたが、それは、郷村の総社的神社が弱体化する流れと、その一方で展開した一村一社の一般化傾向という、神社・神社祭祀の「近世の変容」により、地域社会全体として神社祭祀の絶対数が増加したことが背景にあったと考えられる（報告書二一頁～二二頁）。そして社家の絶対数増加のパターンには、例えば仲津郡元永村の社家・片山家で見られたように、分家による場合と、従属的・周縁的な地位にあった神祇奉仕人（下社人などと呼ばれた）が自立・成長してゆく場合とがあった。とくに後者の場合は、主家と下社人側との間に激しい対立を生じることがあり、それは時に本所の権威を利用し、またある時は氏子村どうしの争いを背景にしながら展開するのであった（報告書二五頁～二八頁）。

### 密教僧・修験者とのかわり

江戸期の社家身分の承認をめぐっては、寛文五年（一六六五）七月発布の諸社禰宜神主法度により、吉田家に対して装束許可の特権が付与され、以後同家による地方神社統制が、神祇伯白川家との葛藤を含みながらも、漸進的に進められるが、その諸社禰宜神主法度以前における在地社家の身分承認のあり方を

示す史料に次のようなもの<sup>(1)</sup>がある。

（史料一）

依山田庄鳥越村社頭大社成神主江護身法九字大事并守字袈裟授畢

寛文第三癸卯歲九月廿一日

長谷川甚太夫

藤原清嗣

光久寺隱居

大阿闍梨法印權大僧都行周（花押）

上人

寛文三年（一六六三）に上毛郡四郎丸村（現豊前市）の大富神社（八幡宮、四郎丸八幡宮、山田八幡宮、宗像八幡宮、四郎丸社）の社家長谷川清嗣に光久寺行周から「護身法九字大事」（「九字護身法」秘伝の意）と「守字（種子）袈裟」が授けられたものである。本文前半の解釈は必ずしも明確ではないが、鳥越村は長谷川氏の居住村である<sup>(2)</sup>。光久寺は、当時中津城二ノ丸にあった寺院で、中津小笠原氏が享保元年（一七一六）に一旦改易された後、播磨国安志（現兵庫県栗東郡安富町）に一万石を与えられた際、藩とともに移転し、現在も同地にて存続している。現宗派は真言宗醍醐派である<sup>(3)</sup>。光久寺行周のような密教僧の法流を受けて活動する社家の姿は、諸社禰宜神主法度以前における同職の、在地におけるあり方の一端を示しているが、他流の宗教者との関わりで言えば、同じ長谷川家文書には次のような史料<sup>(4)</sup>がある。（傍線部の原文は梵字）。

（史料二）

〔（密教書）神道神楽大事〕

〔朱印〕神楽大事

金剛合掌シテ

ア キリク ウン キリク ア ウン、八人ノ八乙女、五人ノ神楽男、ア字法身

ノ神ノ子、ウン字報身ノチワヤラキセ、キリク字心身ノ鈴ヲ持セ、大ノ三伝、小ノ

三伝、ボロン ウン ソワ カ

歌ニ曰ク

チワヤ(シ)□ル神ノ神楽ノス(鈴)ノヲト、成□ヒサシキ心ロナリケリ(音)

唵縛日羅ケンタトシヤコ□(音)

伯掌

唵縛日羅ホキシヤホク、三反

慶長八年壬卯二月吉日 久作立(重立カ)朱印

朱印 行光坊伝之

(朱印の印文は梵字「ア」)

慶長八年(一六〇三)は壬卯ではなく癸卯の年である。前年の十干と取り違えたのかもしれない。行光坊は求菩提山、松尾山のいずれにもある坊名であり、どちらであるかは判然としない。<sup>(5)</sup>宛名が記されていないが、史料を所蔵する長谷川家に授けられたものと考えて差し支えないだろう。印信切紙と呼ばれる秘法伝授の証である。口伝を伴ったものと考えられるので、これだけでは解釈が難しいのだが、金剛印を結ぶことから始まり、奉仕者の構成(八人の八乙女・五人の神楽男)、着衣と採物(禪と鈴)、それに神歌・真言(振鈴の真言「唵縛日羅ゲンダトシヤコク」など)を唱詠あるいは観念して舞うことを伝授している。いわゆる八乙女神楽とよばれる、巫女・神人による古式の神楽(巫女舞)であるが<sup>(6)</sup>、芸態の検討は筆者の力が及ぶところではない。ここでは社家が修験者から神楽の秘法伝授を受けるなど、彼らの強い影響下にあったことだけ指摘しておきたい<sup>(7)</sup>。

なお、諸社禰宜神主法度以前における社家が、密教僧・修験者の強い影響のもと、両部習合神道を奉じていたことは、白川琢磨氏が、松尾山(松尾山匠王寺。現築上郡上毛町・旧大平村)の山伏と豊前国上毛郡・下毛郡の社家との関係で既に指摘するところである。ただ、白川氏は「松尾山神社旧記集」<sup>(8)</sup>に「至豪傳神道専流布、上毛・下毛両郡社家悉豪傳為末流、其証今在、就中湯立法皆此豪傳許処也」とあることをふまえて「この記載を信じるなら、神楽の担い手であった豊前の社家集団が吉田裁許を得ていく前の段階では、松尾山座主が裁許を与える主体であったことが分かる。」<sup>(9)</sup>としている。ただ、氏が引用した「松

尾山神社旧記集」(表紙は罫紙で表題は後年付されたもの)は、寛政期以降に書写あるいは編纂されたと思われる社記で、記述内容が正しければ近世初期の社家と山伏の関係を考える上で重要な意味を持つだけに、誇大な表現がなされていないか、慎重に検討すべきだろう。

### 吉田家の進出

寛文五年の諸社禰宜神主法度は吉田家の教線拡大の画期点となり、その地方への進出は漸進的ながら着実に進んでいった。諸社禰宜神主法度とは次のようなもの<sup>(10)</sup>であった

(史料三)

定

- 一、諸社之禰宜、神主等専学神祇道、所其敬之神体弥可存知之、有来神事祭祀可勤之、向後於令怠慢は、可取放社家事
- 一、社家位階、従前々以伝奏、遂昇進輩は、弥可為其通事
- 一、無位之社人可着白張、其外之装束は以吉田之許状可着之事付、不可入于質物事
- 一、神社小破之時ハ、相応常々可加修理事

附、神社無懈怠掃除可申付事

右條々、可堅守之、若違犯之輩於有之は、随科之輕重科沙汰者也

寛文五年七月十一日

豊前北部域における吉田家の進出は、おおむね一七世紀後半〜一八世紀初頭、諸社禰宜神主法度公布から四〇〜五〇年の間に進展したようである。以後、社家たちは家督相続にあたって上京し、吉田家から「神道裁許状」や秘法伝授などを受け(もちろん「タダ」ではない)、それによって宗教家としての地位を保証されたのであった。

また、社家の権威をより一層高める「ツール」としては、律令官制に由来する位階(従五位下が社家位階の相場)と受領名(「守」など)があった。吉田家が朝廷に執奏して授けられるこの二つの「ツール」は、朝廷とのつながりを強く望む社家にとって垂涎のものであったが、吉田家に支払う官金を用意しなければならず、位階・受領名を獲得できる社家は限定的だった。とくに、受領名は朝廷権威に連繫する第一のものとして広く認識されていたため、吉田家

執奏による正式な受領名を得ることが出来ない社家は「筑後」「筑前」といったように、「守」字を用いない受領名類似の呼名を好んで名乗ったのであった(報告書二九頁～三七頁)。

### 社家神楽

小倉藩領域の神楽は神社社家によって伝承されたが、史料二にみたように、近世初期においては修験者が神楽の伝承・伝授に深く関係していた。また、同じく史料二に見られる「八乙女」「神楽男」による神楽は、社家神楽に純化される以前の、巫女・神人による古い神楽のスタイルを示している。ただここでは、小倉小笠原藩領において社家神楽が既に一般化した時代のことを扱うので、神楽の伝承者が近世初期とそれ以後とで変化したこと、すなわち、かつては修験者をはじめとする多様な宗教者、巫女、神人が神楽の伝承者であったことを確認することをおきたい(11)。

社家による神楽について、福岡藩領の例では、宗像郡王丸村許斐山神社(許斐権現)例祭の神楽は、中世宗像大社の神楽に奉仕していた許斐権現の社家団が、その解体後に近世村落の産神社の社家を受け持ちながら、神楽座を維持していたことが佐々木哲哉氏によって指摘されており(12)、神社・神社祭祀の「近世の変容」と神楽との関係を考える上で参考となる。また、佐々木氏は同藩領で各郡の社家が郡単位で神楽組を組織し、それぞれ受け持ちの神社の例祭に回り持ちで神楽を奉納していたことを指摘したが(13)、小倉藩においても社家神楽組は郡単位で組織されている。このような神楽組がいつ頃から組織されたのか史料からは知り得ないが、背景には許斐山神社の社家集団の事例に似たルート、つまり総社的な神社の弱体化傾向と、一方で展開した村の産土社・村氏神確立の流れ、また藩権力の郡単位による地方支配が整備されたことも、在地社家組織化の前提となったであろう。前述した近世初期までの神楽のあり方を考えれば、郡単位の社家神楽組は一七世紀を遡るものではないと考える。

### 社家神楽の役割分担

次に、社家神楽が実際にどのような役割分担で演じられていたか、一つの事例を示しておきたい。表1は上毛郡の社家組による「御祈禱御祓戸神楽」の次第である(14)。史料末尾を見ると、これが大富神社の長谷川出羽と清原播磨の作成であることは記されているが、年代については「午七月」とあるだけで具体的には記されていない。小倉小笠原藩では雨乞い・日和乞いの際に、各郡

大社で神楽等の奉納を命じ、それで効力の薄い場合は、小倉城下の八坂神社(祇園社)に領内の主な神楽組や楽(風流)などを集め祈禱を行なった。表1の史料は、神楽次第を書き上げて藩へ提出した写しと考えられるので、これも雨乞いか日和乞いのため、大富神社または八坂神社での奉納を命じられた際のものと思われる。試みに、築城郡安武手永大庄屋の日記(15)から、享保年間以降の「午七月」で祈禱神楽を命じられた年を捜したところ、宝暦二年(一七六二)に該当する記述があった。それによると、築城郡神楽組はこの年の七月一六日に小倉(八坂神社)での神楽奉納を命じられており(福岡藩の嫡子逝去による鳴物停止で七月一九日に延期)(16)、同時に上毛郡も奉納を命じられたことも考えられ、年代推定の参考となる。表をみると笛・太鼓・舞方・調拍子をローテーションしながら分担している者などは、単にそれが得意だったからそうなのか、別に意味があったのか判然としない。長谷川氏・清原氏があまり役割を分担していないのは、上毛郡大社の社家として、神楽奉納の場においても特別な立場にあったことを示すのではなからうか。

### 神社例祭と神楽

その社家神楽が、各村氏神社の例祭において、どの程度の頻度で奉納されたのかを知るため、天保一五年(弘化元年・一八四四)築城郡の各村氏神社の例祭について調べたところ、大半の例祭で神楽が奉納されていることが分かった(報告書四二～四三頁)。報告書では、築城郡安武手永を例に、近世中～後期において神社例祭が増加してゆく現象を捉えたが(報告書二三頁)、それは、神楽をともなった例祭の追加・増加であったと言っても過言ではない。その理由を、民俗学的に信仰の側面からとらえることも可能だろうが、次の史料(17)にみるような現実的な問題もあつたと考えられる。

(史料四)

願書者 寺社方同様之事

申上候演説之覚

昨今凶年二付、夏秋仕来之祭礼神楽式於氏神社二相勤不申村々数ヶ所



表1 「御祈禱御祓岩戸神楽次第」にみる舞方と囃方の分担(宝暦12年=1762、小倉祇園社での奉納神楽と推定)

社家 次第	御祓	勸請奉幣	大礼	壺番神楽	手網神楽	花神楽	三番神楽	駈仙神楽	地割神楽	宝満神楽	幣征護神楽	弓征護神楽	磐戸前										神送 (舞・囃の記述なし)
													思兼命	太玉命	素戔鳴尊	八重垣神	四方鬼	保古	鈿女命	児屋根命	戸取太力雄命		
長谷川出羽							太鼓										調拍子	調拍子	調拍子				
清原播磨							調拍子			舞方													
丹後			笛	笛			舞方	笛	笛	舞方			笛	笛	笛	笛		笛	笛	笛			
丹波			太鼓	太鼓			舞方		舞方(神宮)				太鼓	太鼓	太鼓	舞方		舞方					
右仲			調拍子	調拍子		舞方					舞方	舞方					舞方		調拍子	調拍子	調拍子		
織江			調拍子	調拍子		舞方			舞方(南方)														
但馬				舞方				太鼓	調拍子				調拍子	調拍子	調拍子	調拍子							
三河				舞方		舞方			舞方(西方)								調拍子	調拍子					
主計				舞方	太鼓	太鼓	舞方			太鼓	太鼓	太鼓					舞方						
出雲				舞方	調拍子	調拍子		舞方(面)			舞方	舞方					舞方		太鼓	太鼓	太鼓		
土佐					舞方		調拍子										調拍子	調拍子					
伊織					笛	笛			舞方(北方)	調拍子	調拍子	調拍子		舞方									
丹宮					調拍子	調拍子			調拍子	調拍子			調拍子	調拍子	調拍子	調拍子	舞方		調拍子	調拍子	調拍子		
図書					調拍子	調拍子							舞方	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----		
斎宮			調拍子	調拍子		舞方	笛		舞方(東方)	笛	笛	笛			舞方		調拍子	調拍子			舞方		
主殿							調拍子		舞方(中央)	調拍子	調拍子	調拍子											
若狭								舞方(幣)	太鼓								太鼓	太鼓	舞方				
主水								笛	笛	調拍子	調拍子	調拍子					笛	笛		舞方			
左内								調拍子	調拍子		舞方	舞方	調拍子	調拍子	調拍子	調拍子							

【史料】「御祈禱御祓岩戸神楽次第」( )

磐(岩)戸前の役割を終えた舞方で、その後に役割を分担していない者は、着面のまま舞所に控え、演舞を見守ることが考えられる。ストーリー上、思兼命役は太力雄(手力男)命まがあるため、点線でそのことを示した。

御座候二付、神慮恐多奉存候、随而者私共職分者神前備物相濟候上者受納仕、猶又祭礼神楽奉納二相成候得者、右神楽料与して聊之初穂米受納仕候て家職相立申居候処、右申上候神楽無御座二付、当春御役筋様迄御敷キ可申上与奉存居候得共、格別之御時相ヲ勘考仕、御厄界之程も重々恐多二付、組合申合指扣漸是迄相凌罷在候、最早当年共者御郡中も程々之作方出来仕候ハ、昨年之延祭旁、当年之定祭神楽者何方も奉納二相成可申哉与奉存罷在候処、又候当年茂右様之凶作引続祭礼神楽者無御座、左候而者私共受納もの等一円無御座、地盤之困窮相重り、誠二必止之難決二御座候得者御時合之程茂重々不顧恐入奉存候得共、此度不得止事御願申上候、何卒以御慈非ヲ御拝借被仰付被下置候ハ、難有奉存候、是迄者少々之借用等仕候而職分相立罷在候得共、去年来之凶作二付他方之借用等少し茂出来不仕、社職取続兼甚以難決之仕合二御座候、右二付願書二申上候通金百弍十兩御拝借被仰付被下置候ハ、来ル亥ノ年・申年迄十ヶ年年賦ニて無滞様急度御上納仕候、誠二御時合も恐入奉存候得共、厚以思召御拝借被仰付被下置候ハ、難有奉存候、為其演説書ヲ以奉願上候、以上

戊十二月

上毛郡社家中

郡方演説左之通

この一件については他にいくつかの案文が残されており、その中の一つ（18）に記された上毛郡の大庄屋名から、この史料は嘉永三年（一八五〇）のものだと推測される。一・二〇両を藩から借用するための願書であるから、多少大袈裟な表現がなされている可能性もあるが、在地社家の生活にとつて、神前の供物と例祭の神楽料が重要な糧であったことは確かであろう。この時の上毛郡社家中の場合、凶年により二年連続で例祭奉納の神楽が減少したことで、たちまちに生活が困窮しているのであり、神楽の伴う例祭が大半となった背景には、こういった社家の生活をめぐる現実的な問題も、大きな要因としてあったと考えられるのである。そしてこのことは、今まで述べてきた、郷村の総社的神社の弱体化傾向と一村一社の一般化傾向、そして地域社会における祭礼数と社家数の増加、といった文脈の中で説明が出来るものと考ええる。

### 神楽の演劇化 「芝居同様」の神楽

石塚尊俊氏は、中国・四国・九州地方の岩戸神楽を丹念に調査した上で、神話劇風神楽の演劇化度による区分・分布状況と、その成立過程について考察し

ている（19）。氏は当該地方の岩戸神楽が、第一型⇨神話の筋書に従って一つのまとまった劇として構成されているもの（神話劇構成型）、第二型⇨神話に登場する神々は一応みな出さるが、その間に劇としてのまとまりは少なく、いうならば「多くの神々の舞」といった状態にあるもの（多神同時舞型）、第三型⇨前記二型までにもなっていない、ただ神話に登場する神々が出ては入り、出ては入りして、単神舞の連続といった状態にあるもの（単神連続型）、という三つに型に区分し、その分布を提示した（第一型⇨出雲・石見・備中・備後、第二型⇨隠岐・安芸・周防・豊前・豊後、第三型⇨第二型の外側）。氏はこの分布状態の成立過程を考察し、「いまは演劇的に著しく整備されている神楽にも、かつては第二型に見るような単純な多神舞の時代があったのではないか。しかしてそのさらに前には、あたかも第三型にみるような単に単神の出現にとどまるというような状態があったのではないか」（20）とし、神楽の型としては第三型⇨第二型⇨第一型の順に新しい、つまり出雲流神楽が伝播したとする説と新古の順が逆と推測している。もとより、神楽の芸態について論じることは筆者の力が及ぶところではないが、演劇風神楽⇨出雲流神楽とする考え方が、あまりにも短絡的で戒められるべきとの考えは石塚氏に全く同感である。

ただ、演劇化が段階的に進んだ、その要因に関し石塚氏は言及していない。7 これまでは、例えば出雲流神楽の伝播を説く中で「これ（筆者註出雲流神楽）が人気を博し除々に全国に広まっていった」（21）という説明がなされてきたが、「人氣」は伝播の重要な要素であっても、それを主たる原因に考えて良いものだろうか。次に掲げる大富神社の史料（22）は、そのことを考える上で示唆的な史料である。

（史料五）

〔編纂書〕

「中津新町荒巻要人

神楽相止メ之節書付」

御内意申上候口上之覚

一、祭礼之節神楽執行仕来候処、近年殊之外猥二相成誠二以前之風儀をも相失ひ、甚神慮恐多奉存候、且神楽式之儀者本所吉田御殿・御免状二も無御座候、尤神子神楽者諸国一統二御免二而御座候、岩戸神楽者神代之巻之内之通二御座

候得者天子御文庫之内ニ殊ニ<sup>二</sup>而甚恐多御事ニ御座候得者<sup>一</sup> 只今ニ<sup>二</sup>而者芝居同様之  
事ニ相成、軽々敷もてはやし候<sup>而者</sup>天子対し恐多罷成、右様之儀<sup>者</sup>遠慮も可有  
之旨御沙汰有之候<sup>而</sup>ハ申訳も無御座□□奉恐候、吉田御殿之御添状ニも無免  
□候、一天泰平五穀豊登民安全之御祈禱抽丹誠可相勤旨兼<sup>而</sup>被仰渡候、神樂  
之儀者曾テ御添状ニも無御座候、唯今之様ニ得心違いたし、猥ニ相成候<sup>而者</sup>  
末々ハ如何様之儀ニ相成候共相知不申神慮恐多、右ニ付明春祭礼・神樂相止  
メ上御武運御長久御祈禱之社ニ<sup>二</sup>而五千度之御祓相勤申度奉存候、尤以前者御祈  
禱料として被仰付候処、神樂執行仕候ニ付自然<sup>与</sup>神樂料<sup>与</sup>被仰付候ニ付、何卒  
前々之通為御祈禱料被仰付被下置候様奉願候、右之段御内意御伺申上候、亘  
敷様被仰付可被下候、以上

戊十二月

荒卷要人

文化十三年子正月、中津渡边上野介・写し上毛郡中真中順達差廻し致一覽候、  
外ニ上野介之書付も有之候へ共是ニハ略ス

吉田家裁許状にも神樂のことは記されておらず、また岩戸隠れの神話は「天  
子御文庫」(日本書紀)の神代紀にあり、これが「芝居同様之事ニ相成、軽々敷  
もてはやし」ては天子に対して恐れ多い。だから文政一三年(天保元年・一八  
三〇)の春より、祭礼で神樂を舞うことは止め、五千度の祈禱式をもってそれ  
にかえる、というのである。これは隣領中津城下の社家・荒卷要人が、同じ中  
津の社家渡边上野介に宛てたもので、神樂中止の是非について内意を問うたも  
のである。渡边上野介はこの写しを作り、添状を付けて大富神社へ送り、そこ  
から上毛郡の社家中に回覧されたのであった。この史料だけでは、隣領中津の  
神樂と上毛郡神樂組との関係が分からないが、八、九年後に上毛郡社家中から  
築城郡社家中へ宛てた次の史料(23)をみるとそれが明確となる。

(史料六)

(英書)  
「此通築城郡社中へ懸合候処

築城郡・之返答無之候」

(前欠力)

然ハ私共先年・中津御城下神樂組合之儀ニ御座候所、重松土佐守・荒卷要人右  
両人儀如何躰之存念哉、八九年以前神樂相止メ被置候所、荒卷要人儀<sup>者</sup>昨年・

又候神樂執行致度由ニ付、上毛郡社家中へ神樂執行方致呉候様被相頼候得共、  
一統之心得<sup>二</sup>者相互ニ舞業相勤合候儀ニ候者組合ニ相加へ可申、無左候<sup>而者</sup>組合ニ  
難相加段申述候所、否返答無之所、追々承り候へハ、其御郡御社中様方当春中  
津御城下<sup>并</sup>在方所々神樂御出勤之趣粗承知仕候、定<sup>而</sup>以来皆様方神樂御組合被成  
候思召哉<sup>与</sup>奉存候、拙者共存念ハ相互ニ舞業相勤合不申候<sup>而者</sup>後々ハ自然と他領  
神樂男子同様可被相唱段も難計、左様世評ニ相成候<sup>而者</sup>対御神慮、其上御上御外  
聞ニも相拘り可申哉毛恐不少心底ニ御座候、尤当御領内之儀ニ御座候へハ何れ  
之社不勤ニ相成候<sup>而</sup>も一統職分ニ相拘り可申奉存候、併他領之儀ハ同様ニ御参  
り申間敷<sup>与</sup>愚考仕候、乍御面倒早々御順達被下不貴答被仰聞可被下候、御返答  
之趣ニ付<sup>而</sup>無抛御役筋へも伺出可仕存念御座候

実は、上毛郡神樂組は隣領中津城下において、同地社家と組み合つて神樂の  
奉納をしてきたのである。ところが八、九年前に中津の重松土佐守・荒卷要人  
が祭礼での神樂奉納やめてしまったのだという。これは史料五でみたところの  
件だろう。しかし、前年から荒卷要人が上毛郡社家中へ神樂奉納の再開を打診  
してきたので、上毛郡側は、互いに「舞業相勤合」うのでなければ組合に加え  
られない、つまり中津の社家が神樂に加わらなければ、上毛郡神樂組だけで  
中津での神樂奉納は行なわれない、と返答したのである。これに対する中津側か  
らの回答は無かったところ、しばらくして、同じ小倉藩領の築城郡社家中が中  
津城下や同領農村部のあちらこちらで神樂奉納をしているという情報が上毛郡  
側に届いたのである。そこでこの書状では、小倉藩社家のみで隣領の神樂奉納  
を行なうことの不自然さを説いて築城郡の回答を求め、その内容について藩へ  
是非を問う、というのである。しかし、裏書にもあるとおり、このことに対し  
築城郡からの返答はなかった。

荒卷要人が、一旦やめた神樂奉納の再開を考えた理由は分からないが、おそ  
らく前項で述べた社家の生活をめぐる現実的な問題、つまり神樂料が社家の重  
要な生活の糧であったことと関係しているのはなからうか。史料五にみる荒卷  
要人の主張には、社家「聖」的存在としての身意識の高まりを感じさせる  
が、一方では、社会的存在・生活者としての「俗」の側面があり、そのジレン  
マが、史料六にみる神樂奉納の再開と、しかし自らは神樂を舞おうとはしない  
中津の社家の姿に表れている。そして、神樂の演劇化、あるいは演劇化した  
神樂の伝播には、在地での人気と支持を得ようとした、伝承者たちの生活をめ  
ぐる現実的な問題が要因の一つにあったと考えられる。

## 神楽の誇大化 宝劔治国神楽をめぐって

大富神社で行なわれる神楽に「綱切神楽」（虫切神楽とも）があった。

この神楽は宇佐郡と上毛郡の社家中が共同で執行するものであったが、奉納されるに至った発端・経緯は次のようなことであったという<sup>(24)</sup>。

(史料七)

(略)

一、元和六庚申年、細川越中守様より領中虫止メ・五穀成就御祈禱として於当社綱切神楽被仰付執行、此時より宇佐郡社人組合ニ<sup>而</sup>是を行ふ、其後度々綱切被仰付、古の例によつて宇佐郡社人当社<sup>江</sup>出勤也

(略)

綱切神楽は、元和六年（一六二〇）、細川忠利の命によつて始まり、その後も古例にならつて度々執行が命じられたといふのである。他郡の社家中と共同するにしても、それがなぜ宇佐郡なのかは知り得ない。ただ、綱切神楽が小笠原氏入部後の時代にも、たびたび行なわれていることは確かなことであり、数量は多くないが、当該神楽執行に関する史料が清原家文書、長谷川家文書に含まれている。

元文五年（一七四〇）の「神坂神楽入用目録御公儀二書出シ候扣帳」<sup>(25)</sup>は本文冒頭に「綱切神楽入用控」とあり、これが綱切神楽の入用物品と経費を書き上げて藩へ提出したものであることが分かる。それをまとめたのが表二であるが、これによると、綱切神楽は三六番の演目で構成され、それを約一六時間（午後四時頃から翌朝八時頃まで）かけて奉納するものであった。また、綱切神楽の名前どおり、虫に見立てた「虫綱」二〇本を、用意した「綱切刀」で裁ち切る演目が入るのが、この神楽の特徴であった<sup>(26)</sup>。綱切神楽を奉納するのは、前述のように上毛郡と宇佐郡の社家であったが、それに加えて下毛郡の社家一〇人を一人一〇匁で雇っていることが分かる。

ところで、清原家文書、長谷川家文書には「宝劔治国神楽」という名称の神楽執行に関する史料が散見される。現存する史料の上限は寛延三年（一七五〇）である<sup>(27)</sup>。ただ、限られた史料ではあるが、その内容を検討した結果、この「宝劔治国神楽」は綱切神楽に演目を追加するなどの改変を加え、その上で付した美称と考えられる。その根拠を示すと、次のとおりである。

寛延四年（宝暦元年・一七五二）「山田宮宝劔治国神楽諸銘記」<sup>(28)</sup>に宝劔治

国神楽に従事した社家の構成が記されているが、それによると、宇佐郡社家一三名、下毛郡社家一〇名、上毛郡社家一九名の、計四二名であった。これと前掲元文五年「神坂神楽入用目録御公儀二書出シ候扣帳」の内容を比較すると、

①綱切神楽と宝劔治国神楽で従事する社家数はほぼ同数、②宝劔治国神楽にも綱切神楽同様宇佐郡の社家が参加する、③綱切神楽では中津領の社家一〇人が入るが、宝劔治国神楽でも同数の下毛郡社家が参加する、以上四点において、特に神楽執行主体たる社家の構成が綱切神楽と宝劔治国神楽では相似している。

また、寛政三年（一七九二）「宝劔治国神楽番組」<sup>(29)</sup>によると、同年三月一日・一九日に執行した宝劔治国神楽の番組は表三のとおりであったが、その演目中に「綱切」が、前後に「御祓」を伴う形、つまり「綱切」を強調・重視する形で入れられており、宝劔治国神楽は「綱切」がメインの神楽であったと推測される。さらに検証すると、長谷川家文書C一七―五（仮称「神楽演目」）は神楽の演目ごとに担当する社家の名前が記されているが、末尾に「寛政三亥年三月虫切神楽之節上毛郡勤方分」とあり、これが虫切神楽（綱切神楽）において上毛郡が分担する演目の舞方社家の役割分担であることが分かる。これと表3で用いた寛政三年（一七九二）「宝劔治国神楽番組」に記された太平楽神楽以下の舞方分担を比較すると、地割神楽の神宣が「神楽演目」では「主計」であるのに対し、「宝劔治国神楽番組」では「文内」となっている。これが唯一の

違いであり、他の演目の舞方は全く同一である。「神楽演目」の最末尾に「三月、初寄廿七日、仕組五夜六日」とあるのは検討の余地があるものの<sup>(30)</sup>、「虫切神楽」（綱切神楽）と「宝劔治国神楽番組」は、寛政三年三月奉納の同じ神楽について記したものと考えて差し支えないだろう。回りくどくなったが、要するに「宝劔治国神楽番組」は「虫切神楽」（綱切神楽）の別名である。

ただ、いつの頃から綱切神楽・虫切神楽に宝劔治国神楽の「美称」を付して奉納するようになったのかは明確に知りえない。前述のように史料としては寛延三年のものが最も古く、一方で前掲元文五年の史料では「神坂神楽」「綱切神楽」は見られても宝劔治国神楽の名称は見られない。仮に、この元文五年から寛延三年の間に、宝劔治国神楽の名が用いられるようになったとすれば、いかなる要因が考えられるであろうか。また、名称だけではない。綱切神楽は三六番で構成されるものであったが、表三をみれば演目の増加は明らかである。演目を増やし、美称を付し、より盛大に執行するようになった背景にあったものは何であろうか。

明確な結論には至っていないが、この変化が元文五年（一七四〇）から寛延

四年（一七五二）の間に行なわれたことは、前述の通りである。

表3 宝劔治国神楽番組

(寛政3年=1791)

執行順	品名	上毛郡	宇佐郡
	小太刀		
	長刀		
	(破損)		
	駟仙神楽		
	待囃		
	寒水神楽		
	小太刀		
	長刀		
	虫迎駟仙		
	待囃		
	(破損)楽		
	御被		
	奉幣		
	御神拝		
	詔刀		
	引入柴		
	初礼音取		
	一番神楽		
	手総神楽		
	二人手総神楽		
	掛手総神楽		
	伏魔狩神楽		
	三神神楽		
	美引神楽		
	花神楽		
	神前御被		
	御前神楽		
	太平楽神楽		
	神屋神楽		
	八面神楽		
	祝詞		
	地割神楽		
	神宣		
	宝満神楽		
	八乙女神楽		
	仮殿御被		
	幣征護神楽		
	弓征護神楽		
	早神神楽		
	大臣神楽		
	神餉神楽		
	祝詞		
	綱征護神楽		
	詔刀		
	綱口神楽		
	綱祭文		
	綱駟仙神楽		
	御被		
	綱切		
	御被		
	於中川 変穢清浄被	悉皆成就被	
	於神前 一切成就被	神官一同	
	詔刀		
	神送		
	蔵入		
	注連揚		
	退下		

【史料】「宝劔治国神楽番組」  
(大富神社文書1678)

表2 綱切神楽入目

(元文5年=1740)

米銀		品名	数量	但書	代文銀	備考
		神供米	1斗			
		餅米	1斗			
		散米	4升	白米3升3合		
		米	8斗	神棚敷米		
		神酒	1斗2升		16匁	
		熨斗	3包		3匁	
		食次	1つ	神楽入用	1匁5分	
		三膳	8膳	神前入用	24匁	
		八つ脚机	2脚	神前入用	10匁	
		四つ脚机	3脚	神前入用	6匁	
		神酒錫	3対	神前入用	5匁	
		足折	12枚	神前入用	12匁	
		行灯	2つ	神前入用	3匁	
		樞	30枚	神前入用	6匁	
		山折敷	5枚	神楽入用	2匁5分	
		腰掛	8つ	神楽入用	8匁	
		土器	3束	神前入用	7分	
		清御座	5枚	神前・神楽入用	7匁5分	
		五色旗布	1丈	神前・神楽入用	6匁	
		晒幣帯	2端	神前入用	20匁	
		幣帯	1丈	青絹5尺・赤絹5尺	10匁	
		膝突布	5端	損銀にて借り用	5匁	損銀
		瀧水桶	2つ		8匁	
		芋	500目	被具雲引綱用	12匁	
		檜杓	5本		1匁5分	
		水引布	1束2端	損銀借り用	12匁	損銀
		杉原紙	5帖	祈禱札紙	10匁	
		上丁紙	2帖	神屋四方堀(彫)物入用	2匁	
		色紙	200枚	金銀紙共に右幣紙花紙に入用	9匁	
		中折紙	5束	幣紙・被串紙・雲紙万入用	23匁	
		録丹		四季色取入用	3匁	
		丹		四季色取入用	2匁	
		虫衣布	2束	虫1筋に布1反ずつ巻	20匁	損銀
		挑灯	10		15匁	
		蠟燭	40丁	挑灯10貼有明	40匁	
		筵	30枚		14匁	
		胡麻油	2升	神前神棚灯明、楽屋に用	10匁	
		文銀		平津銀社人10大座中候礼	100匁	
		米(社人賄請方)	2石6斗	社人40人小者共に賄、晝夜6度御祈禱、当日昼食・夕食・夜喰2度、翌朝朝飯・昼飯迄賄、塩・味噌・酒代共に、御祈禱当日7つ時より興行仕翌朝5つ時成就仕申候、神楽番数36番相勳申候		
		合計		文銀	427匁7分	
				米	3石6斗4升	

刀類

品名	数量	但書	代文銀	備考
綱切刀	2腰	借り刀御座候得者其通り、若無御座候得者被仰付可被下候、私共方へ無御座候、虫綱20本切申候、若切損シ候得八刀痛さやに入不申様に成候儀も御座候故、借(貸)し兼申候		
長刀	1	御借り可被下		

【史料】元文5年「神阪神楽入用入目目録御公儀三書出シ候控扣  
(長谷川家文書C14)

三年（一七五〇）の間におけることならば、延享元年（一七四四）に再興・発遣された宇佐奉幣使の影響は無かったであろうか。正安三年（一三〇一）を最後に中断されていた宇佐奉幣使は、約四〇〇年後の延享元年に復興されて以後、江戸時代には文化元年（一八〇四）、元治元年（一八六四）の計三回発遣された。近世の奉幣使をめぐっては、その社家や民衆の神仏分離・廃仏思想の萌芽に及ぼした影響が既に指摘されているところである<sup>(31)</sup>。確かに、吉田家の家人が同道し、道沿いにある仏教的なものを徹底して排除・忌避しながら通行する勅使の姿は、社家たちに神職としての身分意識の高揚をもたらしたであろう<sup>(32)</sup>。「宝釧治国」という、ある意味「気負い」を感じる名前も、それと同じ文脈の中で説明できないだろうか<sup>(33)</sup>。

### ⑨むすびにかえて

京築地区神楽関係史料調査をきっかけに、筆者は、在地社家の身分意識のあり方、庶民の神社・神職観、そして両者の関係性といったところを研究課題の一つとしていた。具体的に言えば、①社家という、特定の社会集団内部で高まりをみせる身分意識（プライドの高まり）は、村あるいは地域社会の中でどのように許容され、あるいは拒絶されていたか、②その身分意識と在地で生きるという現実との緊張は、社家個人、あるいは社会集団内部で、どのように消化されたか、③社家の身分意識（プライド）が高まれば高まる程、庶民との間に溝の生じたことが予想されるが、在地における社家として稼業は庶民との関わりなしには維持出来ない筈であり、こういった、高まる意識と変わらぬ現実との落差・矛盾は、彼らの中でどのように整理されたか、といった点である。そして、こういった課題を解く鍵の一つに「神楽」があることは、本稿でふれた江戸時代におけるその演劇化、誇大化をめぐる問題からも明らかであろう。豊前市には、清原家文書、長谷川家文書（中津市所在）、初山家文書などの神社文書が多量に現存しており、また本書の刊行が象徴するように、民間・行政ともに神楽の保護・伝承に対する当市の熱意は周辺市町の比ではない。今後、筆者の研究課題とするところも含め、神社・社家そして神楽に関する研究は、当地方では豊前市域を中心に展開してゆくものと推察している。

### 〈註〉

(1) 長谷川家文書D一一

(2) 元禄二年上毛郡宮井社司御改帳（長谷川家文書A一六六）など

(3) 兵庫県安富町史編集委員会『安富町史』（平成六年、安富町）

(4) 長谷川家文書C六一—

(5) 元和八年「求菩提山人童家教御改之帳」『大日本近世史料 小倉藩人畜改帳』第三卷一九頁。豊前市史編纂委員会『豊前市史』文書資料編五四八頁（豊前市、平成五年）。『太平村誌』（大平村、昭和六一年）。なお、筆者は「京築築神楽関係史料調査」報告書において、「行光坊は求菩提山の山伏である。」と断定的に述べたが、これは松尾山の坊名の確認を怠ったことによる。

(6) 石橋尊俊『西日本諸神楽の研究』慶友社（昭和五四年）二九四頁〜二九八頁参照。享保二年（一七一七）成立の『雲陽誌』（『大日本地誌体系』二七）に出雲国飯石郡吉田の松堂神楽について「八人の乙女、五人の神楽男神事を執行」との記述があることが紹介されている（同書二九五頁）。

(7) 前掲石橋著書には、築上郡築上町（旧築城町）赤幡の八幡神社（八幡宮）社家・神家が所蔵する文書として、寛永一八年（一六四一）に権少都有舜が「三太夫」に授けた「浄衣袴大事」の写しが紹介されている（三三〇〜三三一頁）。石塚氏の調査年が不明だが、筆者の行なった神家文書の調査・目録作成時（平成七年〜一〇年）には、該当する文書は見出せなかった。

(8) 太平村郷土史料館所蔵史料一〇—八

(9) 白川琢磨「ハ落差<sub>V</sub>を解く—豊前神楽を例として—」平成一四年度〜平成一六年度科学研究費補助金（課題番号一四三二〇一五二）『自社会研究としての人類学の確立にむけた基礎的研究』研究成果報告書（平成一七年）所収

(10) 『御触書寛保集成』一一七四

(11) 里神楽の成立や神楽の伝承者をめぐる問題については、前掲石橋著書や同氏『里神楽の成立に関する研究』（岩田書院、平成一七年）で民俗学的なアプローチがなされている

る。

- (12) 『福岡県史』通史編・福岡藩・文化(上)、福岡県、平成五年
- (13) 『福岡県史』通史編・福岡藩・文化(上)、福岡県、平成五年
- (14) 長谷川家文書C八
- (15) みやこ町歴史民俗博物館所蔵
- (16) 安武手永大庄屋文書三八号「宝暦十一辛巳・宝暦十二壬午日記帳」七月十五日条〜十六日条・七月十九日条
- (17) 清原家文書一七二二
- (18) 清原家文書一七二一
- (19) 前掲石塚著書『里神楽の成立に関する研究』
- (20) 同前書一六六頁
- (21) 柏木實「豊前神楽について」『豊前岩戸神楽』神楽の里づくり構想推進協議会(平成八年)五頁
- (22) 清原家文書一七一五
- (23) 清原家文書一七一九
- (24) 文政八年「上毛郡四郎丸社由来書」(長谷川家文書D四六)
- (25) 長谷川家文書C一四。ただ、この史料には、末尾に元文五年、寛保元年、同二年は「相勤不申候」とあり、実際にはこの三年間、綱切神楽が執行されなかったことを注記している。最末尾に「亥ノ年(筆者注寛保三年)閏四月二〇日・二二日相勤候」とある。
- (26) 現在豊前地方の神楽に綱切神楽・虫切神楽と称する神楽は伝承されていない(神楽研究家橋本幸作氏のご教示による)。ただ、時期は不明ながら石橋尊俊氏の調査時には幡神楽(築上郡築上町)の番組に「綱切神楽」があった(前掲石橋尊俊『西日本諸神楽の研究』八六頁)。綱切神楽は西日本各地の神楽に散見される(同前書七九頁〜九二頁)。芸態は様々なようだが、例えば大分県大野郡緒方町の緒方神楽や熊本県阿蘇郡波野村の中江神楽には「綱切」「綱伐」と称し、俵の上に張った注連縄を真剣で裁ち切る演目が伝えられている(『緒方神楽』緒方町教育委員会・昭和五四年、『中江岩戸神楽三十三座』波野村教育委員会・中江岩戸神楽保存会・平成三年)。
- (27) 寛延三年「宝釵治国神楽社人賄方借り道具覚」(長谷川家文書C一九)
- (28) 清原家文書一六七四
- (29) 清原家文書一六七八。端裏書に「上毛郡楽屋」とあることから、この史料は寛政三年三月の宝釵治国神楽奉納の際、上毛郡の楽屋に置かれたものであろう。
- (30) 長谷川家文書D六四(『寄附品々書上』(慶応四年)には、大富神社に細川氏・小笠原氏の歴代藩主から寄附された品々が書上げられている。その中に「寛政三辛亥年三月十三日虫御祈祷為願解御寄附」の「御太刀」と「菱御紋付御挑灯」があった。この虫祈祷と同月に執行された宝釵治国神楽との関係は未詳。
- (31) 高埜利彦「近世奉幣使考」『歴史学研究』第五〇〇号(昭和五七年)所収
- (32) 奉幣使の小倉藩領通行に関しては、『椎田町史』上巻(築上郡椎田町、平成一七年)所収の拙稿「小倉藩の宿駅と椎田村」参照。
- (33) ちなみに、大富神社境内には、宇佐奉幣使下向の際にその水を献じたという「勅使井」があり、現在一〇年に一度行なわれている勅使派遣の際にも、一行は当社に立ち寄り「御神水汲み神事」が執行される。このことも宇佐奉幣使と、綱切神楽から宝釵治国神楽への「発展」を考える上で参考となる点である。

## 二、明治時代以降の神樂の変遷

### 幕末から明治初期における日本の情勢

豊前市内には寺社関係の神樂に関する文献が多く残されており、江戸時代には主に旧上毛郡の神官が一同に集まって神樂を執行していたことが確認されている(六頁表一)。当地方では、江戸初期には社家神樂として修験道色の強い神樂が行われていたが、その後、吉田神道の台頭により吉田神道系の神樂の執行が推進されてきたと推定されている(文献一)。しかし、佛敎界の社僧の優位性は変わらず、完全な神樂の改変は進まなかったように、むしろ、社家が修験僧の許可のもとに神樂を執行していたという記録もある。また、当時は神官が主体となつて神樂の奉納が行われていたが、各村々では面や衣装を準備しているところもあり、その結果、江戸時代の神樂面が残っている地域があるが、このことが必ずしも現在の神樂講の起源を示しているとは言えない。しかし、幕末頃には神官のみで神樂を行うのが困難となり、次第に氏子を中心とする一般の人が助手として参加することで維持されてきたようであるが、あくまで主体は神官であり、旧上毛郡では神官が合同で社家神樂を伝承していたことが知られる。これが江戸時代における神樂執行の概要であるが、明治以降の神樂の民間への伝承過程を考察するためには激変する日本の社会情勢を考慮しなければならない。

そこで、明治維新当時の日本の状況を見ると、江戸幕府が崩壊して慶応二年(一八六七)に大政奉還が、同年二月九日に玉松操が岩倉具視に進言して成立した王政復古大号令が発令された。慶応四年(一八六八)一月三日の戊辰戦争、同年一月十四日の王政復古の通告、さらに、同年四月一日に江戸城が無血開城となり、長く続いた江戸幕府も終わりを遂げた。

明治時代に入り、玉松操、大國隆正、猿渡容盛、矢野玄道、福羽美静らの国学者により祭政一致の建言・意見書が提出されたことにより神祇官が設置され、神仏分離令が出された。これにより、これまで千年以上続いた社僧優位の神仏習合の思想に対する鬱憤をはらすように、民衆を扇動し廃仏毀釈という破壊行為を招くのである。明治政府の目指す近代国家の創設、富国強兵、殖産興業の推進に対し佛敎界の腐敗・社僧の優位は妨げになると位置づけられたのである。このため、国民を一致団結させる意味で国家神道を推進し、陰陽五行思想に基づく呪術的祈禱を否定するなど神仏分離が進められるのである。このため、長い間培われてきた日本の宗教的考えは崩壊し、神仏習合および陰陽五行説に基づく神樂も国家神道的解釈により改変させられ、本来の神樂の意味が曖昧となったのである。

一方、明治政府の政策としては、先ず、王政復古、祭政一致の宣言および神祇官再興の布告が次のように出された(資料一)。

#### 資料一)

太政官第百五十三、慶応四年三月十三日布)

此度 王政復古神武創業ノ始ニ被為基 諸事御一新 祭政一致之御制度ニ御回復被遊候一符テ八 先第一、神祇官御再興御造立ノ上、追々諸祭奠王可被為興儀 被仰出候 依テ此旨 五畿七道諸國に布告シ、往古ノ立歸リ、諸家執奏配下之儀ハ被止 普ク天下之諸神社、神主、禰宜、祝、神部ニ至迄、向後右神祇官附屬ニ被仰渡間、官位ヲ初、諸事万端、同官ハ願立候様可相心得候事但尚追々諸社御取調 并諸祭奠ノ儀王可被仰出候得共、差向急務ノ儀有之候者ハ可訴出候事

そして神仏分離令としては先ず、慶応四年(一八六八)三月十七日に神社における僧職の復職命令が神祇事務所の通達というかたちで出されている(資料二)。

#### 資料二)

太政官第百六十五、慶応四年三月十七日

今般王政復古 旧弊御一洗被為在候一付、諸國大小ノ神社ニ於テ、僧形ニ別当或ハ社僧 坏卜相唱ハ候輩ハ復飾被 仰出候、若シ復飾ノ儀無余儀差支有之分ハ 可申出候 仍テ此段可相心得候事 但別当社僧ノ輩復飾ノ上ハ 是迄ノ僧位僧官返上勿論一候、官位ノ儀ハ追テ御沙汰可被為在候間 当今ノ処、衣服ハ淨衣ニテ勤仕可致候事、右ノ通相心得 致復飾候面々ハ 当局△届出可申者也

さらに、同年三月二十八日には神名を仏号で唱える事に対する不快感を表明して、神前から仏敎的要素を排除する命令(資料三)が出されている。

#### 資料三)

太政官第百九十六、慶応四年三月二十八日

一、中古以来、某権現或ハ半頭天王之類 其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候 何レモ其神社之由緒委細一書付、早々可申出候事 但勅祭之神社 御宸翰 勅額等有之候向ハ 是又可同出 其上ニテ、御沙汰可有之候、其余之社ハ 裁判 鎮台 領主 支配頭等△可申出候事 仏像ヲ以神体卜致候神社ハ 以采相改可申候事 附 本地坏卜唱ハ 仏像ヲ社前ニ掛 或ハ鱧口、梵鐘 仏具等之類差置候分ハ 早々取除キ可申事、右之通被 仰出候事

このような明治の神仏分離や国家神道政策により、神樂における神名も記紀や



延喜式神明帳に記載された名前に改変させられたと考えられる。この二つの太政官布告が廃仏毀釈の要因となった通達であり、全国で極端な廃仏毀釈運動が起こったため、これを見かねて同年四月一〇日には粗暴な振舞いに対する戒めとして太政官布告(第二二六)が出されている。さらに、同年四月二四日には八幡大菩薩号の停止命令として次の太政官(達)が出されている(資料四)。

資料四)

此度大政御一新一付、石清水 宇佐 宮崎等 八幡宮大菩薩之称号被為止、八幡大神卜奉称候様被<sub>レ</sub>仰出候事」

そして、神仏分離令は明治元年(一八六八)十月十八日の「法華宗三十番の称の禁止」まで続いたのである。しかし、政府の目的は廃仏毀釈ではなく神仏判然で、廃物の嵐は明治四年(一八七二)の廢藩置県の頃まで続き、地方ではその後さらに数年続いたようである。

明治五年(一八七二)には太政官第二七三(布)により修験道廃止令が出され(資料五)、この布告により修験者は壊滅的な打撃を受けたと考えられる。

資料五)

太政官第二七三、明治五年九月十五日(布) 府県へ  
修験宗ノ儀 自今被廢止、本山当山羽黒派共從來ノ本寺所轄ノ儘、天台真言ノ両本山へ歸入被仰付候條、各地方官一於テ此旨相心得、管内寺院へ可相達候事但、将来宮生ノ目的等無之ヲ以歸俗出願ノ向ハ始末其状ノ上、教部省へ可申出候事

なお、廃仏毀釈は単に仏と神を分離し、仏を廃するという単純なものではなく、記紀神話や延喜式神名帳に記載されている神々や歴代の天皇を正統化し、これを中枢の神として地方に産土神を配し、その他の神仏は排除する、すなわち、社僧の排除が目的であったようである。そのため神名や神社名の改変が盛んに行われたのである。

このような復古主義、国学者などによる宗教政策により破壊的な廃仏行為が行われたが、もともと明治政府は廃仏毀釈のような過激な手段は考えてはおらず、神仏の分離を明確化することが目的であった。また、明治維新の目指した近代化、西欧化と、国学者達の復古主義の思想は必ずしも一致せず、神仏分離の強引な政策は廢藩置県が行われた明治四年頃に挫折した。そして維新政府による中央集権国家としての天皇絶対主義、いわゆる国家神道へと進んでいくのである。実際、復古

のみを強力に押し進めた平田派の国学者である矢野玄道、角田忠行らは明治四年に国事犯の嫌疑で追放され、新時代に適応したビジョンを持っていた津和野派の国学者である亀井茲監、福羽美静等が受け入れられたのである。

このように、明治時代の豊前市の神樂奉納実態を考える際には、このような国の政策、社会情勢を考慮して考察する必要がある。

豊前地域の神樂をめぐる情勢

さて豊前地方に注目すると、先ず、慶応四年(一八六八)四月一〇日に鴨我越後守(田川郡香春神社の社司)が、社会情勢をいち早く察知したのか、神祇局に次のような申し出をしている(資料六)。(文献二)

資料六)

豊前国神主禰直中古以來於神前木面 毛頭用神樂執行致來候処、向後狂言ケ間敷相止古風ノ幣神樂執行仕度、右候得者神慮 毛相叶候様愚察候一付、何卒此後木面 毛頭取除可申儀 御沙汰被下置候様奉嘆願候、已上」

これは木面、毛頭を使う神樂を「狂言ケ間敷」ものとして否定して、古風の幣神樂を執行したいとの嘆願書である。ここで「木面、毛頭を使う神樂」と「古風の幣神樂」とは何を意味するのであろうか。維新政府は神仏習合や陰陽五行の思想を完全に否定していることから考えると、前者は陰陽五行の思想で組み立てられている両部神道(山王一実神道)系や古田神道系のこれまでの神樂であり、後者は記紀神話や延喜式をよりどころとする国家思想に基づく神樂ではないかと理解できる。明治政府や神祇官は、修験道等の神仏習合の思想に基づいた密教は呪術的な祈祷色が強く、民衆を惑わすものとして否定しており、そのため木面、毛頭を使う神樂が敬遠されたのである。また、築上郡志に鬼会について次のような記載があり、これも仮面を使用する修験者の不可解な行動と捉えられていたようである(資料七)(文献三)。

資料七)

豊前國求菩薩提山、等覺寺、松尾山、倉持山、檜原山、いずれも正月七日の晩に、鬼會と云うことを行ふなり、山伏とも出會して、昔より傳わりたる恐ろしき假面を着て、初めには、切り合ふまねして後には、一人を捕らへ、手足をからめ置くことなり。」

さらに、明治二年（一八六九）の上毛郡尻高村庄屋の法度書（資料八）には社家、出家、座頭その他の者で折袴杯などを行って人を惑わす者を取り締まるという内容の記載がある（文献四）。このような祈祷的な振る舞いは、迷信であり人を惑わすものとして明治政府は取り締まったのである。

（資料八）

社家 出家 座頭其外奇異にまじない 祈袴杯を致し、或いは野狐を遣イ奇りを立、人を迷し候もの有之候ハ留置早速可申出、若隱置相頭れ候ハ、其所の越度ニ可申付候事

また、慶応四年（一八六八）六月九日には香春藩の久保良左右衛門が村々の庄屋に対して神楽に木面や毛頭を使わないよう御触（資料九）を出しているが、上毛郡においては「御触出者無之候」と記されている（文献二）。

（資料九）

『王政御一新一符是迄勤来ル神楽之儀、以来木面 毛頭取除古風之弊神楽ニ而執行可致候、尤執行之節謹而致拜見、決而遊興ケ間敷心得申間敷旨被仰付候段御沙汰相成候条、此旨人別無漏落御申触可之候、以上  
六月九日 久保良左衛門  
村々庄屋中  
右之通触面之写京都同職中香春ニ而御咄故、右之写拜見控返り  
辰七月三日 香春宿ニ而 初山筑前  
尚々上毛郡者未タ御触出者無之候』

そして、このような背景をもとに面、毛頭を使用した社家神楽は、正式に神祇官により否定され（資料一〇）、明治二年（一八六九）五月二日に郡御触として出されている（文献二）。

（資料一〇）

是迄里神楽執行節面 毛頭相用居候処、此辰六月田川香春宮社家鶴家越後守上京ノ御於神祇官面 毛頭相用候儀者廃止、古風之弊神楽執行候様被申付候間、以来面 毛頭着用之儀小家之者共江無落篤ト説諭致シ、神事米 神楽米等之義者是迄之通り相運候様可申間旨可被申渡候、以上

つまり、それまで行ってきた神楽は主に吉田神道系の神楽と広義の両部神道系の神楽と考えられるが、面、毛頭を使用しない幣神楽のみではもはや神楽は成立しなくなつたと考えられるのである。しかも、資料一〇に示すように、面、毛頭を着用

した者は小家の者とみなされたようで、我国では従来、芸能を行い生計を立てる人は身分賤しき者と見なされてきた経緯があり、これと同等の者（小家の者）と位置づけられたために、神官による社家神楽は衰退せざるを得なかつたのである。そして、明治四年（一八七二）に太政官第七四により神社での神楽の奉納を禁止する通達が出されている（資料一一）。

（資料一一）

太政官第七十四、明治四年二月十四日（達）  
是迄心願ト称シ猥ニ社頭ニ於神楽奉納之儀自今禁止之事

（資料一二）

太政官第七十七、明治四年二月十四日（達）  
是迄之神楽家並元楽所今度大曲秘曲之譜返上致候上其家々ニ写相残置候儀不相成候事  
但從來口傳ト称シ傳來候儀自今停止之事

さらに、太政官第七七により、神楽家等より譜（物事を系統、順序をたてて記し、または類従したもの）を返上させ、その写しの所持も認められず、口伝による伝承も停止するように通達が出されている（資料一二）。これにより、神楽に関する資料、特に修験道系の神楽に関する資料が消失した可能性が考えられる。これらの一連の規制は社家神楽の禁止と考えられ、少なくともこの時点までは氏子による神楽組は結成されていなかったとみるのが妥当であろう。

一方、明治三年（一八七〇）に松江藩から「神能演舞禁止令」が布達されたと言われているが、この布達は、明治四年（一八七二）の太政官の通達より早く、明治三年から四年にかけてのこの「神能演舞禁止令」は藩から、廃藩置県後は県から出されたと考えられている。上毛郡において福岡藩または福岡県令からこのような禁止令が出されたかは不明である（文献五）。

実際、明治六年（一八七四）に「諸社勸請祈雨祭」が五日間大々的に行われ、この時加藤従吾によつて湯立神楽が執行されており、これには上毛郡の区長、祠堂のほとんどが参加しているため、氏子中心の神楽とは考え難く社家中心の神楽と考えられる（資料一二）（文献六）。

(資料一三)  
(一八七三)  
本日從十二日至十六日  
表)諸社勸請 祈雨祭

明治六癸酉八月十二日ヨリ小倉県被仰付候豊前八群大社左之通、企救郡到津社田川郡香郡春社京都郡大分社仲津郡生立社築城郡綱敷社上毛郡大富社下毛郡

萬社宇佐郡宇佐神宮之祈禱五昼夜執行 初日 豐津 松尾正寧 半日雨 十三日 中津 木多雪江 十四日

大兩二付河留參拜無之十五日加藤從吾湯立神樂執行十六日三宅通諭天狗拍子狭間村君富樂赤熊村六十區 社大富社六十一區沓川社六十二區千束社六十三區山内社六十四區岩嶽社六十五區八社大神六十六區垂水社六十七區古表社右歸村大富社一勸請祠宮六十區片山豐記祠掌清原亨植田翼三好久弥鷹征矢野真澄

祠掌清原司長谷川操高橋勝正高橋亭  
矢幡寿松尾貞實宇都宮北中高橋勝文高橋勝正区长一木文五郎高橋庄蔵  
小今井省吾

中村碩蔵中村伝太百原何其  
戸長四郎丸 高野碩平  
鳥越 保永 三郎

そして、資料一四に示すように旧上毛郡の社家神樂は少なくとも明治七年(一八七五)からは完全に廃止に追い込まれているようである。この神樂の廃止は、太政官達(資料一)と少しずれがあるが、いずれにしても豊前地方の社家神樂はこの時期には中止をせざるを得ない状況にあったのである。

さて、築上郡史によれば土屋神樂組の起源は安政年間、最も古いと記載されており(文献七)、福岡県の民俗芸能(福岡県教育委員会)によれば、明治二年(一八六九)には山内神樂講(組)社員により神樂が舞われていると記載されている(文献八)。資料は確認できていないがこれが事実だとすると、江戸時代の終わりから明治時代の初めにかけて村々の祭典で神官だけで神樂を奉納するのは困難となり、村人が神樂に参加して神樂を維持し、後の神樂組結成の基礎ができていったと予想できる。築上郡史に「維新前には各村々に仮面神樂衣装(舞衣)等の用意があり神官同士が互に援助しあつて奏して居たものである。然るに神官のみでは手不足より助手として氏子を加えることになったのが抑々各所に神樂組の起りで当郡より下毛郡にかけて所々に散在する神樂舞組は主として維新前後より独立するようになったのである」と記載されている(文献七)。しかし、この一般の人の神樂への参加は神樂組の結成を意味するものではなく、あくまで主体は神官であり、一般の人は神官の

補佐と考えられる。神官が主体であることは、先に述べた慶応四年(一八六八)の鴨我越後守の嘆願書の文面からでも読みとれる(資料一〇)。また、赤旗神樂組の結成は明治七年(一八七四)でこの地方では最も古いとされているが上毛郡における明治七年からの神樂の廃止は、築城郡でも同じと考えられ、実際に活動していたかは注意する必要がある。さらに、宇佐の十ヶ平神樂社の起源を記した資料に「明治七、八、九年頃神官神樂差留相成……」と記載されていることから(文献九)、宇佐郡においても上毛郡と同様、明治七、九年頃に社家神樂が差し止めとなつていく。この様に、幕末には祭りとしての神樂が村々において定着していたが、神樂が廃止になつてから神官としては収入源が、民衆としては五穀豊穰や無病息災の祈願の場(祭)を失つたのである。その後、復古神道派は明治政府の政治中枢より排斥され、明治八年(一八七五)には信教を保証するという政府の口達が出され(教部省、明治八年一月二七日、口達)、翌明治九年(一八七六)には転宗、転教の自由が認められた。こうした中注目されるのは、明治九年(一八七六)に豊前国第六大区戸長の名前(この時の戸長は久路土の高橋庄蔵)で福岡県令(県知事)に神樂興業の願が出されていることである(資料一四)(文献五)。その内容は以下の通りとなつている。

(資料一四)

郷社 村社祭典之節、旧來興業致候神樂ハ醜態ノ所作有之、敬神ノ道ヲ失シ候二付、甲戌己降全ク廢止ノ処、本年六月三十日付御布達自今神樂興業願出候ハハ、説諭ヲ加テ猥醜ノ所業無之様可致云々御趣意ニ依リ、尔後興業願出候村々有之、右者醜態無之、神樂ハ神前ニ於テ興業入ルモ差支無之義与相心得可然哉

一、前件神樂興業之節、其都度県庁江願出候モ繁ク有之、且ハ一日ノ興業ニ付、区长ニテ聞届可然候哉  
右奉伺候也

豊前国第六大区戸長 氏名 高橋庄蔵  
明治九年十一月十日

福岡県令 氏名 名殿

「上毛郡では、甲戌(明治七年)以降神樂は全く廃止になつていたが、猥醜ノ所業がないように説諭すれば神樂を行つて良いか。また、神樂興業は頻繁にあるので一日の興業の時は県庁に願出なく区长への届けでよいか」というものである。なお、この文面の中の「明治九年六月三十日付けの御布達」についての記載があるが、その内容については不明である。

これに対し県令の答えは(資料一五)、それでよいが興業が数日に渡るときは届け

を出すようにとの返事であった(文献五)。

資料一五)  
書面一・二条伺之通  
但 数日二渉ルトキハ可願出事  
九年十一月十一日 福岡県庁印

これを受けて早速、現在の黒土神楽講は福岡懸豊前国第六大区(上毛郡)神道事務所宛に届けをだして、明治九年(一八七六)に久路土組として発足している(資料一六)。文面に「此度改メ・・」とあるのは資料一四、一五の神楽興業の解禁を受けてのことであり、「規定に違背なき」と強調されている(文献一〇)。

資料一六)  
仮定約書\* 此度改メ而神楽発興に付規定に違背なきこと  
明治九年丙子 久路土組 誰某印 他三名  
福岡懸豊前国第六大区 神道事務所御中

いずれにしても、事実上これが氏子を中心とする一般人に神楽が解禁されたとする資料であり、福岡県令の通達が出された明治九年以降に各神楽組が組織されるようになったと考えるのが妥当である。そして面、毛頭を着用する者は「小家の者」と位置付けられたため、このことから社家は神楽の実務からの完全撤退を余儀なくされ、神楽を統制する側に立つようになるのである。実際、明治十一年(一八七八)に嘯吹八幡神社の初山吉武宮司は福岡県神道黒住教分局より「神楽方取」を申し付けられている(文献一一)。

ところで、資料十七は嘉永五年(一八五二)に五日間に渡って神楽が行われたとする記録である(友枝文書「御用方日記御触書写」(文献一二)。これが何を意味するかといえば、それまでは数日に渡って神楽が行われていたことを示すもので、これ以降は一日で終わる事が多く、これも一日の興業の場合には福岡県令への届出が不用となったためと推定されるのである。

資料一七)  
嘉永五年(一八五二)御用方日記御觸書写  
御郡中雨之御祈禱披 仰出 六月十日御両役様 御山奉行御出張  
十一日 於四郎丸社五昼夜執行左之通

初日 願込祝詞  
二日 但、角力 駈仙神楽  
三日 扇神楽  
四日 但、角力 湯立神楽  
五日 扇神楽  
但、赤熊楽 以上

その後、人民惣代、宮司の連名で築城・上毛郡長宛にあてた神楽興業の許可願いが初山家文書に多く残されているが、これらは明治九年(一八七六)の福岡県令からの通達(資料二九)により、一日の興業のため郡長への許可願いが必要になったことによるものである。ただ、明治十四年(一八八一)に祭神の神楽執行届(山内の宗像八幡神社の定祭)を福岡県令の渡辺国武に出しているが、これは、恐らく数日に渡って大々的に行われたためと解釈される。さて、明治十八年(一八八五)一〇月一五日に築城・上毛郡役所から懸郷村社・祠官・祠掌宛に、神楽に醜態ケ間鋪所があるので神官で取り締まるように通達(庶第七七九号)が出されている(資料一八)(文献一三、一四、一五)。神楽奉納に際し、式を乱して醜態の所作があつたということである。

資料一八)  
通達  
庶社第七七九号  
県郷村社 祠官  
祠掌  
割印  
神社祭典ノ砌神楽奉納執行ニ際シ、其式ヲ乱シ醜態ケ間鋪所為有之方、相聞工、右者敬神ノ道ヲ失シ不都合不尠、就テハ尔後神官、於テ屹度取締ノ方法相設候様可致、此旨及達候事  
明治十八年十月十五日  
築城上毛郡役所 印

また、明治一八年(一八八五)に下河内・山内神楽組から初山吉武宛に神楽が乱れたことに対して誓約書が提出されている(資料一九)(文献一六、一七)。郡役所の通達と誓約書の日にちが前後するが、これらは関連していると思われる。なお、式を乱し、醜態をみせたという所作が何を示しているか興味深いところではあるが、こ

うした記録には詳しい内容が記載されており、おらずはつきりしたことはわからないが、神仏習合、陰陽五行の思想の排除の一環と考えられる。そして、郡役所の通達(資料一八)から判断すると、明治十八年(一八八五)には神樂は完全に一般の手に渡り、神官は神樂を取り締まる側になっていることがわかる。

#### 資料一九)

##### 誓約書

私共是迄組合テ立神樂執行方致来候所精々乱一相歩運候第一神慮ニ対シ恐入候因テ何トソ示後

御規則等相立必獲リニ不相成様仕度此段奉願候也

下河内

山内 神樂組

明治十八年十月十一日

氏 名印

氏 名印

氏 名印

初山吉武殿

また、資料二〇をみると、明治十九年(一八八六)に不都合な事のため郡内での神樂興業は停止されているが、明治二〇年(一八八七)には停止が解かれ、再び神樂の興業願いを築城・上毛郡の郡長宛に提出している(文献一八)。

#### 資料二〇)

神樂執行届但シ亦不都合事

印明治十九年内戌停止明ヨリ控\*

明治十九年(二十年)郡内各社分の築城上毛郡長宛 神樂興業許可願控)

その後、明治二三年(一八九〇)一月二〇日付けの築城・上毛郡の郡長である葉山荒太郎の「郡長訓示」で郡長への神樂興業の届出は不要となった(文献一九)。これは、明治二二年(一八八九)の大日本国憲法二八条の信教の自由の保証が明記された年代と対応している。したがって、明治二三年(一八九〇)以降は郡長宛の神樂興業願いは全く見られなくなっている。しかし、明治二七年と明治二九年に神幸例祭と定祭または宗像神社における神樂執行願いを八屋警察署長警部に提出している(文献二〇)。これは、神樂執行そのものに対する届けとは考え難く、恐らく神輿の行列の道路の使用願いの可能性が強い。その後、次第に神官による取り締まりは弱くなったようである。そして、昭和になると神官からの指図も行われなくなることになり、現在では所属神社としての意識はあるが神樂に対して宮司の関与があったこと

もわからない講員も増えてきているものと思われる。

#### 神官の神樂への関与

江戸時代には自家自ら神樂を奉納していたが、明治新政府の方策により神官が神樂を行うことが出来なくなったことは前述の通りである。ここでは明治以降に氏子を中心に一般人に移行した神樂への神官の関与について考察する。代表例として、山内の初山家と久路土の矢幡家について述べる。

初山家の初山吉武は明治一年(一八七八)に黒住教分局より「神樂方取」を申し付けられ、神樂を取り締まることになる(文献一一)。明治九年(一八七六)以降発足した一般人による神樂組は神樂興業の際、神官を通じて神樂執行の許可願いを郡長宛に提出しているが、明治一八年(一八八五)に下河内・山内組は神樂を奉納するに際し、醜態ケ間敷所作が有るとして誓約書を初山吉武宮司宛に提出している(文献一六)。これは、築城上毛郡役所からの通達に対する対応と思われるが、これは明治維新政府の神仏習合の思想と陰陽五行の思想の否定の一環として行われた仏的要素の排除の延長と考えられる。このように初山家は「神樂方取」として、具体的には神樂における仏的神名の変更や盆神樂における毛頭や裁着を烏帽子と袴に変更し、可能な限り、神仏習合的思想の排除を行ったことが伺われ、初山家が「神樂方取」としての立場上、神樂組に対しかなりの影響力を及ぼしたと考えられる。

これに対して、久路土の矢幡家は、明治政府の明治四年(一八七一)における神職世襲制禁止令に先駆け、明治元年(一八六八)に自ら世襲制の廃止を宣言し、明治一四年(一八八一)三二代の矢幡勝季(対馬守)を最後に神職の業を中止している(文献二二)。矢幡勝季の妻「マツ子」は代々古表神社の宮司であった渡辺重蔭の娘で渡辺重春の姉である。渡辺家は代々国学を学び重蔭の父である重名は天明七年(一七八七)本居宣長を師として国学を学び、青柳種信、長瀬眞幸とともに九州の三大国学者の一人とも云われていた(文献二二、二三)。この影響を受けて矢幡家も渡辺家のもとで国学を学び、古表神社の渡辺家、久路土の矢幡家は明治政府の方針に従い、神職の世襲制を廃止したのである。そして、八幡古表神社では渡辺家の後、明治四一年(一九〇八)に築城の伝法寺の熊谷房重の子熊谷房義が移住し宮司となった(文献二四)。一方、久路土の石清水八幡神社は渡辺門下生として国学を学んだ湯谷基守が宮司を務めた。そして黒土神樂は明治九年(一八七六)に発足するが、醜態の所作がないようにとの郡の御触が出された明治一八年(一八八五)には矢幡家は神職を辞しており、神樂伝承の後の矢幡家による神樂への関与は比較的

少なかったと考えられる。したがって、黒土神楽は国学思想に基づく改変を認めつつ、随所に修験的要素も多く見られる山内神楽とはやや趣を異にする。その一例として、岩戸神楽において山内神楽では児屋根命がでくくるが黒土神楽にはない。児屋根命は江戸時代社家神楽として行われていたが吉田神道の祖神であることから、明治時代の吉田神道等の神仏習合思想の否定により矢幡家はこの神楽を伝えなかつたと考えられる。このように、江戸時代の旧上毛郡の社家神楽は同一であつたにも関わらず、現在伝承されている神楽は各神楽講の間で異なる主な原因として、明治初期に一般人に伝承された後に神官による国学思想に基づく改変が行われ、また神官の関与の度合いが異なつたため各神楽講間で差が生じたと考えることができるのである。なお、山田の大富神社と三毛門の春日神社、中村の角田八幡神社の神官の神楽への関与については現状では資料を提示できない。

ところで、神楽の伝承においては、舞は見て有る程度習得できるが、謂儀は社家しか所有していないため、聞いて記憶するか、聞き取つて写すしか方法がない。したがつて、この謂儀の伝承をもつて神楽の伝承と位置づけることもできる。

### 神楽伝承の理由

次に、なぜ神楽を社家から一般人に伝えなければならなかつたのか色々な角度からその理由について考察する。資料が少ないので推定部分もあるが、現実的な問題として捉えてみたい。まず幕末から明治時代初期の神楽執行について残されている文献は次の通りである(資料二一)。

(資料二一)  
文化九年・貴船神社 (永久) 御祈祷湯立神楽執行 (文献二五)  
嘉永五年・四郎丸社で五昼夜神楽執行 御郡中雨乞御祈祷 (文献二二)  
安政年間・十毛郡是則の神官広光越前守より土屋村人が神楽を習つ (文献七)  
安政六年・鬼木初河瀬八幡神社で安全岩戸神楽奉納 (文献二六)  
安政六年・春日神社 (久松字輪田) で地鎮神楽奉納 (文献二七)  
明治六年・諸社勧請、祈雨祭で湯立神楽奉納 (文献六)

このように、幕末から明治初期にかけての神楽奉納に関する資料は非常に少ない。この理由としては、前述のように国学思想の高揚により祈禱色の強い神仏習合に基づく神楽の否定と、併せて神官の世襲制度の廃止により、社家神楽の維持が困難となつてきたためと考えられる。

一方、経済的な面から考えると、神楽の興業は神官が生活をする上で重要な収

入源の一つでもあり、神楽の廃止は神官にとつて非常に痛手であつたことは容易に推測される。そして、民衆からすると、神楽の廃止は神に祈願するという心の支えを失うことになるのである。

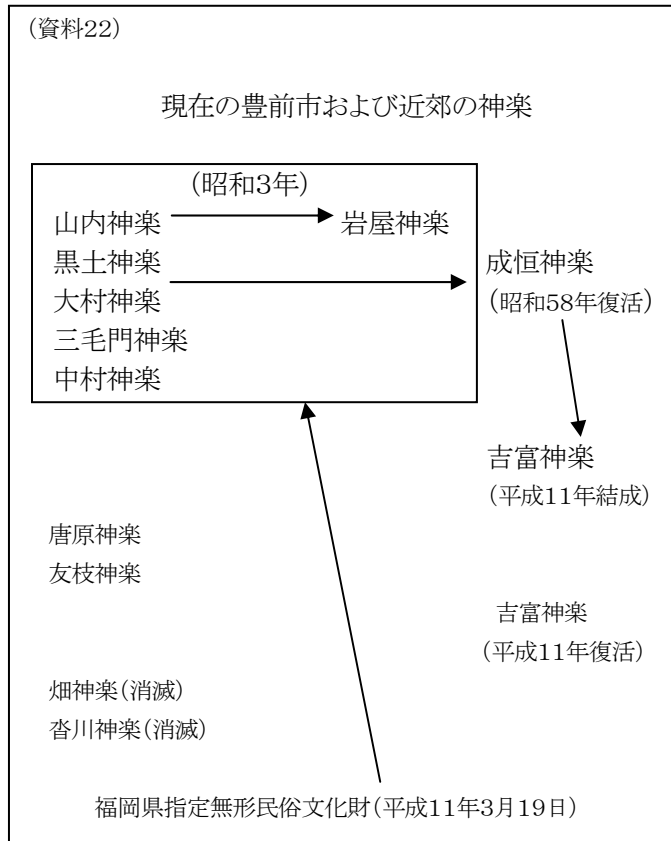
つまり神楽を維持することは、神職としての収入源を確保する手段の一つであるが、神官の相互援助も困難となり、神楽の担い手が少なくなつたため、従来の神楽を維持するためには村人の協力がどうしても必要になつたと考えられるのである。したがつて、土屋の人達が安政年間に神官から神楽をならつたと言われているのは、こうした時代背景があると考えられる。しかし、これが短絡的に氏子等の一般人による神楽組の発足(つながるとは言い難い。例えば山内神楽などで明治二年(一八六九)には神楽組の人が神楽を行つていたとの報告があるが(文献八)、当時はまだ社家神楽が存続しており、しかも、当時の社会情勢から見てももう少し検討する必要性がある。そうした中、資料として確実に現れてくるのは明治九年(一八七六)の県令による許可が出されてから神官がいた地域の村人により神楽組が発足したという記録である。すなわち、このときの神楽組は、山内の嘯吹八幡神社、久路土の石清水八幡神社、三毛門の春日神社、大村の大富神社、中村の角田八幡神社という神官がいた神社を中心に発足したのである。その条件は神楽に必須の謂儀は社家が所有しており、これが伝承されなければ神楽は成立しないため、社家のいたところに神楽組が発祥したと考えられるのである。

なお、数多くの報告書で「〇〇神官より伝承された由緒ある神楽である」等の記載をよくみかけるが、何故、神官が氏子の人に神楽を教えて維持する必要があつたのか、その理由を考える必要がある。利害関係が全くないのにわざわざ氏子に神楽を教えるということには疑問が残る。当時の社会情勢からすると、単に伝統のある神楽を後世に残す事だけが目的であつたとは考え難いのである。つまり社家にとつては奉納料の喪失は非常に切実な問題であるが、社家神楽が廃止に追い込まれ、代つて氏子に神楽を行わせて、その代償として奉納料の一部を分納金の形で受け取ることににより財政的な穴埋めをしたと考えられるのである。このことは、明治時代の初山家の資料や昭和三年(一九四八)の福岡県神社庁築上支部神楽規則の(分納金)で読み取れる。すなわち、神楽の民間への伝承は伝統芸能の継承だけが主目的ではなく、社家の経済的な側面と庶民の精神的な支えの願望から行われたと考えられるのである。

## 第二節 豊前地域の神楽

### 一、豊前市および近郊の神楽（旧上毛郡の神楽）

江戸時代における旧上毛郡の社家神楽は、山田、山内、久路土、友枝の外に角田、高瀬、中津の七社家で構成されていたことが確認されている。川本英紀によれば、旧小倉藩において社家神楽は郡単位で組織されていたと考察しているが（文献二八）、旧上毛郡の場合には築城郡東部に所属していた角田、旧下毛郡西部の高瀬、中津を含め社家を形成していたようである。角田については、以前は築城郡に属していたが地理的なためか、または矢幡家との関わり合いのためか（文献二九）、上毛郡と一緒に神楽を奉納していたが、伝承元は赤幡系の神楽と言われている。しかし、神楽の演目、謂儀の内容を見ると現在の豊前市の神楽とほぼ同じであることから、



基本的には旧上毛郡の神楽を引き継いだと考えて良いと思われる。高瀬、中津の社家については不明である。また、友枝地区は江戸時代には旧上毛郡の社家神楽であったが、現在の友枝神楽は大正後期に佐知の「佐助(本名広沢松次郎)」を師匠として習い、八社神社を拠点として活動している。したがって、旧上毛郡の社家神楽を伝承している神楽講は、豊前市の山内神楽講、黒土神楽講、大村神楽講、三毛門神楽講、中村神楽保存会、岩屋神楽講(昭和三年に山内から伝承)の六つの団体で、その起源の詳細については前述の通りである。

旧上毛郡(現在の豊前市東部、吉富町および上毛町)の神楽としては、この他に、成恒、土屋、吉富および唐原の神楽講がある。成恒神楽は明治二三年(一八九〇)には活動が確認されており、当時のメンバーとして川島小市、楠本藤蔵、楠本藤市、小森七郎、平井恒蔵、長田孫七、長田藤市、有吉為蔵の名前がみられる(文献三〇)。その後、川島杉夫、丸岡岩太郎、丸岡碩平、末久益蔵、小森逸作、岡山正義、楠本豊蔵、楠本十蔵等に引き継がれていたが、昭和初期に完全に断絶したと言われている。永らく中断した後、以前の黒土神楽講員であった有本久夫が、成恒の人に神楽を教えて昭和五四年(一九七九)に成恒神楽講を立ち上げた。また、吉富神楽も有本久夫の指導のもとに活動している。土屋神楽は昭和二三年(一九四八)には神楽講として確認されているが(文献三一)、以後断絶していたのを平成一一年(一九九九)頃やはり有本久夫の指導で復活し、その後独立して八幡古俵神社に所属するようになった。

豊前市には杵川神楽と畑神楽もあったと聞いたが、消滅しており詳細は不明である。ただ、畑神楽は昭和二四年(一九四九)四月三日の猛男神社の神殿新再築上棟祭の際に「畑神楽講」として井上惣治郎、有本友蔵、井上秀、尾迫順次外拾名で神楽を奉納した記録があるが(文献二九)、その後は不明となっている。

なお、「豊前市の岩戸神楽」は江戸時代の旧上毛郡の社家神楽をよく伝承していることから、平成一一年(一九九九)の三月十九日に福岡県無形民俗文化財に指定された。現在の豊前市および近郊の神楽講はこのような状況である。

## 二、豊前市の神楽の形態

### 現在の豊前市神楽の形態

囃子：太鼓、笛、鉦（太鼓は天の声、鉦は地の声、笛は両者を融合）

#### ①式神楽

壱番神楽  
花神楽  
手笹神楽  
駈仙(御先)神楽  
弓征護神楽  
地割神楽  
岩戸神楽

- ②神迎
- ③大蛇退治
- ④綱駈仙
- ⑤本地割
- ⑥四人剣
- ⑦乱駈仙
- ⑧三神
- ⑨盆
- ⑩剣
- ⑪二人手笹
- ⑫駈仙(御先)
- ⑬湯立

「神楽奉納料を支払って五穀豊穡等を祈願する」 --- 里神楽

実際、現在豊前市の六つの神楽団体は、豊前岩戸神楽組合を結成して、色々な事柄について協議し、神楽奉納料についても、神楽の演目毎に決められている。この内容から神楽の演目を見ると大きく式神楽と奉納神楽に分けられる。

式神楽は、壱番神楽（大麻舞）、花神楽（大潮舞・花汐舞）、手笹神楽（手草舞、手房神楽、手総神楽、笹神楽）、駈仙（御先）神楽、弓正護神楽（弓征護、弓正吾、正吾）と地割神楽の六つ（式神楽）と岩戸神楽で構成されている。奉納神楽は、神迎、大蛇退治、綱駈仙、本地割、四人剣、乱駈仙、三神、盆、剣、二人手笹（手房、手草、笹）、駈仙（御先）と湯立で共通した演目で一二種類あり、その他、独自の演目を持っている神楽講もある。

本来、神楽は社家により五穀豊穡、無病息災、子孫繁栄、氏子繁昌、天下泰平等を祈願するため藩からの要請を受けて執行していた。しかし、幕末になると、次第に一年に一度の祭りとして各神社で盛んに行われるようになり、その背景としては、祭りとして庶民が楽しむ行事でもあったが、一方で神官が奉納料を受け取ることににより神職として生計を立てる一つの手段にしていたことも否定できない。明治

時代になって氏子を中心とする一般人に伝承されてからは神官の統制の元に行われ、原則的には神社以外の場所での神楽奉納は禁止されていた。しかし、第二次大戦以後は、神官の統制も次第に薄れ、各神楽講が独自に活動するようになってからは、神社における祭りの外にイベント等が盛んに行われるようになり、郷土芸能として発展しようとしている。また、明治政府が神仏習合、陰陽五行の思想を否定したため、宗教色が薄れ、本来の神楽の意味も分からなくなってきたのが現状である。

さて、豊前では現在でも、秋祭りの際には各神社で神楽が行われるが、それぞれ神楽奉納料を支払って、神楽を奉納するという形式が取られている。式神楽（前述の式神楽の前半と岩戸神楽）は、通常、地区の人が共同で奉納する形式がとられる。五穀豊穡、氏子繁栄などを祈願して行われるが、奉納神楽は各個人が奉納料を支払って行われる。その流れは最初に式神楽の前半を舞ってから、奉納神楽に移り、最後に岩戸を開いて神楽は終了する。神楽講によっては、岩戸神楽を先に行う所もあるが、基本的には、式神楽の前半、奉納神楽、岩戸神楽の順にとり行われる。時間は、奉納神楽の数に左右される。囃子は、太鼓・笛・鉦となっているが、太鼓は天の声、鉦は地の声、笛は両者を融合させると言われている。要するに、神楽奉納料を払って五穀豊穡、或いは無病息災などを祈願するというのが、現在の豊前市での神楽奉納の形態である。奉納者が奉納料を払って、神楽を通じて産土神にお願いするという意味は、江戸時代の祈禱的の神楽の形式が引き継がれたものと考えられ、豊前市神楽の特徴の一つでもある。しかし、最近では「駈仙（御先）」を奉納して子孫繁栄を祈願、「剣」を奉納して家内安全を祈るといふ風習が薄れ、「御祝儀」をあげ、世話役（受け持ち）が神楽の演目を指定することが多く見受けられるようになり、昔の風習・考え方が忘れられようとしている。そのため、舞手も奉納する相手を観客と勘違いしたり、また、イベントも多く行われるようになったことから、本来の神楽の目的が失われることの無い様心掛ける必要がある。

なお、神楽の奉納時期は、秋の収穫後の一〇月〜一二月頃が大半であるが、春の神幸祭（祇園）の時期に行われることもある。

## 三、伝承の正確性

記録によれば、江戸時代には神楽は社家のみが行っていたことから、謂儀などの資料も社家が所有しており、各神楽講が神楽の資料を所有している例は少ない。したがって、各神楽講が現在所有している謂儀は神官より聞いてそれを写しとったもの



であり、その過程で誤字、当て字が生じた可能性も否定できない。しかし、その正確性を判断するには現在各神楽講に伝えられている謂儀と、江戸時代のそれを比較することにより判断できる。一例として岩戸神楽の謂儀を比較するが、謂儀に関しては、各神楽講のものを全て入手するのは困難であるので、黒土神楽講の謂儀と江戸時代の長谷川家に残されたものを比較してみた。その結果、細かい所をみると若干の違いがみられるが、ほぼ正確に伝えられていると考えられ、江戸時代の社家神楽の形式をよく残していると結論づけられる。なお、黒土神楽は久路土の石清水八幡神社の宮司である矢幡対馬守より伝えられたと言われているが、山田の大富神社の宮司であった長谷川家が所蔵している江戸時代の謂儀と類似性が高いということとは、江戸時代の旧上毛郡の社家神楽は同じ流れである根拠の一つにもなる。以下、その内容を示す。

### 岩戸神楽の謂儀

(思兼)

長谷川家文書(安政六年)(文献三)

千早振る神の御代より呉竹の代々に絶えせぬまつり事かな  
只今、是に現し給ふは思兼の神なり。志ばしこそ羽山志げ山志げるとも、神路の奥に道のあるものか。天照大神はかつらふ山のみもとに岩戸をさして籠り給へば、日本は常闇となり給ふ。諸神集りたまいて岩戸の御前にて御神楽を奏したまは、戸も細めにあくよふに見え候程に、まつまつ我らも岩戸の御前に参詣つかまつらん。

(思兼)

黒土神楽謂儀(現在)(文献三四)

しばしこそ葉山茂山繁るとも神地の奥に道もあるものかな。大神宮が天の岩戸に籠り給へば我が大日本は常闇と成りて候へば、四方の神々参詣仕る程に吾先立ちて参詣仕らばやと存じ候。

(太玉)

長谷川家文書(安政六年)

抑、此の天の安河原と申し奉るは、八百万神の集り給ふ故にわなり。皆此の神達はもと神の化身なり。国の始めに葦の葉を生じたるはよつて豊葦原の国と申す。又日本国と申し奉るは日の神のしろしめす故なり。然るに、天照大神は天の岩戸に籠もらせ給ひ、神の御宝には真澄の鏡に御飾りの玉、鈴、その鈴を榊の枝に結び付け、是をば御神に捧げ奉らん。

(太玉)

黒土神楽謂儀(現在)

そもそも此の安の河原と申し奉るは八百万の神の集まり給ふ世にはなり、して此の神達は元神の化身にして国の初めに葦の葉を生じたるに依つて豊葦原の国と申す。また、日本国と申し奉るは日の神のしろしめす故なり。然るに、天照大神、天の岩戸に籠もらせ給へば神の御宝には真澄の鏡、御飾りの玉、御鈴、其の鈴をば榊の枝に結びつけ是をば大神神に捧げ奉る。

(小屋根命)

長谷川家文書(安政六年)

掛毛畏き天照大神は第の御子の所作甚無道坐を發温の天の磐窟に入り磐戸を閉して幽居す故に谷の内常闇と昼夜の相代知らず時八十万神諸共に計其可憐の方賜吾も太玉命と共に天の香山の吾百筒真坂樹を掘て上枝に八坂瓊児五百筒御統を懸、中枝に八咫鏡を懸、下枝に青幣、白幣を懸て大祝辞を申て祈啓。掛毛畏き天照大神天下之万民を扶櫻賜岩戸を開賜ひて神光を国乃中に照し賜音止壽吾も磐戸の御前にて御神楽を奏はやと存候

(小屋根命)

黒土神楽謂儀(現在)

謂儀なし

(八重垣前半)

長谷川家文書(安政六年)

抑天神七代第一国常立尊、第二国狭槌尊、第三豊斟淳尊、此三神は然陽神なり。泥土煮尊、沙土煮尊、大戸道尊、大戸辺尊、面足尊、惶根尊此の六神は陰陽の神なり。然に大八嶋を作給ふ伊弉諾尊伊弉冉尊此神みとのまぐわえあつて御子四人いできたも。一女三男、第一天照大神、大日靈賣の貴と申し奉るは陽のせん志んの女躰なり。第二に月讀の尊、第三蛭子尊、此神三年にして足立たず天の岩くす舟にのせ流し給ふ津の国西の宮えび須三郎殿是なり。第四に素盞鳴雄尊。地神五代第一天照皇大神、第二天忍穗耳尊、第三瓊々芸尊、第四彦火々出見尊、第五鵜茅草不合尊生まし給ふ也。魔王の者共世に出で来り候程に、先々村雲の里に立寄らばやと存じ候。

(八重垣後半)

長谷川家文書(安政六年)

是は以前の翁にて候。去程に出雲国ひの川上に下り見給へば、一女を中に置き、夫婦とみえし者愁嘆す、翁、名を尋ね候は父はあしなづち、母は手名土と申す。乙女の名は櫛稲田姫と申すなり。夫婦先きに八人の乙女あり。年毎に八俣の大蛇のためにとられ、今此の姫もとらえんとす。翁ふびんになりて、弥志をりの酒を作り大蛇にすすむ。浮あがりて呑んとするを十握の剣を以て八つの頭を安々と打おとし、今に一つの尾にいたり打つにうたれず取るにとれず、翁一首つら称て曰く。  
「八雲立出雲八重垣妻、よめに八重垣つくるその八重がきを」

此歌をつらねしより安々と打ち落とす、その尾に至りて無双の宝剣得たり。又、此の御剣といふは始の名をば大蛇の荒まさと申す。又、村雲の剣とも申すなり。日本武尊東夷征伐御時、うき嶋原にて草をなぎ、朝敵を滅ぼしあふに依つて草なぎ剣となづけ、代々の日嗣神宝吾朝の三種しんぎ門宝剣是也。かようなるあやしき劍候程、是をば大神神に捧げ奉らん。

(八重垣前半)

黒土神楽謂儀(現在)

そもそも天神七代、第一国常立の命、第二国狭槌の命、第三豊雲野の命、此の三神は陽の神なり。宇比地邇の命、王戸之地の命、王戸之辺の命、主多留美、加至子美、加至巧根の命、此の六神は陰陽の神なり。然るに大屋島を作し給ふ伊弉那岐、伊弉那美の命、此の神、御門の目交ひありて御子四人出で給ふ。一女三男、第一天照大神、第二日美の命、第三日留子の命、此の神三年にして足立たず、天の石戸屑船に乗せて流し給ふ津の国西宮、恵比須三郎傳之なり。第四に月読の命、地人五代、第一天照大神、第二天忍穗耳の命、第三瓊々藝の命、第四彦火出見の命、第五鵜茅草不合の命ありまし給へば魔法の者共、世にい出来たり候程に、先々我等も村雲の里に立ち寄らばやと存じ候。

(八重垣後半)

此は以前の翁にて候。去る程に出雲の国斐の河上に下り見給へば大神宮天の岩戸に籠もらせ給ふに魔法の者共、世に出て来たり候程に、魔法の者共、易々と打ち落とし一つの尾に至り、打つに打たれず翁一首貫いて曰く。「八雲立つ出雲八重垣妻籠めに八重垣作るその八重垣を」と此の歌を貫ねしより易々と打ち落として候、可程怪しき宝劔なれば此を大神に捧げ奉らん。

黒土神楽謂儀(現在)

(素盞鳴雄命)

宮に又神の御宝には真澄の鏡、御飾りの鈴、その鈴を神の枝に結び付け、御前なる海に入させ給へば我住べき所に吹よせよとのたまひて投げ下し給へば、伊勢国渡会郡山川に吹き寄せ給ふ屋かて、此川上に鈴社あり。又は鈴かの御前とも申すなり。永に宮所、姫、命のみすそをそがせ給ふによつて身もすそ川と申すなり。

長谷川家文書(安政六年)

「朝日さす夕日の西にかけ見て我なす技をたれや知るらん」  
我らも岩戸の御前にて弓玄貢を一かなは手、まおふはやと存候。

(長白羽)

此処にまた、神の御宝には真澄の鏡、御統の玉、御鈴、其の鈴をば神の枝に結び付け、吾が住むべき方に投げ下し給へば、伊勢の国、輪多来の郡山川にも吹き寄せ給ふなり。して此の河上に良き宮処有ると下ふるに、宮処を定め、大御神御出の時、姫御子の身すそをそがせ給ふに依り身すそ川と申すなり。しばしこそ、葉山茂山繁るとも神地の奥に道もあるものか。

黒土神楽謂儀(現在)

「朝日さす夕日の西に掛見にて吾なす技を誰か知るらん」  
先々長白羽の命も弓矢を持って御神楽を奏し給はん。

(細女)

千早振る隠れし神をあをがんと正木の葛を髪とし蘿の葛を櫛として乙女のためとかえずがえすも八百万神諸共に神楽を曲いて給え。大御神御心和ぎましまして、あはれ阿南面白やあなたのし阿南さやけおけくと妙御声あきらけく御戸を細目に開きたまへば大力雄命岩戸を取て大いなる神光を国の内に照、天が下の百姓を助け給ふ事幾億万歳とかや。吾皇御孫の御代までも代々にたえせぬ祭事かな。

長谷川家文書(安政六年)

(細女)

如何ばかりか、大御神御心を和らげましまして手力男岩戸を取りて大いなる御光を国が中に照らし、天が下を一くきに助け給ふ事、幾億萬歳とかや。吾が皇御孫の末迄も世々に對せぬ祭事かな。先々、細女の命も岩戸の御前にて御神楽を奏し給ふ。

黒土神楽謂儀(現在)

(手力男)

只今岩戸の御前より戸取大力男命と仰催はいかなる御神にて坐や。

長谷川家文書(安政六年)

(思兼)

是は磐戸の御前仕奉る思兼の神なり。大力男命は大力の御神にて催ほどに今度此戸を取て四方の世上に光をえさせられ催え。

(手力男)

千早振神の居垣に袖かけて

(思兼)

まえばぞひらく天の岩戸も

(手力男)

神持て立もうそでの折風に

(思兼)

なびくや神の心なるらん

(手力男)

大神宮の御心も和ぎ、戸も細目にあくように見て催ほどに吾らも今度此戸取て四方の世上に光を得さすべきと存催。

(手力男)

ただ今岩戸の御前に戸取手力男の命と仰せ候ふは如何なる神にましますや。

黒土神楽謂儀(現在)

(思兼)

如何なる神にましますん。仕奉るは思兼の神なり。戸取手力男の命と仰せ候は、大力の御神にて、今度此の戸を取つて、四方の世上に御光を得さすべし。

(手力男)

今度此の戸を取つて、四方の世上に御光を得さすばやと存し候

【神送り】

(思兼折念祝詞)

おふを東に明星出て夜を明す、西に夕津に日を暮す  
おふを南になんきよく浮みいで、北に大將軍の殿つくり大空の雲のやり戸を開かばや、日月出て入る姿拜まん月も日も西へ西へとかたむけど、五三の星(四三の星の誤り)はいるかたもなし

長谷川家文書(安政六年)

【神送り】

(思兼)

東に明星出でて世をあかす。

(囃子方)

西に入りわの目を暮らす。

(思兼)

南に南極を浮かべつ

(囃子方)

北に大將軍の殿をなす。

(一 緒)

大空の雲のやよいを開かばや、日月出る月を探し、満月も西へ西へと駆け行けど五三の星(四三の星の誤り)の入る方もなし。

黒土神楽謂儀(現在)

## 第二章 伝承された神楽の形態

### 第一節 神楽講（保存会）の歴史

#### 一、岩屋神楽講（豊前市大字岩屋）

岩屋地区は、豊前市の南部犬ヶ岳・経読岳・求菩提山下に位置する山村で、長い伝統と歴史を持つ地域である。集落毎に氏神を祀る神社を有し、明治初年修験道を廃止後、神道に改宗した求菩提山国玉神社をはじめ、岩屋地区の中心部に鎮座する七社神社、市内最古の神社建築として知られる日吉神社（元禄年中）等がこの地区の代表的神社である。

宝暦一二年（一七六一）、小倉藩神社奉行に提出した三毛門常右衛門手永による「村々寺社御改帳」に、『岩屋村中氏神（現七社神社）社司初山図書、本社一間四面板葺き、拜殿長三間横二間草葺き、毎年九月十五日之夜神楽翌日神酒御供を備氏子社参仕候』とあり、祭祀の際は古くから社家神楽が奉納されていたことを知ることができる。また、岩屋地区新貝の貴船神社では、かつて毎年一月二十九日奉納される子供神楽があったが、これは、神楽の一部だけが子供たちによって舞われ、この神楽で使用される面も毛頭も舞衣装も大人用のもので古式を留めることから、明治以前すでに神楽が奉納されていたと考えられる。その神楽面には「籾の焼印があり、この人物は宇佐神宮の神人で十九世紀前半に活躍した面打師ではないかともいわれている。

一方、永く岩屋神楽講社長（講長）を務めた南元万寿美氏（故人）宅には「安政四年（一八五七）丁巳下冬中旬靈之」の神楽面箱が保管されており面の一部、毛頭は今なお使用されているという。これは明治以前、神楽を奉納していたのは社家であったが、面や道具類は神社ごとに用意されていたことを示しており、他の地区でも同様であったと思われる。実際、築上郡史（昭和三二年発行）に「維新前には各村々に仮面神楽衣装（舞衣）等の用意があり神官同志が援助しあつて奏して居たものである」と記載されている（文献七）。また、日吉神社（大河内字宮の前）の元禄一五年（一七〇二）の棟札に「奉寄進永代神楽之事 神官拾二人別ニテ代々」とあり、神官が行う社家神楽であることがわかる。（文献六）

さて、明治・大正期にかけ市内各地に結成された神楽講がこの地区に設立されなかった理由は不明であるが、謂儀を伝承する社家がいなかったためとも考

えられる。上記のように地区内に神楽面・舞衣が残り、また、氏子中に神楽囃子を演奏する者も数人いたことであるが、神楽を奉納する主役がいなかったもので、山内神楽講が岩屋地区各社の祭礼で神楽を奉納したという。それは文書等によれば江戸時代初期より岩屋地区各社は初山家が社司職を勤めていたため、明治・大正時代を通じて踏襲されてきた。しかし、昭和三年（一九二八）の御大典記念行事に際し、岩屋地区にも神楽講を是非つくりとうと、意欲に燃える数人の有志が山内神楽講の坪根文市、大門常次郎、奥家山三郎氏等に師事し、演舞の習得に寝食を忘れ熱心に励んだという。

昭和二年（一九二七）の暮、岩松市蔵、尾家新太郎、尾坐清七、五家莊蔵、広瀬高之助、南元市蔵、渡辺甚蔵、林梅次郎により岩屋神楽講が発足し、初代社長（講長）は林梅次郎氏が勤めた。安政四年（一八五七）氏子中より七社神社に寄進の神楽面十二面をはじめ舞衣装・毛頭を主体に不足分は補充し、奏楽（囃子）は七社神社の氏子に伝えられていたものを、山内神楽の演舞に合うよう修正したという。したがって、岩屋神楽は旧上毛郡の社家神楽を直接神官から伝授されたものではない。ただし、両神楽には多少の違いが見られる。これは山内神楽講の神楽を学んだ後広く他地区神楽との交流も図り、近接神楽講に見られぬものを進んで取り入れたからにはほかならないと考えられる。

さて、岩屋神楽では演目中の掛手草神楽に神楽歌（連歌）二八種が歌われているが、これは昭和五年（一九三〇）に耶馬溪町の津民神楽のものを取り入れたといわれ、下毛郡三光村（中津市）の佐知系神楽の影響があるという（文献三二、三三）。岩屋神楽の特徴は掛手草、五穀成就、美々久、宝満などの市内のほかの神楽講に見られない演目を含むことである。掛手草・五穀成就神楽の舞いは、唐原神楽講（上毛町）より教授されたもので、豊前市内の神楽講にはない演目といわれている。

ところで昭和六〇年（一九八五）の市制三〇周年記念に際し、南元万寿美は「豊前岩戸神楽―鑑賞のしおり―」を発刊（文献三四）、神楽を愛好し関心を持つ多くの人々に対して理解を深めた。平成六年（一九九四）四月には岩屋神楽講創立六〇周年を記念し、七社神社において湯立三十三番神楽を奉納した（文献三五）。

近年山村地域共通の悩みとして過疎の進行が挙げられるが、岩屋地区も例に漏れず、ことに若者の流出が多い。講員も年々高齢化、減少し、講の存続も危ぶまれる今日、講員の門戸を拡げ、同じ山村地区に生活する耶馬溪町の同士をも講員として迎え、両地区内神社での神楽の奉納を通して互いに協力し、地域

の活性化と振興、伝統文化の発展に成果をあげている。

## 二、山内神楽講（豊前市大字山内）

山内地区は豊前市のほぼ中央部、英彦山山系の北麓、佐井川中流域の左岸に位置する。地区内には求菩提山の末寺である如法寺があり、平安時代、国宝銅板法華経を彫った僧殿尊の住寺として有名である。また、如法寺は後に宇都宮信房の三男信政（如法寺氏を称する）により如法寺山城となり、その居城となった。現在は黄檗宗寺院として活動しており、境内は国指定史跡（求菩提山の一部）、山門内に安置される木造金剛力士立像は平安時代後期の作として県指定有形文化財となっている。

さて、縁起などによれば、山内神楽は第五九代宇多天皇の寛平二庚戌歳（八九〇）からこの山内地区に鎮座する、嘯吹八幡神社の初山社家に伝承されてきたといわれているが（文献八）不明な点が多く、その神楽の内容も定かではない。江戸時代になると神楽の詳しい資料が初山家、清原家および長谷川家に残されており、宝暦十二年（一七六二）と推定されている長谷川家文書によると、初山家（山内）、長谷川家（山田）、清原家（山田）、矢幡家（久路土）、矢幡家（角田）高橋家（高瀬村）等、主として旧上毛郡の社家が合同で神楽を執行しており、江戸時代には上毛郡の神楽は同一の社家神楽であったことが確認されている（文献三六）。

その後、明治時代に山内神楽は上毛郡（角田を含む）の社家神楽を初山家より伝承し、山内神楽組として明治十一年（一八七八）に発足したと考えられ、その後神官による改変が行われて現在の里神楽としての形態を整えた。この時、社家からの伝授に重要な役割を果たしたのが坪根市太郎で、その後、坪根家は代々講長を勤めた。

明治十八年（一八八五）には神楽の執行に対して式を乱し醜態を見せることの無い様通達が築城・上毛郡役所から各祠官に出され、それに対して山内、下河内神楽組の名前で誓約書が初山吉武宮司に出されている。このことは、神楽は完全に氏子に移り、神官はこれを取り締まる側になっている証拠でもある。

山内神楽は主に年二回、春祭・秋祭と称し嘯吹八幡神社で奉舞され、その他秋には周辺の神社で奉納される。春祭は清原神事の初日に本宮（嘯吹八幡神社）から浮宮（清原）まで渡行する。この時、お着きの神楽として式神楽（一番神楽―岩戸神楽）を舞う。二日目は清原で湯立神楽が奉納され、本宮でお着きの

神楽として式御先神楽が舞われる。このお立ちの時に舞われる「湯立神楽」は、豊前市の岩戸神楽の真髄ともいえる。

秋祭は、十月十三日に、秋の実りに対する感謝と翌年の五穀豊穣を願って行われる。神事が執り行われた後、式神楽につづいて奉納神楽（家庭における祝事などを願って氏子が奉納する神楽）が行われる。奉納神楽の中でも「大蛇退治」に出てくる猿のユーモラスな仕草は、人々の笑いを誘う。猿は天台宗では「神の使い」と位置づけられているが、これとの関連性は定かではない。この他、周辺の神社でも神楽の奉納が盛んに行われ、秋の夜長に夜更けまで豊作を祝うお囃子の音が響きわたる。

また、山内神楽講は豊前神楽講の中でも平均年齢が若いのが特徴で、子供から大人まで幅広い年齢の講員を持ち、年間を通じて活発に練習と神楽の奉納を行っている。

## 三、黒土神楽講（豊前市大字久路土）

黒土神楽は、豊前市大字久路土の石清水八幡神社の宮司であった矢幡家から旧上毛郡の社家神楽を伝承したと言われている。また、一説によれば、矢幡家の後を受けて祠官になった有吉により山伏神楽である湯立神楽が伝授されたとも言われている（文献十六）。家系図によると、矢幡家は、代々石清水八幡神社の宮司であり、初代、和氣清足（貞観三年、八六一）から三十二代矢幡勝季（對馬守、明治十四年、一八八一）まで続いたとされている（文献一一）。国学を学んだ矢幡勝季は、明治政府の方針に先駆け神職の世襲制の廃止を宣言し、矢幡家は明治十四年（一八八一）に神職を辞した。現在、石清水八幡神社が神職の世襲制をとっていないのは、このためである。

石清水八幡神社は、寛永九年（一六三二）に小笠原領内の大社となり、明治三年（一八七〇）まで社参が行われた（文献三七）。石清水八幡神社の縁起に「八六一年貞観三年春三月五日和氣清足自主神と成て神前に於いて神楽を奏し奉る」と記載されている（文献三七）が、神楽の内容については不明であり、その信憑性は定かではない。

上毛郡では、明治七年（一八七四）に社家神楽が廃止となったが、明治九年（一九七六）に至り福岡県令（県知事）により神楽復活の許可を受けて黒土神楽講は代表者以下三名の名前で福岡県豊前国第六大区の神道事務所に届けを出して、久路土組として発足した（文献一〇）。これが黒土神楽の起源である。そ

の後、木戸敬次郎、大石英蔵に引き継がれ現在に至っている。なお、大石英蔵は六十年間神楽に携わり、神楽の伝承に貢献した功績により昭和五十年（一九七五）に福岡県教育委員会より感謝状が贈られた。このようにして、社家神楽は修験道系の神楽と吉田神道系および国家神道に基づく神楽が混合したかたちで氏子に伝承されたが、民間へ移行した神楽は、神官により管理されることとなり、明治十八年（一八八五）に郡役所を通じて教務分局より各神楽組に対して神楽執行に際し、醜態の所作がないように通達が出されている。しかし、この時には久路土の矢幡家は既に神職を辞しており、黒土神楽は神職からの影響をあまり受けなかったとされている。このため、黒土神楽は修験的要素が比較的残されていると言われる所以でもある。

神楽は、壱番神楽、花神楽、手笹神楽、駈仙、弓正護、地割を演じて式神楽の前半が終わり、奉納神楽となる。奉納神楽は氏子が初穂料を上げ祈願するもので、順番は決まっていない。奉納神楽には駈仙、三神、二人手笹、劍、四人劍、本地割、盆、綱駈仙、神迎、大蛇、湯立、乱駈仙、御遷宮神楽（昭和六十三年に復活）、やもめ神楽（乱駈仙が原型で戦後創作）がある。これら奉納神楽が終わると、最後に式神楽の一つである岩戸神楽で神楽は全部終了する。岩戸神楽は思兼命、太玉命、長白羽命、八重垣命、四方鬼（東青鬼、南赤鬼、西白鬼、北黒鬼）、鉦女（細目）命、戸取手力男命、神送りで構成されており、創作した部分もあるが、江戸時代の旧上毛郡の社家神楽を比較的よく引き継いでいると言える。

なお、黒土地区には、鬼木村の初河瀬八幡神社、広瀬村、高田村、堀立村の貴船神社等各地区に神社があったが、明治三十九年（一九〇六）の政府の方針に従いほとんどの神社が久路土の石清水八幡神社に合祀したため、秋祭りの際に奉納されていた各地区の神楽も現在では久路土、鬼木、小石原の三カ所となっている。

子供神楽も昭和六十年（一九八五）に発足し、その後一時途絶えたが、平成六年（一九九四）に復活して黒土神楽講員の指導のもとに、現在も活発に活動している。なお、現在子供神楽出身の神楽講員も五名おり、伝統ある神楽を維持するために頑張っている。

昭和三十九年（一九六四）頃から、毎年一月一日午前零時から産土神に感謝の意をこめて久路土の石清水八幡神社で神楽を奉納し、秋には五穀豊穰等を祈願または感謝して毎年十月第三土曜日（以前は十二月八日→十月十八日）に石清水八幡神社で神楽が奉納される。

#### 四、三毛門神楽講（豊前市大字三毛門）

三毛門神楽の起源については、明治一〇年（一八七七）頃、沓川の神職高橋某氏に伝授されたのが初めてであると伝えられているが、高橋家をはじめ詳細については不明である。橋本幸作氏は自著『豊前国神楽考』で「北九州市門司区大里の柳神楽の石崎巖が神楽の調査の際に三毛門の人からもらった手紙の一文には、三毛門の春日神社の宮司、高橋勝正より明治一〇年に沓川と三毛門の青年たちに伝授された、沓川村はその後絶えた」と述べている（文献三八）。

地元では三毛門神楽は古くから伝えられているといわれているが、明治末期に神社が火災に遭い古文書や神楽道具も焼失する不運にみまわれその記録が失われている。火事の後四〇〇戸あまりの氏子がお金を出し合い衣装、その他を提供し、三毛門神楽を復興した。また、練習が厳しかったため一時神楽講の人数が減ったが、昭和四七〜四八年（一九七二〜一九七三）頃からまた神楽の良さが見直され始め講員も増え、現在に至っている。

豊前の神楽は演目によって、「式神楽」と「奉納神楽」（アゲ神楽）に分けられているが、三毛門神楽の場合「式神楽（全七番）の第七番の「岩戸開き」を演じ終わらないと、「奉納神楽」を演じられないという。そのため、かつては午前一時ごろから「式神楽」を演じ、夜明け前（午前四時ごろ）までに「岩戸開き」を演じ終わっていたという（現在は午前十時ごろ）。これは、朝日が昇るのに合わせて岩戸を開くという、意味があったためといわれている。さらに「綱駈仙神楽」では蛇にたとえた大綱を刀で断ち切る場面があり、他の豊前神楽には見られない特徴といえる。

一方、湯立神楽では一般的に「一国一宮」「一国一久」と書くところもある）を奏上するが、三毛門の場合は「祝詞」を奏上する。非常に長いもので意味は良くわからないというが、文中に「日本書紀」の応神天皇九年四月の条にある竹内宿禰と弟の甘美内宿禰に「探湯」（盟神探湯）をさせ、何れが正しいか判断したという記事と同じ内容のもの（……建内宿禰之命筑紫国降利給此郡留尔宿禰乃弟甘美宿禰理无久兄乎摩佐牟止思登志弓天皇命尔覬覦布志有利伎……神等尔誓白志弓磯城河辺尔探湯瓮尔居尔其我中尔二人之真手尔入探湯札尔探湯為志牟留尔……湯立神事奉仕良牟止為留克……」が記されていることから、「湯立神楽」の起源あるいは意義を「神判」（神意を得る）の手段として行われた古代の「盟神探湯」、中世の「湯起請」に求めているのではないかと考えられ興味深いものがある。

また、同じく「湯立神楽」の時、湯釜の中に色紙を切り抜いて作った五体の神ミコと称している東神（青）、西神（黄）、南神（赤）、北神（黒或いは紫）、中央（白）を竹串にはさみ、円形にした藁束に突き刺したものをいれておくが、かつては「湯立」が終わったあと妊婦のいる家から安産の「お守り」にするというもので、貰う人もあったという。

なお、現在は使用していないが、在銘の赤の鬼面（長さ約三十センチ、幅約二五センチ）が一面ある。内側に向かって右に「天保五年 〇〇久兵衛、庄屋〇平、〇〇〇〇」の墨書銘、向かって左に「享保九辰歳 理〇清作」の彫り込み銘があり、市内で最も古い古相面として知られる。

三毛門神楽は、漁師町の気風を反映してか、舞いの動きは荒々しく激しい。そのため衣装の袖口を少し大きくするなどの工夫がみられる。三毛門神楽には蛭子（えびす）神楽という観客を巻き込んで一体となる舞いがあり、無病息災を願う滑稽さが持ち味で、昭和三〇年（一九五五）に創った創作神楽である。また、最近では伝統芸能を後世に残すべく、子供神楽の指導も始めている。

## 五、大村神楽講（豊前市大字大村）

四郎丸に鎮座する大富神社境内に建立された「大村神楽講百年祭記念碑文」（昭和五二年、一九七七）によれば、大富神社では景行天皇の御代すでに神楽が奉舞されていたと記されている。

大村神楽講は、江戸時代には上毛郡（角田を含む）で行われていた共同の家神楽（長谷川家、清原家、初山家、矢幡家、高橋家、宮崎家）を明治十年頃、当時大富神社の宮司であった清原司から当社の氏子である大村の局九市・平木孫市・大久保新一等に伝授され大村神楽組として発足したといわれている。明治十年頃の伝承時期については、昭和二年（一九二七）四月に神楽講創設五十年記念式を実施したことを根拠としている。江戸時代より大富神社の相職であった長谷川・清原両社家は上毛郡（角田を含む）の家神楽の主要な構成要員でもあり、さらに各神社においては神楽が奉納される際、神職の欠員を補助する助力者が近隣の氏子中に必ずいたと考えられ、明治一〇年（一八七七）清原司宮司より伝授された大村神楽発足時の前記各氏は他家神楽奉舞の補助者であったと推察される。また、『築上郡史』によれば「明治十七、十八年頃、吉富町土屋宮房庄米の子仁市が山田大富神社の神官清原司宮司に神楽を伝えた」と記述されている（文献）。しかし、清原司宮司が土屋神楽を受けついでという

明治十七、十八年（一八八四、一八八五）にはすでに大村神楽組は結成されており、「築上郡史」の記述の内容は確認する必要がある。

さて、大村神楽講には、昭和初期に平木耕作が写したとされる「山田神楽十三番」の謂儀が残されている。神楽講発足後、講員は一致協力して謂儀唱行の研修を怠らず、舞技倆の修練に精進を積み、後継者の育成にも力を注いできた。その結果、郡内外県下各地でも広くその名が知られるようになり、遠くは明治神宮、伊勢神宮、朝鮮半島の各地神社でも神楽が奉舞されたという輝かしい実績を残している。昭和十二年（一九三七）から終戦までの戦時中の一時期はその運営に苦勞したこともあったが、戦後の復興期は青年達に厳しい指導を行い、そして世情と民生が安定した昭和三十年代前半には、太宰府天満宮や宗像大社への毎年の奉納や明治神宮御遷宮祭への奉納など、戦前の全盛期にも増して隆盛を極めた。しかし、その後の高度成長時代は若者の都市流出が顕著になり、神楽や各種伝統芸能は著しい後継者不足に陥った。

その後、昭和五十年（一九七五）より他地区の大富神社氏子達からの参加を広く認めたところ、神楽好きの後継者が集まり始め、また平成四年（一九九二）より大村子供神楽の指導を開始し、現在ではこの子供神楽出身の講員もいる。また昭和五十三年（一九七八）より毎年、大富神社において正月元旦の日付が変わると共に湯立神楽を奉納している。燃え盛る炎の中で演じられる幻想的な舞は、まさに新年にふさわしい光景である。

## 六、中村神楽保存会（豊前市大字中村）

中村地区は旧角田村、旧築城郡に属していたが、町村合併の際に旧上毛郡に合流し、豊前市となった。地区の角田八幡神社に残る棟札は市文化財に指定されている。その角田八幡神社は、貞観元年（八五九）、幸人氏によって建立され、宇佐八幡神社の分祀として、角田荘八村の氏神を祀る神社である。同社では毎年の神幸祭に奉納される豊前楽も貞観六年（八六四）より中村区の水神様や角田地区の各神社に奉納されるようになった。

江戸時代の中村神楽については、久路土石清水八幡神社の宮司矢幡家の家系図や長谷川家文書から推測できる。つまり、矢幡家の家系図に一六〇〇年代に矢幡家の第二十五代宮司である勝重の弟の右京が分家して築城郡角田八幡宮の神主となり、武器馬具等が右京の家に伝えられたと記されている。また、一七〇〇年代に第三十代の矢幡勝世（周防）の弟丹宮が同宮の神主矢幡氏の養子と

なっている(文献二六)。この丹宮は宝暦十二年(一七六二)と推定されている神楽奉納記録(長谷川家資料)に、手総神楽、駈仙神楽の調拍子、岩戸神楽の四方鬼に出場している(文献三六)。また、江戸時代の長谷川家文書の資料(年次不詳)に神楽を行ったメンバーと思われる社家十七人、社家九人の記録があり、これには何れも角田、山田、山内、久路土、友枝、高瀬、中津の記載があり、角田地区は築城郡ではあるが江戸時代には上毛郡の社家と一緒に神楽を行っていたことが確認されている。名前も長谷川、清原、初山、矢幡、高橋、宮崎の姓であり、角田の姓は見られない。また、天保三年(一八三二)の角田八幡神社の社司は矢幡上総介であることが資料として残されており、矢幡家との関わりが推定される。長谷川保則宮司の話によると、後に矢幡家は角田家に改名したとある。中村神楽には古い面「天保十四年(一七二九)の手力男、嘉永七年(一八五四)の須佐之男命」が残されており、江戸時代には盛んに上毛郡主体の社家神楽が奉納されていたことが伺われる。

今日に伝わる中村神楽は、明治十三年(一八八〇)頃、角田八幡神社の大宮司角田記博が氏子(森永市次郎、森永増平)に伝授したものとされている。近代の資料では明治中期より神幸祭や秋祭りに神楽を奉納していたと伝えられている。また、松江出身の渡邊蕃氏の招聘で戦時中の昭和十六年(一九四一)、一月十八日より二十日間)には台湾各地でも神楽を奉納したというが、昭和十九年(一九四四)以降、戦争による混乱の中で神楽は中断を余儀なくされる。

戦後、昭和二十三年(一九四八)頃より神楽講の復活の声があがり、中村地区有志による神楽講が結成され(宮司は生田敏雄、講長は則尾増太郎)、昭和四八年(一九七三)には中村区文化財保存会が発足し、神楽部、囃子部、豊前楽部を設け、子ども神楽などの育成を通じて伝統文化の伝承を行っている。さらに平成二年にいたって、地域の小中学生に伝承し、中村子供神楽として天狗祭や文化祭等に披露して一般市民に親しまれており、角田八幡神社の秋祭りと正月元旦に毎年、五穀豊穰を祈願して神楽の奉納が行われる。

なお、以前は中村神楽の系譜に諸説あり、伝承される芸態は築城の赤幡神楽の影響が強いとも言われ、豊前地域の神楽の中では少し系統の違うとされていたが、江戸時代には上毛郡と同じ社家神楽であり、神楽の演目の命名、謂儀の内容を確認すると他の豊前市の神楽と同系統の神楽として認識できる。

## 第二節 豊前神楽の特徴

### 一、神楽の変遷と神楽講問での相違点

#### 演目

前述のように豊前神楽の演目は、式神楽としては壺番神楽(大麻舞)、花神楽(大潮舞・花汐舞)、手総神楽(手草舞、手房神楽、手笹神楽、笹神楽)、御先(駈仙)神楽、弓征護神楽(弓正護、弓正吾、正吾)と地割神楽であり、呼び方は大麻舞、大潮舞・花汐舞を除くと、ほぼ同じである。岩屋神楽講が用いている大麻舞、大潮舞・花汐舞は江戸時代における旧上毛郡の社家神楽の演目にはないため、他地区の名称を取り入れたと考えられるが、舞の所作は他の豊前市の神楽講のものと同様である。

岩戸神楽(岩戸前)については、思兼、八重垣、四方鬼、太玉(布刀玉)、鈿女(宇受壳、乙女、女姫、受賣)、手力男(大手力男)は各神楽講問で同じであるが、児屋根、玉祖、長白羽(白生弓)に違いが見られる。江戸時代には、玉祖、長白羽が無くて素盞雄命と保古がみられ、若干の違いが見られる。また、地割神楽は奉納神楽では本地割神楽となっているが、江戸時代にはこのような区別はみられない。

次に奉納神楽として神迎、大蛇退治、綱御先、本地割、四人剣、乱御先、三神、盆舞、剣舞、二人手笹(手房、手草)、御先(駈仙、神駈、御駈)と湯立があり、中村神楽は現在行っていない演目もあるが、いずれも共通した演目と考えても良いようである。この他、岩屋神楽では美々久、掛手草、五穀成就、宝満、地堅、地堅駈仙、五大神、やもめ神楽があり、山内神楽は幣正護、二人剣、地堅、柴入、天之安河原の集いが上げられるが、通常の秋祭りではほとんど舞われていないようである。さらに、岩屋、大村、黒土神楽にはやもめ、黒土、大村には御遷宮神楽、三毛門神楽には蛭子神楽があるが、やもめ神楽や蛭子神楽は後に創作されたものである。また、岩屋神楽で他の神楽講にない演目は、主として友枝の唐原神楽より習ったとのことである。掛手草に関しては、岩屋神楽では二八種の歌を詠むが、江戸時代の旧上毛郡の社家神楽にも掛手総は確認されており、これには三六種の歌が伝えられている。以下、その内容を示しておく。

なお、嘉永五年(一八五二)の友枝文書「御用方日記御触書写」を見ると扇神楽という演目があり、これが古風の幣神楽を指すのかどうかは不明であるが、興味あるところである。また、角力は相撲のこと、ここでは駈仙神楽と湯立神楽が行われている。なお、江戸時代、明治時代、現在の各神楽講・保存会での演目については資料

二四に示した。

#### 【掛手総神楽】

- 一、御手総を手に取るからに拝むには四方の神も花とこそ見ん
- 二、此さくはいつこのさくぞとねりらがこしにさがれるともおかのさく
- 三、御手房はいつくよりして渡るらん御所の白山岩たちの岡
- 四、御手房は誰がときそめし御手総ぞ大宮守の一の柘木人
- 五、御手総はいつくよりして渡りくる神楽の岡乃南谷から
- 六、御手総に神ましますと知しりたらばこまにはかりしなでておふせん
- 七、御手総を見上げ見おろし見る時は千とせの神におもかわりなし
- 八、御手房のまします道に阿やをはへにしきをへてとくとふません
- 九、御手房もとこそまします近江より勢田のからはしふみならしける
- 十、山人の峯にいりくる柴屋かた風より外にとふ人もなし
- 十一、さくのはに雪ふりつもの冬の夜にとよの遊びをするがたのしき
- 十二、みむろ山おし出で見ればかさぬひの嶋こぎめくるたななし小舟
- 十三、みの嶋にみのはあれとも笠もなし沖の自浪かさどたのむぞ
- 十四、山の神谷山口にいらいぞせん嵐の風のひやい所に
- 十五、山の神家こそ折る年ごと氏を祭りて福祭りせん
- 十六、奥山に杉も松もせいせいとくみも知らで千世をぬらん
- 十七、奥山に太鼓のおとときこゆるは大山祇の遊びする音
- 十八、奥山にむすびし家はたがためか親ゆへ子ゆへうめる子のため
- 十九、谷川を清し清しとくみ上げて上なる瀬にはがりがなきけり
- 二十、神なみのみむろの山のみぢばは立田の川乃にしきなりけり
- 二十一、ささわはは袖こそやすめと称川の石はふむともいさか口しより
- 二十二、おきや沖おきにうき来の見へたるは蛭児神のさかなつりぶね
- 二十三、おきや沖おきよりみてる小白浪あしも駒にぞもにたりけり
- 二十四、おきや沖おきに見えたるうき石はひるこの神のこしかけの石
- 二十五、春の日の阿なた乃山に阿かねさす八いろの濱を行はなりけり
- 二十六、住吉の入江入江のたまりみず潮の残りか雨のたまりか
- 二十七、住吉のすまにすずめかすをかけんいかにすずめもすみよかるらん
- 二十八、住吉の宮造りする松かけに氏をぞいのる久しかれとは
- 二十九、西の海あをきか原の浪間よりあらわれ出る住吉の神
- 三十、小倉山峯のもみぢは心ならばいま一たびの御幸またなん
- 三十一、亀山やすそより出る大井川流れ久しき氏を守らん
- 三十二、大原やせが井の清水ひさこもて鳥はなくとも遊びてゆかん
- 三十三、千早振神のいがきに袖かけて舞ぞ開く天の岩戸も
- 三十四、この殿に御門のわきに阿し極てまいる人をばよしとよはれん
- 三十五、みやまには霰ふるらし外山なる正木の葛いつきにけり
- 三十六、豊国の鏡の山の鏡石かくれもせしるあらわれもせん

午 三月二四日 改之



最近、三三神楽の用語が盛んに用いられているが、この三三という数字は「三三三」からきているとする説がある。帝釈天が中心に位置し、四方にそれぞれ八柱の神がいるという初利天に由来するものである。また、三三観音とか三三応化身という観音菩薩に関するものもあるが、いずれにしても仏教的考え方のようである。ここで注目しておきたいのが、神仏習合の時代には三三の用語は旧上毛郡の資料において見出せないことである。また、明治初期には徹底的に仏的用語を排除していることもあり、いつから、また、何故三三神楽が使われるようになったのかを説明できる資料は現時点ではない。

三三神楽

(資料 24)

豊前市岩戸神楽

式神楽	岩戸神楽 (12)	奉納神楽			
式神楽 (6) 大祓祝詞 奉幣 ①壺番神楽 ②花神楽 ③手笛神楽 ④御先神楽 ⑤弓征護神楽 ⑥地割神楽	①思兼 ②太玉 ③長白羽 (児屋根) ④八重垣 【四方鬼】 ⑤東方鬼 ⑥南方鬼 ⑦西方鬼 ⑧北方鬼 ⑨(玉祖) ⑩素盞雄尊 ⑪鈿目 ⑫戸取手力男 神送り	奉納神楽 (15) ①神迎 ②大蛇退治 ③綱御先 ④本地割 ⑤四人剣 ⑥乱御先 ⑦三神 ⑧盆舞 ⑨剣舞 ⑩二人手笛 ⑪御先 【湯立】 ⑫湯庭跋(四手) ⑬神髓(灌水、神棒) ⑭湯御先 ⑮火鎮(鎮火祭、湯棒、湯行事)			
《特殊神楽》 (岩屋神楽) 美々久 掛手草 五穀成就 宝満神楽 地堅 地堅駈仙 五大神 大神舞 やもめ神楽	(山内神楽) 幣征護神楽 二人剣 地堅 柴入 天之安河原の集い	(黒土神楽) 御遷宮神楽 やもめ神楽	(大村神楽) 御遷宮神楽 やもめ神楽 天安河原集合	(三毛門神楽) 蛭子神楽	

(資料 25)

豊前市岩戸神楽三三神楽の歴史

江戸時代	記載なし (ただし、岩戸は 12 庭)
明治時代	岩戸 12 庭、他 21 庭、合計 33 庭と湯立 (M.23)
昭和 23 年	県神社庁築上支部神楽規則 (S.23.9.13) 式神楽 6 庭、岩戸 12 庭、他 15 庭 (合計 33 神楽) (本湯立を含む)
築上郡史	33 神楽 (式 6 番と岩戸 12 番、他 15 番) と湯立 (S.31.7.1)
岩屋神楽	鑑賞のしおり：式 8 番、岩戸 6 番と特殊神楽(19 番) (S.60.3.1) 岩屋七社神社奉納 (H.6.4.27)： 式 7 番、岩戸 6 番、特殊神楽 20 番 (湯立 33 番)
大村神楽	西日本文化 (H7.1 月発行) 式神楽 7 番、岩戸 6 番、奉納 20 番
山内神楽	県民俗芸能調査 (H.4.3.31)、民族文化 No.4 (H.6.6.6) 豊前岩戸神楽-福岡県京築神楽講の実態調査 (H.8.3) 式神楽 7 番、岩戸 8 番、奉納 15 番、湯立 3 番
なお、H.20 年 9 月の神楽調査の際、岩屋、山内、大村の神楽講は三三神楽設定をしないことを確認	

所謂、「豊前岩戸神楽三三三番」という表現があるが(資料二五)、少なくとも江戸時代には三三神楽という記載は見あたらない。しかし、六項の表一から岩戸前では十二の数が読み取れ、明治二三年(一九四八)の資料には、岩戸一二庭、その他二一庭、合わせて三三庭と湯立となっており、はつきりと三三神楽が表明されている。その内容を見ると、岩戸以外の演目については個別の演目が明記されており、湯立は三三神楽とは別の演目になっている。また、岩戸が一二となっており、これは江戸時代の記録と数が一致している(文献二六、三六)。その後、昭和二三年(一九四八)に、県の神社庁築上支部神楽規則の中では、式六庭、岩戸一二、他一五で都合三三と記載され、これは湯立を含むとなっている(文献二八)。さらに築上郡史では三三

神楽(式神楽六番と岩戸一二番、他一五番)と別に湯立が記載されている(文献七)。岩戸開きの一二の仮面は思兼、天鈿女、天兒屋根、素盞鳴、太玉、長白羽、手力男、東方句々迺智、西方金山彦、南方軻迺突知、北方閻象女、中央埴安彦となっているが、この中で五方神と現在の四方鬼との関連性が理解できない。しかし、このあたりまでは三三神楽は大筋統一がとれていると見てよい。

近年の動向を見ると、昭和六〇年(一九八五)に豊前市の平公園で市制三十周年記念行事の一環として神楽大会が行われた時に、岩屋神楽講が三三神楽として、式八番、岩戸六番、特殊神楽(奉納神楽一九番を表明している(文献三四)。続いて、平成六年、岩屋の七社神社で三三神楽を奉納しており、(文献三四)。この時が式七番、岩戸六番、他二〇番として三三神楽を設定している。一方、大村神楽講は、西日本文化という機関紙の中で、式七番、岩戸六番、奉納神楽二〇番と記載している(文献四二)。さらに、山内神楽講が平成四年(一九九二)の県民俗芸能調査(福岡県教育委員会)(文献八)と平成八年(一九九六)の京築神楽実態調査(文献四三)および民俗文化(文献四四)の中で、式七番、岩戸八番、奉納神楽一五番、湯立三番と明記している。

この様に見てくると、三三番という呼称はまず三三番ありきで、その時代ごとにこれに合わせるような形で番組を構成していたように思われる。したがって、明治時代以降に神楽講ごとに作られたイメージとして捉えるほうが良いかもしれない。

事実、築上郡史以前の三三神楽は比較的統一性があるが、それ以後の各神楽講が設定した三三神楽は統一性が見られない。つまり、各神楽講が表明している三三神楽は最近設定されたものであり、創作として位置づけられるので、各神楽講間での違いについての考察からは除外してもよいと考えられる。なお、平成二十年(二〇〇八)九月の各神楽講についての神楽聞き取り調査の際、岩屋、山内、大村の何れの神楽講も三三神楽の設定は取り止めるとの報告を受けた。

## 舞い、所作

神楽の基本的動作についてその特徴を見てみたい。舞手はまず拝殿に出て右回りして舞い下がり、着座して産土神に礼拝、続いて左右左舞をして拝殿に礼をしたのち、打ち掛け、折れ柳、ひざ折り(大舞い・小舞い、でんでん虫)をする。この所作を「折れ柳舞」とする。この後に東、南、西、北、中央に礼拝するのが基本動作であり、この後は神楽の演目毎に独特の所作を取り入れている。細かい所作の違いは、神楽講の指導者や他の神楽の模倣も考えられるが、大きな流れの中で同じ系統の神楽として理解する必要がある。この「折れ柳舞」は、神楽のはじめと終わりに行われ、

神楽の始まりと終わりを産土神に報告する意味をもっている。例えば、種々の神楽に取り入れられている駆仙(御先)の舞に注目すると、先ず、幣方(ホシヤドン)が「折れ柳舞」をした後、幣方と御先が対面するが、この場合、左右左で出て行くのが特徴である。この後、駆仙一人で東、南、西、北に掛かる(各方位に二回ずつ、裏表)。この後、幣方を呼び出し、肩組、幣鈴、腹打、蜘蛛手の所作を行った後に幣方と御先の二人で東、南、西、北、中央に掛かる。最後に幣方と御先が「折れ柳舞」をして終わる。幣方と御先の対面の所作、方掛かりの所作は、細かい点を除くとほぼ同じ系統と考えられる。こういう見方をすれば、豊前市の神楽は同じ流れで伝承されていたと考えられる。なお、これらの所作の呼び名を用いていない神楽講もあるが、同様の所作は行っている。

## 採物、用具

採物とは神楽を舞うときの持ち物のことで、幣(ぬさ)、御幣(幣ふし)、鬼杖、弓、五色紙、櫛、篋、鈴、扇子、太刀、薙刀等がある。鈴、扇子、太刀、薙刀は市販のものを使用し、鬼杖、弓、五色紙、櫛、篋はその都度作製して準備をする。採物はほぼ各神楽講で同じであるが、鬼杖についてはその造りが異なる所がある。鬼杖は、「しくわんの杖、しかん杖」とも言われているが、「しかん」死還」というのは、蘇生と「しく意味」という。また「とうのむち」という呼び名で江戸時代の謂儀(神主を驚かす「とうのむち」)に出て来る。石塚尊俊氏は「西日本諸神楽の研究」の書の中で、宮崎地方の米良神楽では鬼棒のことを「トウノムチ」と言う」と述べている(文献四五)。さて、この鬼杖の造りをみると、片方(先)が五色紙で、もう一方(基)が白紙で作る神楽講と両方共五色紙を使う神楽講があり、この違いは不明であるが、興味もたれる。なお、鬼杖には霊力が宿ると考えられており、三二項の江戸時代の謂儀に「これを神社に納めることにより天下泰平、五穀成就、氏子繁栄等の願いがかなう」と記載されている。

また、舞に用いる採物は、壺番神楽(大麻舞)、花神楽(大潮舞・花汐舞)、手繪神楽(手草舞、手房神楽、手篋神楽、篋神楽)、駆仙(御先)神楽、弓正護神楽(弓正護弓正吾、正吾)は各神楽講の間でほぼ同じであるが、地割神楽では、山内神楽の太郎次(東方太郎)、二郎次(南方次郎)、三郎次(西方三郎)、四郎次(北方四郎)は弓を使うが、他の神楽講では太刀を使うところと、鬼杖を使うところがある。また、本地割では太刀を使う所もあり、神楽講間で違いが見られる。しかし、舞いの所作は同じであり同一の神楽に分類できる。

さらに、湯立の時に使う、「湯の子」、すなわち「湯の御子」の造り方にも若干の違

いが見られる。湯の御子は稲藁を束ね円形にして白紙を巻き付け、これに御幣と人形(ひとがた)を付けるが、五色の色紙を使って五つと五行を現わしているもの、或いはこれが七つという所もある。大村神楽と三毛門神楽が五つで山内は七つである。黒土神楽講は、中央の御幣を付ける足が二本で人形(ひとがた)も三体で、紙もすべて白紙を使っている。陰陽五行的に考えると、三本は三合の理、五本は五行循環、七本は北辰信仰における北斗七星を現わしていると考えたと納得できるが、いつ、どのようにして神楽講間で差が生じたのかは不明である。

### 謂儀の変遷(いわれ、唱行)

式考番神楽には謂儀はない。花神楽、手笹神楽(手草舞)、手笹神楽、笹神楽には、同様の謂儀があるが、現在、手笹神楽では謂儀を謂わない神楽講もある。この花神楽と地割神楽の謂儀は大筋各神楽講間で同じである。駈仙(御先)神楽については、江戸時代のものと比較してみると、先ず、長谷川家に残っている江戸時代(安政年間)の謂儀は以下の通りである。なお、初山家(寛政六年(一七九四)書写)、清原家に残っている謂儀もこれとほとんど同じである。

### 駈仙謂儀(長谷川家資料、安政六年(一八五九)、江戸時代)

#### (整方)

なり高や清静なれ豊國のうち直静なれ御神屋の内  
神主を打おどろかすとふのむち鼓こえよし笹よかり志に  
初花の志げく開けしるりの地に魔王のもの伏ぞあや志き  
大坂や関ふさがりて道なくば御幣持たる神主にと  
神道は千道百道多くとも中なる道は神の通ひ地  
神業やなにわのよしやあし原の國の始の道はひとすじ

#### (駈仙)

初花の志げく開しるりの地に丸が伏してはだれが住むべき  
大坂や関ふさがりて道なくば野竹持たる鷹にとえがし  
神道は千道百道多くとも中なる道は丸が通ひ地  
志らずして踏まるけり神の道今あらたまるゆるせ神主

#### (弊方)

それに謹催神主是より再拝たてを以て一句尋ねきかせ曰さん謹上再拝再拝敬て曰く。それ年月年号初てより未来国家安全のため大小神祇の廣前において四季の御祭をいたさんと欲して致齋敬齋をなして四方八隅に御瑞出繩を引き神壇をもふけ、八足百取の机に八百万の神膳を供し、其の間において八人の八乙女、五人の神樂男を揃て、國家四民安全、加持し神主源心の信をいたし、鎮に謹慎誠を専する所に、是より丑寅に當りて悪風颯々と吹き来たり、赤き色なる大魔王、この御神屋に勢をなす。夫、吾は神國なり道はこれ神道也。国主は神皇なり。汝は何者ぞ、速やかに退敬せよ。夫、天神七代に渡、地神三代天照大神の御孫、邇々杵尊此の地に降臨成さる前、高天の原より此の日本を見賜い、

諸の邪神猛威を振り、榮火輝き神蠅声邪草木威く言語を發して國家悩乱すといえども不淵の神明を以て治めたまへば、忽に平伏す。吾國、開闢の始、天と地と共に神々顕生す故に國を神國と云う。道を神道と云う。夫、神なき時は天地なし、天地なき時は万物なし、衆生なし、方法なし、又一法なし、此の理を悟ずして汝異船の盜を現し、此神前に近づく事不敬なり。それ速やかに退敬せよ。

#### (駈仙)

抑、御前と云うは一座神明の分身なれば、人と見えぬも道理なり。毛角三尺にして眼は赤酸將西の如く鼻は七咫三尺三寸の紅舌を以てて爪体を喰せんとするに似たり。されば容貌ひなりといえども、その心は知べからず。只一心清淨温潤等相の相を現し、或時は鬼畜木石に身をかる肩には赤き天衣をかけ腰には黒き衣をまとひ、志くはん杖を提げ天地の間を飛行しみれば、國こそ多けれ。豊の前州上毛郡、今此神樂庭において太鼓口鼓笛鼓十二の樂を調て神主はいかりましをけふと志るさば、綾をはえ錦をはてとくと踏ません。なんとと調ひかなでたまふ事謂なし。かおとの神事を企る事ならば三日先より荒神と吾をこそ祭るべし。四面八方の神境を許すまじく渡しと我再さんのもん答に及び争いの末一和と徳を得ざるが如し。汝聞け吾は是天地偏滴の妙体也。因て一神六あり。

- 第一 猿田彦大神
- 第二 國底六神
- 第三 氣神
- 第四 鬼神
- 第五 太田神
- 第六 興玉神

と云う。是皆神德廣大なる故なり。惣て、駈仙の數九万八千五百七十余神在りて影の形に随如也。其眷属億兆在り、土ぼむ神道祖神五穀神福神軍産屋の神ともなり千反万化妙術を以てて、悪なる者には罰を以てこらし、善なる者には幸をあたえて是皆のすめ、人民善心に帰らし欲。汝此の理を悟りて吾にくみせよ。心を一にして天津神の神勅を傳て御前を追仕奉らん。神主の教の如く此五十鈴を打振まい奉る所に鬼形忽口さ神和神体となる事御鈴の利生にて飛此上は我つける処のしくわん杖を渡催、是を受納に於て福寿増永諸願成就にて催。此の御杖を印として當社に納をき催ほどに一天泰平、國家安全、五穀成就、氏子繁昌と踏鎮を跡より祭奉らん。

この謂儀をみると、「夫、天神七代に渡、地神三代天照大神の御孫、邇々杵尊此の地に降臨成さる前、高天の原より此の日本を見賜い、諸の邪神猛威を振り、榮火輝き神蠅声邪草木威く言語を發して國家悩乱すといえども不淵の神明を以て治めたまへば、忽に平伏す。」と天孫降臨の記載は見られるが、現在説明されている天鈿女之命と猿田彦之神との出会の場面であることが確認できない。つぎに、明治時代になると以下のようになっている。

(明治時代、明治三年) (文献二七)

(幣方) 言幕も綾に畏き天照大御神、高木乃神の詔のりにて皇御孫の命の天降り坐す道にだれぞかつて居る哉との大詔とぞや。いまし命の御名と亦此処に居故は如何ぞや。

(駮仙) 吾は国津神、名は猿田彦の大神なり。出入故は使余向として侍るうか。

(幣方) 然らばなんじ先に立て行むか。亦吾れ先達て行んか。

(駮仙) 吾れ先達て御先払はんむや。今天津神の御子はつくしの日向の高智穂のくしふる嶽に至り、吾は伊勢のさな懸大伊鈴の川上に至り古としえに鎮なむ。

これは明治二三年(一八九〇)の成恒神楽の謂儀であるが、皇御孫の命(邇々芸之命)が降臨するときに猿田彦之神が迎えに来た場面であると説明されており、明らかに天孫降臨の場面を設定していることになる。そして現在黒土神楽講が用いている謂儀になると、明らかに天之鈿女之命と猿田彦の出会いの場面であることが明確となっている。ただし、謂儀の前段部分は江戸時代の神楽歌の間答となっており、江戸時代と明治時代のものがミックスされて採用されている。

(黒土神楽講)

(幣方) 成高や晴静かなる豊国のなお静かなる御神屋の内

(駮仙) 初花の茂く開けしるりの地魔王の者ぞ伏すどあやしき

(幣方) 逢ふ坂や関ふさがりて道なくば御幣持つたる神に問ふがし

(駮仙) 逢ふ坂や関ふさがりて道なくば真竹持つたる神に問ふがし

(幣方) 吾は此、天降る神にて名は鈿女之命と申す。今しは如何なる神にましますや。

(駮仙) 吾先立ちて御先拂わんや。今天津神の御子は日向高千穂のくしふる先に至り、吾は、伊勢佐那那大井鈴の河上に至り、永久に鎮むなん。先々、鈿女之命御舞い候へ。

次に、大村神楽講と三毛門神楽講の謂儀を示すと次の通りである。

(大村神楽) (文献四六)

(幣方) 掛巻久母恐伎天照皇大神高霊皇二命天降座須道仁田付手伊留失止

乃大宣成留其也

(駮仙) 阿波国津神猿田彦之命成利 いでいるゆえ仕奉りまえむきて三郎ぞ

(幣方) しからばなんじさきたちていくや我またさきたちていくや

(駮仙) われさきたちてみさきはらわんや。いま天津神の御子は筑紫の日向高千穂のくしふるだけにいりたりましあわ伊勢の国さやずあがたの大五十鈴川の川上にいたる

(三毛門神楽) (文献四七)

(幣方) 掛幕も畏き天照大御神高木の命にて皇御孫の命の天降ります道に、たれぞかつているや、

さの大命ぞや汝命の御名は、何れの神にて坐し坐す哉。

(鬼) 吾は佐田彦の大神なり、出居故使舞向うとしてさむらうなり。

(幣方) 然らば、汝先達行哉、吾亦先立て行かむ。

(鬼) 吾先立て御先祓へん、今天津神の御子、筑紫ノ日向の高千穂の櫛振岳三至り坐す。吾ハ伊勢ノ佐那那大伊鈴の川上三至り無窮ニ鎮りなん。

このように大村神楽講と三毛門神楽講の謂儀も完全に天孫降臨の説明となっている。さらに、明治時代の成恒の謂儀と全く同じと見てもよい。江戸時代には同じ神楽であつたのが、現在の謂儀では明らかに違いが見られるのである。さらに、謂儀を比較した場合、江戸時代には「駮仙」と表記されているが明治以降「御先」の表記が使われている。このように、江戸時代の謂儀から判断して、本地垂迹説が優位の時代には天孫降臨の説明はみられず、むしろ中世神話に基づいた解釈がなされていたと考えられる(文献一)。しかし、神本垂迹説、国家神道が主流となるにつれて天孫降臨の色彩が強くなり、特に国家思想が盛んになった幕末から明治以降には駮仙神楽の説明は完全に天孫降臨、すなわち、天鈿女之命と猿田彦之命の舞いと説明されている。これは、幕末から国学思想が盛んになり、神仏習合や陰陽五行の思想を否定し、仏的用語を排除したため、神楽も「駮仙」が「御先」に、また、駮仙神楽の意味も天孫降臨にすり替えた可能性が大きい。また、謂儀も天孫降臨に替えようとしたため、各神楽講の間に差が生じたと考えられるのである。しかし、舞いの陰陽五行の所作を変えるまでには至らなかつたようである。

この様に、謂儀の変化を見ると、その伝承こそが神楽そのものの伝承であつたのではないかと推察される。つまり、江戸時代には社家神楽として同じ神楽を執り行つていたものが、明治時代になり清原、長谷川家と大村神楽、初山家と山内神楽、矢幡家と黒土神楽、角田家(矢幡家)と中村神楽、高橋家と三毛門神楽というように神官の居たところに神楽が伝承されている。これは偶然とは考え難く、神楽を奉舞するためには必ず謂儀が必要であるがゆえに、これが伝承されなければ神楽は成立しなかつたのではないか。その結果として、神官の居た地域に神楽が伝承されたと考えられるのである。

### 神名

現在、神楽に使用する神名はほとんどが記紀等に記載されている名前になっているが、明治以前は仏的神明が多く使われていたと予想されるが、これも明治になつてから変更されたと考えられる。すなわち、湯立神楽のときに謂儀として神名を唱えるが(資料二六)、江戸時代の地鎮神楽での神名は、東が「鬼神」南が「御食津神」西が「太田神」、北が「底立神」、中央が「奥玉神」となっている(文献三三)。

書紀の通りになっている。このあたりは、当て字ではおかしいということで、のちに訂正した痕跡が伺える。いずれにしても幕末から明治初期にかけて神名を変更した可能性が強く示唆される。事実、八幡古俵神社の資料(文献四八)では、これが「木の神」、「火の神」、「太田の神」、「奥魂の神」、「底立の神」となっていたが、それぞれ「勾々奴智大神」、「迦具槌大神」、「金山彦大神」、「水波能賣大神」、「埴山毘賣大神」に訂正されている。この訂正が何を意味するのかを考える必要がある。恐らく、政治的圧力が加わったと考えるのが妥当であると考えられる。また、黒土神楽講が「これより東方には青庭青龍はなん。木の神と申し奉るは東方の大神やなん」と唱えて切り込むときに言うのと同じ謂儀も古表神社の資料にきちんと残されている

(資料 26)

湯立神楽の謂儀における神名

江戸時代	黒土神楽講	山内神楽講	岩屋神楽講
鬼神	木之神	久々能地之神	久々能智神
御食津神	未決之神	火具土之神	軻遇槌神
太田神	金山彦之神	金山彦之神	金山彦神
底立神	祇立之神	水波賣之神	罔象女神
奥玉神	沖玉之神	埴安之神	埴山姫神

大村神楽講	八幡古表神社
句句能智の大神	木の神 → 勾々奴智大神
軻遇突如の大神	火の神 → 迦具槌大神
金山彦の大神	太田の神 → 金山彦大神
罔象女の大神	奥魂の神 → 水波能賣大神
羽根安の大神	底立の神 → 埴山毘賣大神

黒土神楽は、東を「木之神」、南を「未決之神」、西を「金山彦之神」、北を「祇立之神」、中央を「沖玉之神」と唱える(文献三四)。少し異なるが口伝であることを考えると江戸時代のもと同じと考えられる。この江戸時代の神仏習合的な神名の痕跡が残されているのは興味深いことである。山内神楽講では、東が「久々能地之神」、南が「火具土之神」、西が「金山彦之神」、北が「水波賣之神」、中央が「埴安之神」になっており、古事記・日本書紀に見られる五行の神である。岩屋も同じであるが、ただ字が、「久々能智神」、「軻遇槌神」、「金山彦神」、「罔象女神」および「埴山姫神」と全く古事記・日本書紀と全く異なる。

が、これも書き直されて違った文句になっている(文献四八)。

衣装(装束)

つぎに、各神楽講間での衣装の違いについて注目してみた。まず、盆神楽の衣装では、「烏帽子―狩衣―袴」と「毛頭―千早―裁着袴」のように神楽講の間で違いが見られる(資料二七)、舞はほとんど同じである。この違いは非常に不思議に思われ、一般の人達に伝わる前には同じ神楽を舞っているが、このような違いが見られるのは、指導者の違いでは無い様に思われる。さらに、山内神楽講が演目としている幣正護神楽では「烏帽子―狩衣―(打掛)―袴」であるが、清原家に残されている江戸時代の資料(未発表)では「毛頭―千早―立着袴」となっており、旧上毛郡の社家神楽とも異なる。また、湯立神楽の時に湯庭の祓いを行うが、その場面でも「毛頭―千早―裁着袴」姿で行う神楽講と、「烏帽子―狩衣―袴」を着て行う神楽講がみられる。

(資料 27)



江戸時代には同じ神楽であったことを考慮すると、各神楽講の間で違いが出てきたのは明治時代に社家から民間に伝承されてから以後と考えられる。この原因としては、

- ① 各神楽講による創作
- ② 伝承の過程での変化
- ③ 外的要因として社会的・政治的な圧力

などの要因が考えられる。まず①各神楽講による創作の例としては、黒土神楽の「やもめ神楽」、二毛門神楽の「えびす神楽」などの演目がある。また、黒土神楽の大蛇退治の大蛇も昭和五八年(一九八三)にもう少し大きいのが良いということ、出雲の大蛇を買ってきて創作したものである。また、意識的に創作したものを除くと、神楽というのは、先人からかなり厳しく伝承されており、②の伝承の過程での変化は比較的少ないと思われる。その理由として、神楽の伝承は主に口伝によるところが多く、舞いの順序、所作については大きな変化がないため、何故神楽講間で前述のように差が生じたのか疑問に思うところである。次に③の外的要因については前述のように明治初期に社家神楽が執行ができなくなったため、神楽は氏子を中心とする一般人に完全に移行し、今度は社家が神楽講を取り締まるようになったことが大きな要因である。そこで、神仏習合の思想の排除のため仏的な神名を日本書記や古事記の神名に改正させたり、修験道の要素を取り除くための圧力があつたと考えられるのである。神名の変更については、仏的神名の改名の他に、最近になつて当て字、誤字と思ひ記紀の名前に変更された形跡がみられ、考察を複雑にしている。このため、明治時代における神官による改変と、のちの神楽講による改変の区別がつかなくなっているが、舞いだけは改変するすべもなく陰陽五行の思想に基づいた神楽がはつきりと残されている。そのため、修験道の要素が多く残された神楽講とかなり手が加えられたとされる神楽講が見られるのである。また、この改変は担当地区における神官の関わりが強い所ほど改変の試みが強くなされているようである(五頁の神官の神楽への関与の項を参照)。それは前述した盆神楽の衣装の「烏帽子―狩衣―袴」と「毛頭―千早―裁着袴」や湯立神楽の湯の御子の造りに現れている。このように、豊前市に伝わる神楽は、修験道的な神楽(本地垂迹説)から吉田神道の(反本地垂迹説)神楽への改変の試みがあり、その後、国学思想の台頭により、国家神道的な神楽の改変へ繋がったと思われる。しかし、舞いの改変までには至らず、神名、衣装や神楽の説明の改変に留まったようである。この様に、豊前市に伝わる神楽は様々な外的要因による変遷を辿りながら今の形を形成していったと考えられ、各神楽講間での違いは主として氏子に移行してから各神楽講の事情により生じたものと推定される。

## 二、代表的な演目

神楽は陰と陽の交合、五行循環・輪廻、三合の理で構成されているが、神仏習合に基づく説明(本地垂迹説、神本仏迹説)、国家神道に基づく説明がそれぞれ行わ

(資料 28)

れ、また、これらが複雑に絡み合い神楽の説明を困難にしている。ここでは、宗教的要素をできるだけ除いてわかりやすくするため、陰陽五行説にもとづいて考察する。この中でも、代表例として駮仙神楽、地割神楽、湯立神楽、大蛇退治について説明する。

### 駮仙(御先)神楽

実際に、「みさき、みさき」神楽について陰陽五行説から説明する。駮仙神楽は御先神楽とも御前神楽ともいわれるが、神仏習合的には駮仙と記載されている。この神楽は豊前地方で最も代表的な神楽とされており、非常に勇壮な舞いで、鬼の荒々しさと幣方の優雅さが調和され、その意味合いは陰陽の交替、五行循環を祈る神楽である(資料二八)。



駮仙神楽は、天津神である邇邇芸之命が高千穂の峯に天降る時に、行く道に立ち塞がる国津神である猿田彦神の所に天御女之命が使者として行き、猿田彦神が何者かと問いただし、天孫降臨の道案内にきたことを突き止める場面を神楽化したものと説明されている。

実際の問題として人が天から降りてくることは非現実的であり、よく考えると理解できない。しかし、陰陽五行の観点から考えると陰と陽の交替、すなわち天と地の往来・交合を祈ることと考えられる。そこで陰(地)に猿田彦神、陽(天)に天御女之命を割り当てているが、これは、記紀をモチーフとした国学思想(復古神道)に

基づく国家神道的な考え方による説明であり、幕末から明治時代にかけて国学思想が盛んになり神仏習合が否定されてからこのような説明になったと考えられる。また、「駮仙」という表記もこうした理由で明治以降「御先」に変えられている。つぎに、舞い方を見ると駮仙神楽において、一人舞のときも二人舞のときも、東南西北(中央)の方角に掛かる所作が見られる。この場合通常二回掛かるが、この所

(資料 29)

### 鬼 = 駮仙

丑寅(鬼門)から来る  
唐時代の画家吾道子が丑と寅から想像して初めて描く  
鬼「隠(おに)」「於爾」であり、姿は見えない「陰」のシンボル  
中国: 祖先の霊魂→超人間的な精霊に変化  
日本: 死者=けがれ、恐れ→恐れが優先して目に見える巨大な怪物に変化

鬼 = 陰 寒さ、病気、貧困、平和を乱すシンボル

(資料 30)

### 駮仙の説明

日本民俗辞典  
ミサキ神は初め嚮導神であったものが、その霊威の強さを信じられているうちに御霊化し、憑き物化したものと考えられる

(豊前市神楽入門 染矢多喜男)

ミサキは天地開闢に関わる中世神話の第六天魔王(他化自在天)

「<落差>を解く—豊前神楽を例として—」白川琢磨(H.17)

幣方は天ツ神である天鈿女之命であり、駮仙は国ツ神である猿田彦神

(豊前市神楽講)

作は順調な五行循環を祈ることを示していて、駮仙と幣方が肩を組む所作は陰陽交替が問題なく行われたことを表現していると解釈できる。

ここで「みさき」はなぜ鬼かという疑問について触れてみたい。中国では鬼は丑寅の方角(鬼門)から来ると言われているが、この方角を鬼門と呼んだ。鬼門は東北、すなわち丑寅の方角になる。そこで、唐時代の画家「吾道子」が牛の角と虎の牙を想像して描いたのが鬼の始まりと伝えられ、その後これが定着したとされている。

鬼は「隠(おに)」「於爾」であり、姿が見えない陰のシンボルと考えられている。鬼は、中国では祖先の霊魂であるが、のちに超人間的な精霊に変化していったものといわれている。これが鬼であり、鬼は陰の象徴である。

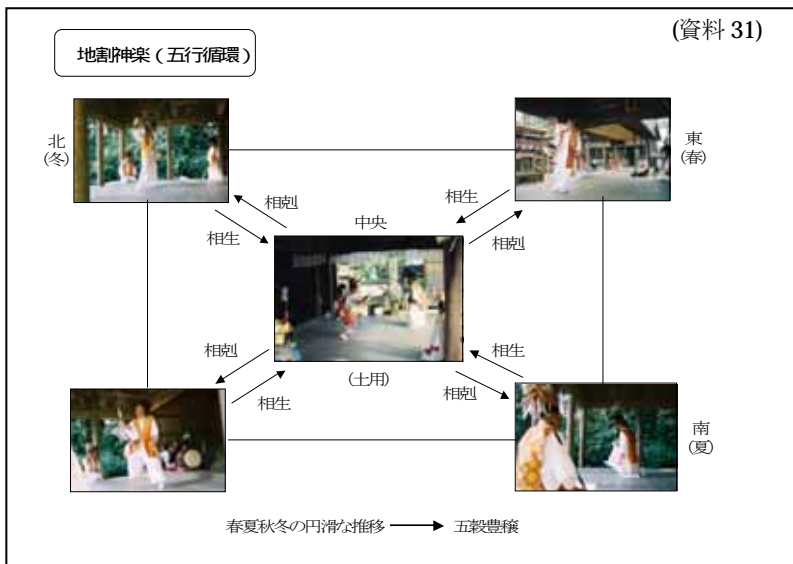
陰陽道において、陰は寒さ、病気、貧困、平和を乱すシンボルと位置づけられている(資料二九)

このような背景を基に神楽における鬼が設定され、これを陰の象徴としているのである。陰陽説の観点からも陰だけでは世の中は平穏に推移しないので、これに対応する陽が必要となる。これが「ほしやどん」と称し幣方として設定され、神楽における陰陽交替が展開されるわけである。

さて、染谷多喜男は駮仙について「ミサキ神は初め嚮導神であり祖霊であったものが、その霊威の強さを信じられているうちに怨霊化し憑き物化したもの」述べている。また、白川琢磨は「駮仙は天地開闢にかかわる中世神話における第六天魔王(他化自在天—これらは形を自由に変えることが出来る—)」と述べている。これらは、いずれも神仏習合的な考え方から出てきた鬼(陰)である。神道的な考えをすれば、天孫降臨における国ツ神の猿田彦神を鬼(陰)としている。異なることを言っているようであるが、結局は陰と陽の交替(往来・交換・交合)を祈っていることに変わりはないのである(資料三〇)。つまり、駮仙神楽は陰陽の交替、五行循環・輪廻を祈って五穀豊穰、無病息災、天下泰平を祈願して行われる神楽であるということである。明治時代に古風な幣神楽に改変する試みがなされるが、「返閑」など広義の両部神道的な所作や謂儀が至るところに出てきており、完全には改変するに至っていないのが現状である。

### 地割神楽

地割神楽(資料三一)は、五行思想をそのまま取り入れた神楽で、東方太郎(東)、南方二郎(南)、西方三郎(西)、北方四郎(北)、中央五郎(中央)および神宣が登場する。この東方太郎、南方次郎…は修験的呼称とされている。さらに、五行では、東は春、南は夏、西は秋、北は冬、中央は土用の季節にそれぞれ配属される。



先ず、東方太郎が東に方掛りをして、東の位置に座る。続いて、南方二郎、西方三郎、北方四郎の順に舞い、それぞれ南、西、北の位置に座る。これは、一年を春、夏、秋、冬それぞれ九十日に分けることを意味している。この後、中央五郎が登場して東方太郎(東)、南方二郎(南)、西方三郎(西)、北方四郎(北)に闘いを挑む。春から夏、夏から秋、秋から冬、冬から春へ、季節はいきなり推移するのではなく、必ず中間がある。この中間を土用と名づけ、各季節の最後の一日八日間をそれぞれ土用に割り当てる。これにより、春、夏、秋、冬、土用は、それぞれ七十二日に配属される。一方、最初、中央五郎には領土がなく、各方位に戦いを挑み、ここに神宣が登場して領土を均等に与えて治まると説明する場面もある(文献四三三)。この土用(土気)の特色は両犠牲にあり、万物を土に還す死滅作用と万物を生み育てる育成作用を持つている。このように、土用は一年を順調に推移させるための強力な転換作用を示し、非常に重要な意味を持つと考えられている。

前述のように、各方位の所に中央五郎が来て闘いを挑む所作があるが、これは必ずしも戦いのみを表現しているのではなく、迎える所作も含まれていると解釈すべきと思われる。即ち、中央五郎は土気であり過ぎた季節に対しては死滅させるべき季節を育成する意味をもち、中央五郎の舞はこの二面性を表現していると考えられる。神宣の役割は、各皇子に五行をそれぞれの立場で守護するように天からの神勅を伝え、確認することにあると考えられている。

なお、地割神楽の意味はその謂儀を読むとよく理解できる。神楽は五行の循環を折るため、東南西北中央に対し同じ所作を繰り返す場面が多く

見受けられる。すなわち、地割神楽と言うのは、木火土金水、春夏秋冬の順調な輪廻・循環を促して、五穀豊穰を祈ることを主な目的としていると考えられる。実際、地割神楽では、次の春夏秋冬に因んだ神楽歌が歌われる。

青柳の枝に掛かりし春雨もいとたむけん玉ぞ止めん  
吾が宿や垣根や春を隔つらん夏来にけりと見へし卯の花  
昨日こそ早苗とりしかいつのまに稲葉もそよと秋風ぞ吹く  
秋過ぎて冬的时候に越へやらん昨日の時雨今朝の初雪  
大空はまん丸にこそ見えにけり角が無ければ掛かる間もなし

(黒土神楽講)

(地割神楽謂儀) 大前張里神楽唱行

それ天地開闢の始め、天神七代伊弉諾、伊弉冉尊木火土金水の五行の神を生み万物を生み給ふ中にも、某は天五に當り生る故に己子の五郎の皇子、名付中氣に位志てせんきななしといえ共、木火土金水の跡を司りて各四行徳志と等す故に木故に木の曲直土に附て榮火の炎土土に依て見禮、金の従草土中に生じ、水の潤下土に依つて不溢五行循環して春夏秋冬正しく、春夏秋冬正しくして万物育せられ年穀豊登なり。故に或は金木土水火と相剋し或は木火土金水と相生して万物を生成する。是皆五行造化の自然なり。然に相剋の道を相制し相生の徳を正しくして、或は土の安全を守るべきの神宣を蒙るの上は益々、四行の兄等と共に各徳を一にして分目を新たにして吾秋津洲の國を常磐堅磐、天地と共に守り奉らん。先々神宣の御使は上天に御登り催へ御跡を守り奉らん。

安政六年(一八五九) 豊谷川家文書

### 湯立神楽

湯立神楽は、舞から判断して天地融合、五行循環、三合の理に基づいて五穀豊穰、無病息災、天下泰平を祈願する神楽と解釈できる。湯立神楽については、これまで多くの人が説明しているので先ずそれらを紹介する。

「豊前の神楽 29」橋本幸作 (文献四九)

日岳神楽は、拝殿の前に、竹矢来を結び、しめをめぐらして湯庭をつくり、柱三本を立て大釜をのせ薪三十三把を焚く。その間に湯立三十三番の神楽を奉納し、鎮火の後オキの上を素足でわたる。

湯立神楽は、他の演目とはかなり異なる呪方性の強いものと言えそうだ。神話との関連性、



「五行」を、陰陽道のデフォルメとみても、湯立そのものは神話にはないし、また、その順序も岩戸開きに至る神話のストーリーで一貫されているとは言いがたい。

「豊前岩戸神楽 豊前神楽入門」豊前市教育委員会（文献五〇）

清浄な湯で清め祓いをする。

神意をうかがい会う。

湯の御子はお産の神様、安産のお守り。

天照大御神、八幡大明神、春日大明神に湯の初穂を奉る。

「豊前岩戸神楽鑑賞のしおり」岩屋神楽講（文献三七）

割木三十三把を神楽一番毎に炊き、岩戸開きの前に舞い、車餅を上になさす。

鉾（湯鉾）は単なる武器ではなく神を招くための代である。

湯立を舞う時は前七日間清浄潔斎する。

「五穀成就 付・天孫降臨にまつわる神楽」今林和佐子（文献五一）

斎庭に立てられた矛に猿田彦神がのぼり、天神を迎える。神々の御名を記した幡を地上に落とさないと舞は納めることができない。

「湯立三十三番神楽 岩屋神楽講創立六十五周年記念」（文献三八）

祓い舞（四人舞） 斎庭を祓い清める。

灌水舞（三人舞） 釜の廻りで舞い、火鎮の準備と思われる舞で、祝詞奏上があり、祓い舞の動きに対して静かな舞。

湯立駈仙 各方、湯釜にかかる。後鬼は湯釜の湯を四方、中央とて祓い、斎矛に登り

天神をお迎える。

鎮火祭 三神にお湯の初穂を奉り、次に当社（〇〇神社）に初穂を奉り、日本国中

三千百三十二座の神に初穂を奉る。神人形を湯につけて湯鎮めをして火

鎮めに掛かる。湯大将が火渡りをした後、一般の人が火渡りをすれば無病

息災といわれている。

「日本三大神楽まつり」パンフレット

湯立神随神楽 中央、東西南北の祓いの儀式

湯駈仙神楽 天と地、陰と陽を結び雲手切りの舞い

火鎮 火の精と水の精を結び五穀豊穰を祈念する。

「西日本文化」財団法人西日本文化協会 亀田光男（文献四二）

湯祓い、神随、前駈仙、湯捧、湯行事から成る。斎鉾に登り、幣を切り来年度の豊穰を予呪する幣切り行事と、静寂の中で神秘的に行われる湯鎮め、火渡りの行事である。英彦山を中心にした豊前修験道の影響を大いに受け入れている。ところによつては「山伏神楽」と呼んでいる。

「福岡県の民俗芸能」福岡県教育委員会（文献八）

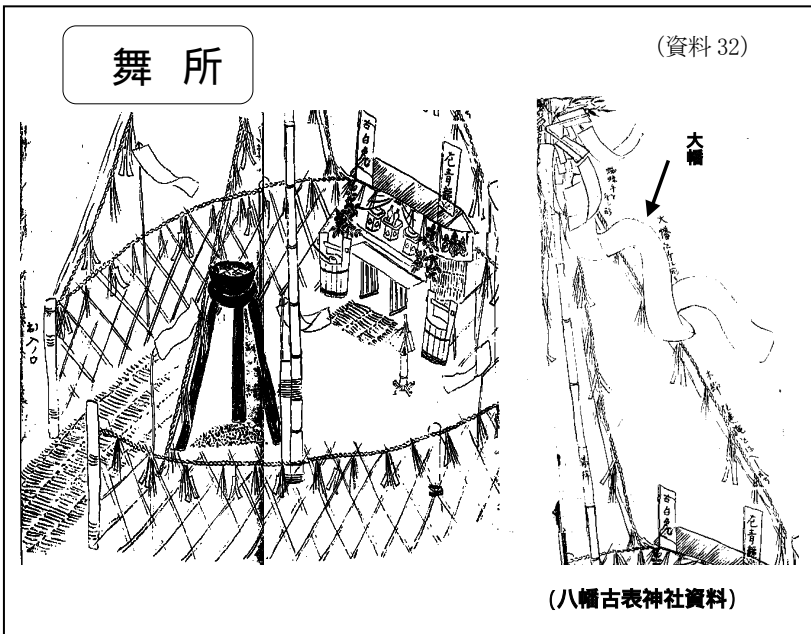
湯立神随神楽 中央、東方、西方、南方、北方の湯庭祓いの舞

湯駈仙神楽 駈仙神楽のあと、斎鉾に登り、雲手を切つて天神を迎える

火鎮神楽 日本国中三千百三十二座の神々の神々を勧請し、火鎮め、湯鎮めのあと、火渡り

行事を行い五穀豊穰を祈願する舞い。また、駈仙はシコをする。

余談であるが、「福岡県の民俗芸能」報告書の中に駈仙はシコ（四股）をすると書かれている。四股とは反閤のことである。反閤というのは、禹歩とも言われ陰陽師の行った呪法で、特殊な足の踏み方をするもので、邪気を祓い正気を迎え、幸福を招くためのものと言われている。駈仙が進むときに、左足を出して右足を引き付ける、次に右足を出して左足を引き付ける。また、左足を出して右足を引き付ける、この所作を三回やるが、禹歩ではこの三回をワンセットで、九セット行ふと言われている。神楽では、地霊を鎮めるといふ意味があるそうである。相撲取りが四股を踏む、これも反閤の一種と言われている。これが行われている。これも呪法性が強い所作と思われる。以上が、これまでの湯



立神楽についての説明である。

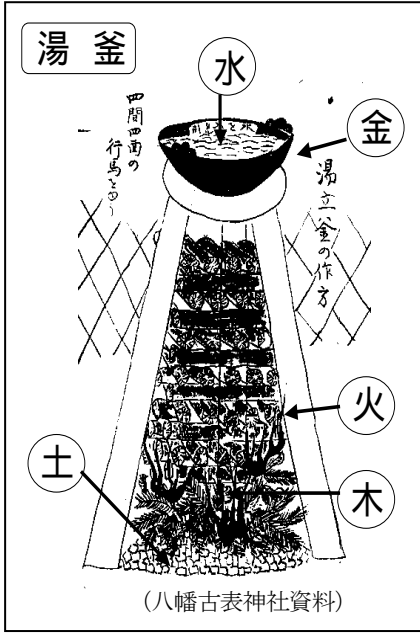
それでは、陰陽五行説に基づいて湯立神楽の意味を考えてみたい。なお、舞所や湯庭の設定は八幡古表神社の資料(文獻四七)を使用した。

先ず、舞所について説明する(資料三二)。祭壇の位置であるが、左青龍、右白虎と書かれている。青龍は東、白虎は西の方角であるので、祭壇は南を向いているということである。位置としては北に設置することになる。すなわち、北に向かって拝むということなのである。北に向かって拝む理由は、陰陽五行思想では北辰信仰、すなわち北極星(太一)を中心にするので、北をむいて拝むということになるのである。

東方、南方、西方、北方および中央にはそれぞれ配当された神名を書いた札を付ける。湯鉢の上には「蜘蛛手」といつて四方、中央に配当神を書いた札をつけ、さらに大幡をつけたものを取り付ける(資料三二)。大幡に記載する神名などは各神楽講の間で異なっている。たとえば、山内神楽講および岩屋神楽講の場合は、「天之御中主大神」、その下に「神御産靈神」と「高御産靈神」を並べて書きその下に「天照皇大神」その下に「天津神」「国津神」を並べて書き、続いて「八百萬神」と記載する。いずれも記紀に出てくる神名である。

また、黒土神楽講の場合には、「天之御中主神陰陽之二神」の下に「○竹之内大臣」と「木之花作久夜姫」とを並べて書き、その下に「天神地祇八百萬之神當社」「湯立を行う神社名」「神社湯庭所」と記載する。この大幡に記載する神名の違いも明治以降に記紀をモチーフにした改変の試みの可能性も示唆されるが、いずれも陰と陽を表現している。

さて、湯釜の造りも木火土金水の五行で構成されている(資料三三)。木が燃えて火となり、それが土になる。釜が金であり、釜に水を入れている、といった五行の思想が入っているのである。このように陰陽五行の思想に基づいた湯庭を設営して湯立



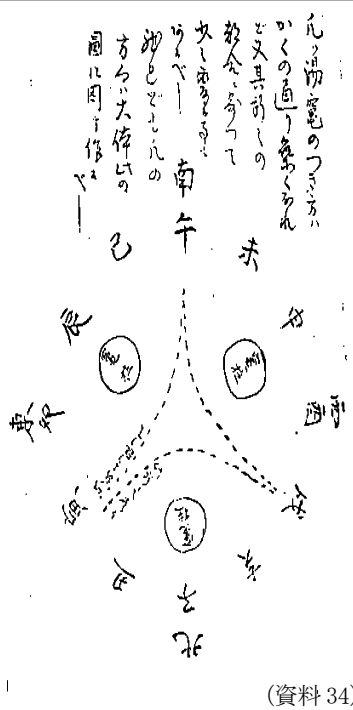
神楽が行われる。

次に、舞の内容を見てみたい。まず、最初は祓舞(四手神楽)といって、毛頭、千早、裁着けた四人で、東方、南方、西方、北方および中央の清め、祓いを行い、湯庭の結

界を行う。この所作も、国家神道的な烏帽子一狩衣姿で清め、祓いをする神楽講もあり、神楽講の間で違いが見られる。

祓い、清めによる湯庭の結界が終わってから、いよいよ、駈仙神楽を行う。この神楽は陰陽交替、五行循環を祈って行うことは先に説明したので省略する。ただ、湯立神楽の駈仙は最後に湯鉢に登り、蜘蛛手を落として陰と陽を結ぶ。このとき駈仙は口の閉じた陰の鬼面を使用するとされており、陰陽交替を明確化している。また、先駈仙(前鬼)および後駈仙(後鬼)とも言われ、修験的要素が伺われる。

駈仙神楽に続いて神随(神掬)神楽を行う。三人で四方と中央に祓いをしてから、各方角の神名を唱え謂儀を唱える。



(資料 34)

これらも五行循環の祈願の一つである。続いて、一宮一宮の神社名を読み上げ湯の初を献上する。一宮一宮というのは、各国、例えば尾張国、加賀国など一つの国に代表の神社一つが定められていたが、この全国の一宮を招聘して祈願するということである。豊前の国は宇佐神宮である。最後に湯庭を行う神社名を言って湯の初を献上する。そして、湯の御子を湯釜の水に浮かべて回転させる。

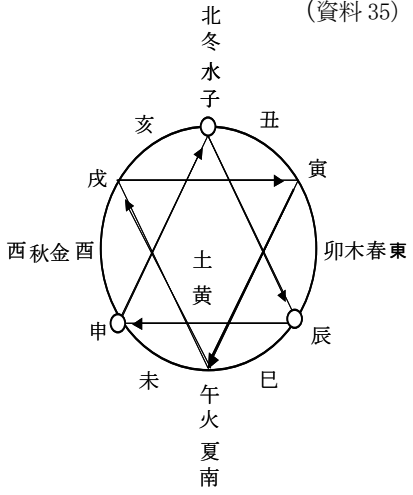
続いて、笹による湯釜の祓いを行ったのち、いよいよ火渡りである。ここで、三合の理による最大の祈願を行う。釜の足の位置は申一子一辰で三合の理で言われている水の相を示している。また、火を渡る順序も決められており、寅一午、午一戌、最後に、戌一寅に抜けて終了する(資料三四、三五)。戌一寅に抜ける時には火を

(資料 35)

火渡り(三合の理)



水と火の融合・バランスを祈願して火の中をわたる所



(資料 36)

湯立神楽

- 陰陽交替
  - ・ 駮仙神楽
- 五行循環・輪廻
  - ・ 駮仙神楽、神随 (神据)
- 三合の理
  - ・ 神随 (神据)、火鎮め、火渡り

穰災栄平泰  
 五穀無子天  
 豊息孫繁泰  
 病孫天下家  
 無子天

足で左右に払う。この寅↓午↓辰↓寅が三合の理で言われている火の相である。すなわち、火渡りは、火と水を融合(天と地の交合、陰陽の交替)させる非常に重要な意味を持っており、湯立て神楽における最大の祈願が行われる。火が強すぎると火事になり、水が強すぎると洪水になる。しかし、火と水は人間の生活には不可欠なものである。火と水のバランスを祈るといふことなのである。本来、水は陰、火は陽であるので、陰陽の交替を祈願しているにほかならないのである。このように陰陽五行思想の三合の理が湯立の中に取り入れられているのである(資料三五)。

なお、湯の御子であるが、黒土神楽講では、御幣をつけた竹の元を三つに割って、円形にして白紙を巻いた藁束に刺し、その間に人形(ひとがた)三体をつける。これは、三合の理による祈りを表現している。そして、最後に湯の御子を湯の中につけて回転

させるが、これも、三合の理による火と水を調和(または五行循環)させる重要な意味を持つている。人形ひとがたというのは、神道では穢れをここに移して流すという意味も含んでいる。

このように考えると湯立神楽は陰陽交替、五行循環・輪廻、三合の理を駆使して五穀豊穰などを祈願する祈禱色の強い神楽と考えられる(資料三六)。

なお、「湯の御子」は各神楽講において異なり、大村、三毛門神楽講では五体(五色紙)、山内、岩屋神楽講では七体(色紙)となっている。五体は五行を、七体は北斗七星を表現していると考えられるが、何故このような差が生じたのは国学思想の影響と考えるが、真意は不明である。

なお、清原文書の中に湯立神楽の起りについて詳細に記載されており、それを簡潔に述べると「湯立ては陰陽の二神、水火木金土の五行の神力により万物を育成し、陰陽和合の加持である。湯立てとは水中より陰を生じ湯気が立つので湯立と呼ぶ。湯釜の構成が水徳、木徳、火徳、金徳、土徳を表現しており、陰陽五行の神徳、相生・相剋、順逆の和合を祈願し五穀豊穰、武運、無病息災、雨乞・晴乞を祈願する。また鼎の三足は三元三行三妙(三合の理)の記である」と記載されており(未発表)、陰陽五行の思想により祈願することが明確に示されている。

大蛇退治

この地方に伝わる大蛇退治は、基本的には古事記に記載された内容で構成されている。樽かきの所作、医者(のり)の登場等、各神楽講で独自に面白くおかしく創作した部分もあり、里神楽として村人によく受け入れられた神楽の一つでもある。また、祭りの時には大蛇退治を楽しみにしている人も少なくはない。大蛇退治のストーリーの概略はつぎの通りである。

まず、足名椎、手名椎、櫛稲田姫が舞い、次に、須佐之男命が登場して、八俣の大蛇を退治して姫の命を助けることを約束する。そこで、須佐之男命は足名椎、手名椎に何度も醸造した強い酒(おりふね)を造らせて、この樽酒を二神が運んで来る。目的の地に運ぶこのユーモラスな所作が皆に親しまれている「樽かき」である。そして、目的の地に酒を運んだところで大蛇が現れ、この酒を飲む。酒に酔って眠っている大蛇に須佐之男命が切りつけると、大蛇は猛然と須佐之男命に襲いかかるが、強い酒に酔った大蛇は、ついに須佐之男命に退治される。

樽かきの場面は、各神楽講により違いがみられ、猿が登場したり、樽かき同士で面白く、おかしく話をして地元の人を笑わせたり、また、樽かきの一神が、この強い酒を飲んでふざけ怪我をして倒れた所に医者が滑稽な動作で治療を行うが、この

### 陰陽五行による説明

自然現象を対象とする祈願

日照 (火) を無音に乞えば旱魃  
降雨 (水) を祈願し続けば洪水

日照 (水) と降雨 (火) のバランス

風に対する祈り (風の抑圧)

鎮静化 (剋殺、撃攘)

風・・・長い物・・・到達  
風＝東＝木気＝青龍＝蛇

蛇、髪、反物  
交際、世間、到達

風と木は密接な関係

五行相剋の法則

金剋木

木、すなわち風「蛇すなわち風」  
金、すなわち鎌 (刀)



第31図 カゼヤリカマ  
(長野県、『総合日本民俗学』  
巻一より)

大蛇＝台風

一年に一度、稲にダメージ

刀で剋する

五穀豊穰・子孫繁栄

吉野裕子「陰陽五行と日本の民族」

時、付き添いとして看護婦も随行する神楽講もある。これらは、余興として後の時代に作られたものもある。

大蛇を退治して神楽は終了するが、これは古事記に書かれているストーリーで、悪者を退治して世の中が平和になると考えられている。

ところで、大蛇退治の説明としては、悪を退治し、世の中を明るくするとする説明で理解しやすいと思われる。しかし、大蛇の頭が八つあり、体の長さは八つ谷、八つの峰にも渡るほどであると説明しているが、これはどう考えても非現実的である。そこで、もう少し視点を変えて陰陽五行説からの考察を試みた。先に述べたように、

これまでの大蛇退治の説明は古事記・日本書紀のストーリーの記載が大半であり、真の目的は何かについて触れたものはほとんどない。そこで、大蛇の正体は何かと言うことになる。

大蛇とは何かについて考えるに当たって、吉野裕子氏の「陰陽五行と日本の民族」の書を参考にした。これによると、信州の諏訪にナイガマという木に鎌を打ち込む対風呪術の風習があると記載されており。また、「カゼキリガマ」といって屋根の上とか竿の先に草刈鎌を縛り付ける風習が東北から中国地方にかけて幅広く分布するそうである(文献五二)。日本は台風等の強風が多い国であるので、この風の難を免れるための祈願と思われる。風は五行で言うところ東に位置し、東には木が配当されている。五行相剋説で、この木を剋す事ができるのは、西の金気、即ち金属(刃物)となっている。風は木気であり、蛇・髪・反物など長いものに喩えられるが、これは風が大気の流れであり、どこからともなく来てどこへともなく去って行くことを表している。山と山の間の谷、堅い岩の隙間、家屋の隅々まで通り抜けることから、「長いもの」、「到達するもの」の意味から風は蛇と考えられている(八俣の大蛇)。諏訪神社のご神体は蛇であり、風神とされており、大蛇は風＝木気と考えられる。したがって、木気を剋殺するのは刀(金気)となり、大蛇を刀で退治する意味が理解できる。

そこで、大蛇退治を陰陽五行説的に纏めると次のようになる。日本は農耕民族であり、自然現象に対して祈願するということは容易に推測できる。日照りが続けば旱魃、雨が続けば洪水となる。日照と雨どちらも必要であるが、やはりバランスを祈るといことになるのである。陰陽の交替、五行の相生、相剋を祈る神楽は随所に見られる。しかし、あと一つ困るのは風すなわち台風である。これはバランスを祈るのではなく、完全に退治することである。日本の農業が台風に悩まされたことが容易に推測される。このように沈静化を目的とした神楽は当地方の他の神楽には見られない。

風という長い物、到達・蛇などが五行で考えられているが、東は風の神といわれている。さらに、東は木で、木気、青龍である。そして蛇とつながる。この風を封じることが木に勝つというわけである。木、風、蛇を剋すことが出来るのは金すなわち刀である。大蛇＝台風、一年に一度、稲に被害を与える。これを刀で剋すことで、五穀豊穰・子孫繁栄を祈ると考えれば、五行説で全て説明が出来る(資料三七)。陰陽五行説から考えると大蛇退治は対風呪術の神楽と考えられるが、バランス(循環)を祈願するのではなく、沈静化を目的とするので、悪者を退治して世の中が平和になったという説明でも問題はないと思われる。

和になったという説明でも問題はないと思われる。

神楽解釈のまとめ

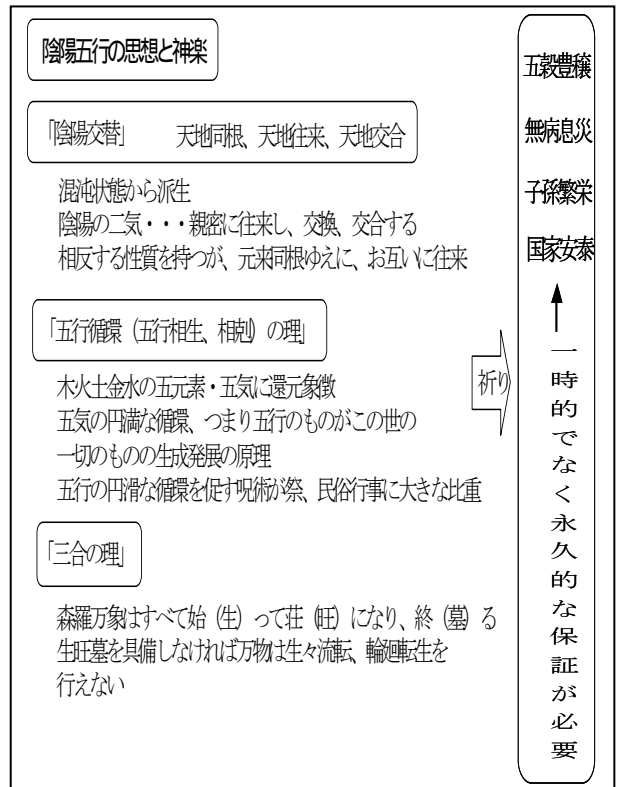
以上のように、神楽は陰陽五行説と密接に係合していることがわかる。混沌の状態から陰陽の二つの気が発生して、陰陽交替（天地同根、天地往来、天地交合）により、木火土金水の五元素が生成される。春夏秋冬など万物が五行に配当され、この五行の円滑な循環を祈る。この五行の循環を促す呪術が、祭り・民族行事に大きな比重を占めている。また、生々転々、輪廻転生を祈るといふ三合の理の理論が湯立神楽に応用されている。

陰陽交替とは、万物はすべて陰と陽に割り当てられ（天・地、雄・雌、明・暗、・・・）、陰と陽は相反するものであるが万物が生存するためには両者は往来、交合することが必要であるとする説である。五行説とは、すべての物質、現象等が五行に配当され、この五行の循環・輪廻を祈ることである。神楽でよく言われる五穀豊穡、無病息災等の祈願はこの原理に基づいている。例えば五行を四季の春（東）、夏（南）、秋（西）、冬（北）、土用（中央）に配当し、この順調な推移を祈ることは五穀豊穡を五臓の肝臓（東）、心臓（南）、肺（西）、腎臓（北）、脾臓（中央）に配当すれば無病息災を、五徳の仁（東）、礼（南）、義（西）、智（北）、信（中央）に配当すれば天下泰平、国家安泰を祈願することになるのである。また、三合の理とは、万物はすべて「生まれ（生）」、「育つ（旺）」、「死ぬ（墓）」の過程をとり、この生・旺・墓を具備しなければ万物の永遠性は保証されないとする説である。すなわち、これらは自然に対する純粋な人の祈りを表現しているのである。

このように陰陽交替、五行循環、三合の理を駆使して、五穀豊穡・無病息災・子孫繁栄・国家安泰を祈るのが神楽と言うことになる（資料三八）。ここでは、駄仙、地割、湯立および大蛇退治について解説したが、この他の神楽についても同様に説明できるので、ここでは省略する。

豊前市には六つの神楽講または保存会が継承されており、各団体の間で若干違う面はあるが、伝承の過程を考えるとそれぞれ理解できる。各団体はそれぞれ忠実に先輩からのものを引き継いで、神楽というものは成立している。そうした意味で、これは豊前市の財産の一つではないかと考える。その神楽も、先ほどの吉田神道系の神楽と広義の両部習合神道系の神楽および国学思想が加味された形で伝わっていると考えられる由緒あるもので、今後もこの神楽を大事に保存してもらいたいと思う次第である。なお、豊前市に伝わる神楽は、江戸時代の旧上毛郡の社家神楽と結論できる。

(資料 38)



三 演目の意味

ここでは、現在豊前市で行われている神楽の意味について解説する。式神楽と奉納神楽に分けて説明するが、江戸時代および明治時代にはこのように区別されている資料は確認されていない。その初見は昭和二三年の福岡県神社廳築上支部規則（文献二九）で、式神楽と特殊神楽で区別されている。なお、初出の演目の表記は基本的に江戸時代の名称を用いた。

大禮祝詞（大祓祝詞）

神楽を行うに先立って、全員が神殿の前に着座して祝詞囃子を奏でる。これも非常に重要な儀式であり、これから神楽を奉納することを神に告げるもので、舞ではない。江戸時代には神楽歌、神楽祝詞を奏上していたようだが、現在は神殿の前で祝詞囃子を奏でるだけになっている場合が多い。また、神事として神官により御祓、勸請奉幣、散米等も行われていたが、現在ほとんど行われない。恐らく神事であるために氏子には伝授されなかったと思われる。ただ、湯立神楽を行う場合には大祓祝詞や祈願文を読み上げ、幣・米・塩を祓い湯立釜に火を入れる。

奉幣は岩屋神楽講で行われていて、奉幣使・奉米使・奉塩使各一名となっている。なお、江戸時代には二名で行われていたという記録がある。

## 式神楽

### 言番神楽（一番神楽）

幣と扇を持った舞人が登場して舞う直面の採物神楽である。四人で舞う厳肅なもので、東方の句々廻馳の神（木の神）、南方の軻遇突智の神（火の神）、西方の金山彦の神（金の神）、北方の罔象女の神（水の神）および中央の埴山（安）姫の神（土の神）の五行神を拝み奉る舞いである。

言番神楽は、これから神楽を舞うことを産土神に報告し、各方位神を礼拝して舞所を祓い清める意味を持つ神楽とされ、最初に舞われることから言番（一番）神楽と呼ばれている。

岩屋神楽講では大麻舞と呼ぶが、舞の所作は他の神楽講と同じである。大麻舞の呼び名は旧下毛・宇佐郡で見られるが、旧上毛郡の社家神楽では確認できない。

### 花神楽

言番神楽と同様、四人で舞う直面の採物神楽であり、東、南、西、北の四方および中央を拜んで舞所を祓い清める舞である。優雅な囃子のリズムに乗って五行（神）を礼拝し神名の謂儀を唱える前に神道一二の神楽歌を歌う（清め乃儀）。神道一二の歌の歌ははじめが、子（ねぎ）ことも…、丑（うしろ）にも…、寅（とらばて）に…、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥と一二支を現している。実際には五行の礼拝のため、使われる歌は辰までの五つである。歌の内容は神道における教訓、人の道を示したものである。四方および中央を礼拝したのち、速いテンポの舞いになり、小さく切った五色紙の切紙（花）を東、南、西、北の四方および中央に撒いて、舞台は花吹雪で覆われる。花を撒く所作は花により舞い人（神人）を通じて神と氏子との心を通じさせ、氏子の願いを報告し、産土神は氏子を守ることを意味している。

三毛門神楽講では花汐神楽、岩屋神楽講では大潮舞ともいう。大潮舞の呼び名は旧下毛・宇佐郡で見られるが、旧上毛郡の社家神楽では確認されていない。

### 手総神楽

最初は幣と扇を持って舞い、続いて二束の笹に持ちかえて舞う直面の採物神楽である。言番神楽と同じ目的であるが、これは執物に笹を使用して神楽拝殿および四方を祓い清める優雅な一人舞いの神楽である。笹や櫛などは、神への採物として、また露払いの目的で古くから用いられていたようである。笹を振ると「サラサラ」と音を立てるが、この音は神の囁きと考えられている。また、笹によりすべての禍、罪穢

を禊ぎ祓う悪魔祓いの舞とも言われている。江戸時代の手総神楽は、各方位神を礼拝するときに唱行を唱えていたが、大村神楽講以外は、現在は舞いだけとなっている。江戸時代の旧上毛郡の社家神楽の謂儀が清原家および長谷川家に残されている。手草舞（岩屋神楽講）、笹神楽（山内神楽講）、三毛門神楽講、中村神楽保存会、手房神楽（大村神楽講）、手笹神楽（黒土神楽講）とも言われている。なお、手総神楽は江戸時代の旧上毛郡の社家神楽で用いていた呼び名である。

### 駈仙神楽

古事記や日本書紀で知られる天孫降臨、すなわち、天津神である邇々芸之命の従者である天鈿目之命（幣方）と国津神である猿田彦之神（鬼）が天の八衢で出会った場面を神楽としたものであり、猿田彦之神は天孫の道案内としての役を担うといわれている。

江戸時代には「駈仙」といわれていたが、幕末から明治以降の国学思想の影響により「御先」とも呼ばれるようになり、駈仙神楽も現在では、記紀における天孫降臨の場面を神楽としたと説明されている。本来、駈仙神楽は、「陰」を鬼、「陽」を幣方（神職・ホシヤドン）に設定して、陰と陽（天と地）の融合・交合、五行（木火土金水及び春夏秋冬土用）の順調な輪廻を祈ることに由来し、五穀豊穡、天下泰平、無病息災、子孫繁栄を祈る目的で行われる神楽である。駈仙神楽は、神迎、湯立、綱駈仙にも用いられており、豊前神楽は主に駈仙神楽で構成されているといっても過言ではない。鬼に抱かれると元気になるといわれており、「やばやば」の後に赤ちゃんを差し出す光景がよく見られ、最も人気のある神楽でもある。

式神楽の時に行うものを式駈仙（式御先）、奉納神楽の時に行うものを駈仙（御先）と呼んで区別しているが、両者は本質的には同じ神楽である。

### 弓正護神楽

弓正護神楽も、神楽拝殿を祓い清める目的で舞う四人舞いの直面の採物神楽である。装束は毛頭、千早姿で、手に弓矢を持って軽快なリズムに乗って舞う神楽である。鳴弦とは、白木の弓の弦を鳴らすことによつて、目に見えぬ矢で目に見えぬ世界の物怪を射ることである。弓矢を四方（東、南、西、北）および中央に向けて射るのは、各方位の邪神（悪魔神）を払い除ける魔除けの意味を持っている。

岩屋神楽講、三毛門神楽講、中村神楽保存会では弓正号、山内神楽講、黒土神楽講では弓正護、大村神楽講では弓正護と呼んでいる。

## 地割神楽

地割神楽は、東方太郎(東)、南方二郎(南)、西方三郎(西)、北方四郎(北)、中央五郎(中央)および神宣の六人が登場する直面の採物神楽である。江戸時代もこの呼び名である。山内、岩屋神楽講では太郎次、二郎次、三郎次、四郎次、五郎次と呼んでいる。五行神は毛頭に千早を着け、袴をはき、採物は太刀、鬼杖または弓を持つ神楽講があり、神楽講の間で異なるが舞の所作はほとんど同じである。江戸時代は、五行神は太刀を採物とし、神宣は烏帽子に狩衣と袴をはき、大幣と鈴を採物とするものであった。五行では、東は春、南は夏、西は秋、北は冬、中央は土用の季節にそれぞれ配属される。先ず、東方太郎が東に方掛りをして、東の位置に座る。続いて、南方二郎、西方三郎、北方四郎の順に舞い、それぞれ南、西、北の位置に座る。これは、一年を春、夏、秋、冬それぞれ九〇日に分けることを意味している。この後、中央五郎が登場して東方太郎(東)、南方二郎(南)、西方三郎(西)、北方四郎(北)に鬨を挑み、神宣の調整により、各季節の最後の一日日間をそれぞれ土用に割り当てる。この土用(中央五郎)の特色は両犠牲にあり、万物を土に還す死滅作用と万物を生み育てる育成作用を持つている。この土用の働きは、春夏秋冬の一年を順調に推移させるための非常に重要な意味を持つと考えられている。また、四方と中央の守護神の役割を明らかにする舞とも言われている。

すなわち、地割神楽は、春夏秋冬の順調な輪廻・循環を促して、五穀豊穡、天下泰平等を祈願することを主な目的として行われる。実際、地割神楽では、春夏秋冬に因んだ神楽歌が歌われる。

## 岩戸開き(岩戸前)

須佐之男命の横暴に立腹した天照大御神が天の岩倉に姿を隠したため、日本は常闇となつて至る所で禍が生じるようになった。このため八百萬の神々が天の安河原に集まつて天照大御神を天の岩倉から出す事について協議した。そこで、知恵者の思兼の神が謀り事を凝らして、思兼の指示により天照大御神を天の岩倉から出すため岩戸の前で舞うのがこの岩戸前である。天照大御神が再び姿を現したため天高原も、葦原中国も自然に以前の様に明るく照り輝く様になり、世の中が平穏になつたとする記紀に基づいたストーリーであり、この様子を神楽化したのが、この岩戸神楽といわれている。岩戸の前で舞う神、神の名称には神楽講の間で若干の違いが見られる。この神楽の登場者は、「思兼」、「八重垣」、「四方鬼(東、南、西、北)」、「太玉」、「長白羽」、「天之鈿女之命」および「手力男之命」である。山内神楽講では、この他に玉祖が登場する。「長白羽」については、山内神楽講と岩屋神楽講では「天」児屋

根、「中村神楽保存会では「白生弓」と呼んでいる。この岩戸前は神楽の締めくくりとして行われるため、この地方の神楽を総称して「豊前岩戸神楽」ともいわれる。実際、江戸時代の旧上毛郡の社家神楽で岩戸神楽番附として一番神楽く岩戸前を行つたことが確認されている。岩戸前は岩戸神楽、岩戸舞とも呼ばれている。最後に「神送り」があるが、岩戸を開いて出てきた御幣を神社の神殿に捧げて岩戸前は終了する。

なお、岩屋神楽講と黒土神楽講では四方鬼面の色が決まっており、東方は青、南方は赤、西方は白、北方は黒となっており、五行で定められた色を使用している。

## 奉納神楽

### 三神

三柱の神が登場して舞う直面の採物舞いである。山の神、田(里)の神、海(水)の神が集まり、豊作を感謝し、喜び合う神楽である。最初、山の神は神、田(里)の神は鍬と鎌、海(水)の神は魚(鯛など)を採物とする。続いて、山の神が餅を持つて舞うので、ほとんどの神楽講で「餅神楽」とも言う。餅をちぎつて参拝者に分け与えるが、参拝者の口に無理やり押し込み舞手と参拝者が交流する楽しい神楽である。この餅は神の守護を授かる意味をもっており、食へると病気にならないと言ひ伝えられている。最後に田(里)の神、海(水)の神が山の神を取り鎮めて神楽は終了する。

## 剣神楽

剣神楽には、一人で舞う採物神楽である。直面で毛頭を被り、千早と裁付袴を着て舞う非常に動きの激しい神楽である。まず、四方を祓い清めるために、リズムミカルな囃子に乗つて幣と扇で舞い、続いて、櫛の舞いをしたのち櫛がけをして、剣を両手に持つて東、南、西、北の各四方に切り込み悪魔(悪霊)を祓うのが目的である。したがつて、この神楽は家内安全、無病息災等を祈願して行われる。江戸時代には一人劔神楽と言われていた。

## 四人劔神楽

四人劔神楽の目的は劔神楽と同じであるが、四人の舞手が東、南、西、北の各四方に切り込み悪魔(悪霊)を祓う神楽である。狭い拝殿の上で四人が刀を振り回しながらぐるぐると回転したり、交互に行き交わったり、まかり間違えば怪我をする

危険な舞であるが、四人の息がぴったり合つて激しさの中に優雅さが見られる神楽である。舞手は直面で毛頭を被つて、千早と裁付袴を着て襷掛けをして、刀を持つて舞う。以前は真剣を使用していたが、最近ではほとんどの神楽講で模造刀を使用している。剣神楽には、この他に「二人剣神楽」があるが、これは山内神楽が演目になっている。江戸時代には四手劔神楽と呼ばれていた。

#### 二人手総

これは、手総神楽を二人で舞う神楽である。本来は神楽歌を言いながら舞つていたが現在は神楽歌を省略している神楽講が多い。二人手草、二人手房、二人手笹とも呼ばれる。

#### 本地割神楽

式神楽の地割神楽と本質的には同じである。なお、江戸時代には地割神楽と本地割神楽の区別は見られない。

#### 盆神楽（一人舞）

この神楽は別名「米神楽」とも言い、先ず幣と扇を採物として舞い、四方の神々を礼拝したのち、タスキを持つて同様に四方を礼拝する。このとき囃子は駈仙囃子となる。次に、両手に親指、人差し指、小指で盆を持ち、続いて盆に米を入れそれぞれ四方の神々を礼拝する。タスキ以後の舞は各方に掛かる前に必ず左右左の「ギリ」を舞い非常に動作の早い舞いである。「ギリ」を舞うときには、米を入れた盆を片手に持ち曲芸的な舞をし、参拝者を楽しませる。盆神楽は、日本人の主食である米の豊作を祈願したり、米を今日に伝えてくれた祖先への感謝の意をこめて行う神楽である。

舞手は直面で、上着の袖が邪魔にならないように襷掛けをする。大村と黒土神楽講は毛頭を被り、千早と裁付袴を着るが、三毛門神楽講では毛頭に白無垢と裁付袴、山内神楽講では烏帽子に打掛と袴、岩屋神楽講では烏帽子に小狩衣と袴を着用し、神楽講の間で衣装に違いが見られる。なお、江戸時代には盆神楽の呼び名は見られない。

#### 乱駈仙

舞は駈仙神楽と同じであるが、鬼二人、幣方二人で舞う神楽である。そのため拝殿はにぎやかに神楽が盛り上がる。駈仙神楽では、幣方と鬼が仲直りをし、肩

を組んで跳ね回る（これを「やばやば」と呼んでいる）。この時、鬼は喜んで参拝者の赤ちゃんを抱いたり、子どもを追いかけて回り、里神楽を盛り上げる。鬼が子供を追いかけて、子供が必死に逃げる光景を目にするが、子供時代に神楽は恐ろしいと感じた記憶を持つている人が多いと思われるが、それは乱駈仙や駈仙が原因である。この「やばやば」のとき、「みかん」や「お菓子」を入れた俵を滑稽な動作で開けて参拝者にふるまうのもこの乱駈仙神楽であり、豊作をお互いに喜び合う神楽でもある。

#### 綱駈仙

綱駈仙神楽は、鬼面をつけた駈仙と幣方が舞う駈仙神楽と同じ舞であるが、「やばやば」をしたのち、蛇が登場し幣方を蛇が守る役をする。蛇頭に布製の蛇を用いるが、三毛門神楽講ではワラで作った蛇を使用する。鬼と蛇の掛け合いが見所である。鬼が蛇に噛まれたり、蛇の尻尾でつかれたりして、怒った鬼が蛇を追いかける所作が滑稽である。また、綱駈仙では天之鈿女の命が蛇の「ひれ」を使つて争うともいわれている。蛇の「ひれ」は一〇種の神宝の一つでもある。また、岩屋、山内、大村、三毛門神楽講では、駈仙が「前鬼」と「後鬼」に区別されているが、黒土神楽講では特に区別されていない。江戸時代も前鬼と後鬼に区別されており、蛇を持つ人を綱手（一人）と呼んでいた。

#### 神迎神楽

駈仙神楽は、邇々芸之命が天孫降臨する際の天之鈿目命と猿田彦之神の出会いの二人舞であるが、神迎神楽はこれに随神を加えた舞であり、本来は道路で行われ別名「道神楽」とも言われている。櫛に付けた勸請幣が邇々芸之命であり、御幣を持った者が天之鈿目命、大刀、小刀、薙刀を持った者が随神である。まず、天之鈿目命と随神が幣舞をしたのち駈仙が登場する。続いて、随神（大刀、小刀、薙刀）と争い、最後に天之鈿目命と立ち会つて駈仙が道案内にきた国津神の猿田彦之神であることがわかり、仲直りをし、道囃子のリズムに乗つて駈仙を先頭に天降るところで終了する。したがつて、神迎神楽は、天津神である邇々芸之命が天上界から降りて、これを国津神である猿田彦之神が迎える神楽であり、陰と陽（天と地）の融合を祈り、五穀豊穰、無病息災、子孫繁栄、天下泰平を祈願する神楽である。

神迎神楽には、駈仙は二人登場してそれぞれ前鬼・後鬼（岩屋、山内、三毛門神楽講、中村神楽保存会）、ハナ引・後鬼（大村神楽講）、袖御先・後御先（山内神楽講）、先駈仙・後駈仙（黒土神楽講）と呼んでいる。黒土神楽講では、先駈仙・後駈仙で口



の開いた鬼面と口の閉じた鬼面(阿吽の面)を使用すると伝えられている。一七〇〇年代には道神楽、文久三年(一八六三)には神迎神楽との記載が確認されている。

### 大蛇退治

大蛇退治のストーリーは、古事記をもとに神楽化したものである。先ず、足名椎、手名椎、櫛稲田姫が舞い、次に、須佐之男命が登場して、八俣の大蛇を退治して姫の命を助けることを約束する。そこで、須佐之男命は足名椎、手名椎に何度も醸造した強い酒(おりふね)を作らせ、この樽酒を二神が運んで来る。目的地に運ぶこのユーマラスな所作が皆に親しまれている「樽かき」である。そして、目的地に酒を運んだところで大蛇が現れる。大蛇は猛然と須佐之男命に襲いかかるが、強い酒に酔った大蛇は、ついに須佐之男命に退治される。これにより、五穀豊穰、天下泰平、子孫繁栄を祈る神楽とされている。

山内と岩屋神楽講では「樽かき」の登場前に猿が出てきて滑稽な所作をして、いたずらをして神楽を盛り上げる。「樽かき」の二神を酒好きの神、餅好きの神と称してユーマラスな会話と所作で、その場は笑いに包まれる。この会話の中でこの物語の背景を説明したりする重要な役割を果たしている。

黒土神楽講では、大蛇の化身として駄仙が登場する点は、他の神楽講と異なる。なお、岩屋神楽講にも駄仙の登場する大蛇退治もあるとのことである。また、三毛門神楽講ではワラで作った大蛇を使用するなど、神楽講の間で内容が異なるようであるが、主な目的は同じである。

### 湯立神楽

湯立神楽は、神社の境内等に斎庭を設営して行われる。湯庭場を祓い清める舞、陰と陽(天と地)の融合・交合、五行の輪廻を祈る駄仙神楽、四方を祓い清め、穢れの取り除くための神随神楽、火と水の融合を祈る火鎮神楽に分けられる。各神楽講の間で所作等が異なるところがあるが、目的は同じである。湯立神楽は、いたるところに陰と陽(天と地)の調和・融合・交合を祈り、順調な五行の循環を祈る場面があり、大規模な祈禱色の強い神楽である。さらに、三合の理に基づいて湯釜の足の位置は水の相に設定し、火の中をくぐる方向は火の相をあらわしており、最後に重要な水(陰)と火(陽)の融合を祈願する火渡りの行事が行われる。このように、湯立神楽は「陰陽の交替」、「五行循環」、「三合の理」を駆使して五穀豊穰、無病息災、子孫繁栄、国家安泰等を祈る大がかりな神楽である。非常に大がかりに行う重要な神楽と位置付けられており、舞う人に清浄潔斎が強く要求されるのは、このため

である。

江戸時代の資料に湯立の起源を記した文書が残されており、釜の水(陰)から湯(陽)が立ち上がることから湯立と呼ばれると記載されている。

### 神楽講個別の演目

#### 掛手草

岩屋神楽講が演目としているが、他の神楽講には伝承されていない。烏帽子をかぶり、狩衣と袴を着て舞う直面の二人舞の神楽である。最初、幣と扇、続いて笹と扇を持ち二八種の神楽歌を詠いながら優雅に舞われる。一人が神楽歌の上の句を詠み、それに続けてもう一人の人が下の句を読み上げる。

江戸時代の旧上下郡の社家神楽としては、掛手総神楽として行われており、5種の神楽歌も残されている。

#### 五穀成就

高天原の天つ神が神使として経津主命を使わして、地上の大国主命に五穀の種を届けさせる内容の神楽である。古事記によれば五穀とは、稲、麦、粟、小豆、大豆のことである。

まず、大国主命と随神二名が登場して、楽屋に向かって座る。随神の一名が舞殿の入り口に注連縄を張る。そこに、経津主命が天の香具山の真神を随神に渡し、五穀の種子と太祝詞を持参したことを告げる。大国主は神殿に向かって五穀の起源を記した太祝詞を読み上げるとするストーリーである。

岩屋神楽講では五穀成就、山内神楽講では柴入神楽と呼ばれている。江戸時代の旧上毛郡の社家神楽では引入柴神楽と言われていたものである。

#### 地堅神楽

地堅は地鎮祭や上棟式などに舞われる神楽であり、あまり頻繁には行われない。舞手は四人で、直面に烏帽子を被り、狩衣にたすきを掛けて袴を着る。幣と扇、太刀を採物とする。塩と米、それに切紙を載せた三方と鍬を用意する。

山内と岩屋神楽講が演目としている。江戸時代の旧上毛郡の神楽では地鎮神楽と言われていた。

### 地堅駈仙

鬼面をつけた駈仙と幣方が登場して駈仙神楽とほとんど同じ舞をする。しかし、四方の柱に方掛り(一定の方向に向かって祓う舞)をしてその土地を鎮める神楽である。岩屋神楽講特有の舞である。

### 宝満

舞手は二人の直面で烏帽子を被り、狩衣、袴を着用して舞う祓いの神楽である。最初は幣と扇を採物にして、逆・順・逆・鈴の手などを舞い、最後に太刀を持って四方を祓う。

現在は岩屋神楽講だけの演目となっているが、江戸時代の旧上毛郡の神楽として行われていたことが確認されている。

### 美々久

美々久も四人で舞う神楽で、直面で狩衣と袴を着て、幣と扇を持って行う祓いの舞である。五色笠を被るのが特徴で、優雅な華やかな舞である。花笠を被ることから、明治時代には花笠神楽とも呼ばれていた。現在は岩屋神楽講だけで行われている。

### 五大神(大臣舞)

五柱の神が舞う祓いの神楽である。春は木徳の久々智神、夏は火徳の迦具土神、秋は金徳の金山彦神、冬は水徳の弥都波能売神、土用は土徳の埴山姫神の五神の舞いと言われている。舞手は直面に烏帽子を被り、狩衣、袴姿で鈴と扇を持つ。地割と関連した演目であり、五行思想の相生・相剋を表していると伝えられている。この神楽も豊前市では岩屋神楽特有の神楽である。

### やもめ神楽

戦後創作した神楽と言われており、黒土、大村、岩屋神楽講が演目としている。舞は駈仙と同じであるが、幣方は一名、鬼が二名で行われ、「やぼやぼ」の後に、鬼が暴れるときに幣方(女役)を面白おかしく取り合う所作をして参拝者を楽しませる神楽である。

この他、山内神楽講には幣正護神楽、黒土、大村神楽講には御遷宮神楽、大村、山内神楽講には天之安河原集合、天之安河原の集い、三毛門神楽講には蛭子神楽

の演目がある。

引用文献

- 一 白川琢磨「落差を解く―豊前神楽を例として―」平成十四年度～平成十六年度科学研究費補助金(課題番号一四三二〇一五)『自社会としての人類学の確立にむけた基礎的研究報告書(平成十七年)所収』P191
- 二 「福岡県古文書等調査報告書第十七集」京築地区神楽関係史料調査「福岡県立図書館、平成一八年、「神社・神職の制度化と神楽の再編成」京築地域を中心として」日比野利信、P74
- 三 築上郡志上「福岡県教育会築上支会、雄山閣、昭和四七年九月三〇日、P568―569
- 四 豊前市史 文書史料、豊前市史編纂委員会、平成五年三月三一日、P157
- 五 藤井較一、「豊前神楽の歴史」校友会誌、第八号、福岡県築上東高等学校、平成九年三月一日、P5―9
- 六 豊前市史 文書史料、豊前市史編纂委員会、平成五年三月三一日、P633―634
- 七 築上郡史、福岡県築上郡・豊前市教育振興会、昭和三二年七月三一日、下巻、P606―607
- 八 「福岡県民俗芸能―福岡県民俗芸能緊急調査報告―」平成四年三月三一日、福岡県教育委員会、P102―105
- 九 橋本幸作「豊前神楽考」海鳥社、2005年6月25日発行、P186―187
- 一〇 「福岡県古文書等調査報告書第十七集」京築地区神楽関係史料調査「福岡県立図書館、平成一八年、初山家文書F一五〇
- 一一 「福岡県古文書等調査報告書第十七集」京築地区神楽関係史料調査「福岡県立図書館、平成一八年、初山家文書F一四七―一三
- 一二 豊前市史 文書史料、豊前市史編纂委員会、平成五年三月三一日、P510
- 一三 「福岡県古文書等調査報告書第十七集」京築地区神楽関係史料調査「福岡県立図書館、平成一八年、「神社・神職の制度化と神楽の再編成」京築地域を中心として」日比野利信、P75
- 一四 豊前市史 下巻、豊前市史編纂委員会、平成三年三月三一日、P1090
- 一五 亀田光男、豊前の神楽「濃密な分布は全国随一」『西日本文化』新春特集「神楽」、団法人西日本文化協会、一九九五年一月一日発行、P8
- 一六 豊前市史 下巻、豊前市史編纂委員会、平成三年三月三一日、P1090―1091
- 一七 「福岡県古文書等調査報告書第十七集」京築地区神楽関係史料調査「福岡県立図書館、平成一八年、初山家文書F一十一
- 一八 「福岡県古文書等調査報告書第十七集」京築地区神楽関係史料調査「福岡県立図書館、平成一八年、初山家文書A二〇
- 一九 「福岡県古文書等調査報告書第十七集」京築地区神楽関係史料調査「福岡県立図書館、平成一八年、初山家文書F一十二
- 二〇 「福岡県古文書等調査報告書第十七集」京築地区神楽関係史料調査「福岡県立図書館、平成一八年、初山家文書D一五一、一五二
- 二一 雑賀博愛「矢幡小太郎翁」昭和四年九月十五日発行、P265―266
- 二二 雑賀博愛「矢幡小太郎翁」昭和四年九月十五日発行、P13
- 二三 築上郡史、福岡県築上郡・豊前市教育振興会、昭和三二年七月三一日、下巻、P421
- 二四 築上郡史、福岡県築上郡・豊前市教育振興会、昭和三二年七月三一日、下巻、P428
- 二五 豊前市史 下巻、豊前市史編纂委員会、平成三年三月三一日、P810
- 二六 築上郡史、福岡県築上郡・豊前市教育振興会、昭和三二年七月三一日、下巻、P199
- 二七 豊前市史 文書資料、豊前市史編纂委員会、平成三年三月三一日、P629
- 二八 「福岡県古文書等調査報告書第十七集」京築地区神楽関係史料調査「福岡県立図書館、「村のなかの神社」、神事のなかの神楽―近世豊前の神社・社家・神楽―」、川本英紀、P37―38
- 二九 雑賀博愛「矢幡小太郎翁」昭和四年九月十五日発行、P263
- 三〇 平井恒蔵、成恒神楽組謂儀集、二三年八月二五日写す
- 三一 福岡県神社廳築上支部神楽規則、昭和三年九月改正
- 三二 豊前市史 文書史料、豊前市史編纂委員会、平成三年三月三一日、付編下巻資料P576
- 三三 長谷川鈴枝「磐戸神楽唱行」大前張里神楽唱行「安政六年稔未七月
- 三四 黒土神楽講謂儀集、未発表
- 三五 今林和佐子「手草に結ひて」昭和六三年一月三〇日発行、P2
- 三六 有馬德行「神楽(その一)―豊前市に伝わる神楽について―」、「豊豊」Vol. 3、P90
- 三七 南元万寿美、「豊前岩戸神楽 鑑賞のしおり」、昭和六〇年三月一日
- 三八 南元万寿美、「湯立三十三番神楽、岩屋神楽講創立六五周年記念、平成六年四月二七日
- 三九 「福岡県古文書等調査報告書第十七集」京築地区神楽関係史料調査「福岡県立図書館、平成一八年、長谷川家文書、C八
- 四〇 築上郡史、福岡県築上郡・豊前市教育振興会、昭和三二年七月三一日、下巻、P196
- 四一 橋本幸作「豊前神楽考」海鳥社、二〇〇五年六月二五日発行、P142―143
- 四二 亀田光男、豊前の神楽「濃密な分布は全国随一」『西日本文化』新春特集「神楽」、財団法人西日本文化協会、一九九五年一月一日発行、P7―12
- 四三 京築地区神楽調査委員会「豊前岩戸神楽―福岡県京築地区神楽講の実態調査―」、神楽の里「く」構想推進協議会、一九九六年三月
- 四四 民俗文化「嘯吹八幡神社の湯立三十三番神楽」、民俗文化財研究協議会、NO. 4、平成六年六月
- 四五 石塚尊俊「西日本諸神楽の研究」昭和五四年五月二〇日、慶友社、P229
- 四六 勉強会資料、未発表
- 四七 橋本幸作「豊前神楽考」海鳥社、二〇〇五年六月二五日発行、P245
- 四八 八幡古表神社「三十三番磐戸神楽湯立神楽執行式 鎮火之秘伝」
- 四九 橋本幸作「豊前の神楽29」毎日新聞 一九八一
- 五〇 「豊前市の岩戸神楽」豊前神楽入門、豊前市教育委員会、二〇〇〇年三月三一日、P42―48
- 五一 今林和佐子「五穀成就 付・天孫降臨にまつわる神楽」平成二年六月一〇日、P13
- 五二 吉野裕子「陰陽五行と日本の民俗」平成四年三月二〇日、人文書院、P144―152















### 中村神楽保存会 演目調査票

演目 (ふりがな)	役者名	人数	被物					上衣					下衣			採物										その他	備考					
			毛頭	面	烏帽子	瓔珞	被り布	狩衣	打掛	チハヤ	襪	白衣	袴	二又袴	タツツケ	幣	扇	鈴	鬼杖	太刀	弓矢	盆	楯	笹	杖			雑刀				
1 2 3 4 5	式 神 楽 前 半	一番神楽 (いちばんかくら)	4																													
		花神楽 (はなかくら)	4																													
		駈仙 (みさき)	1																													
		弓正護 (ゆみしょうご)	4																													
		地割 (じわり)	1 4 子供																													
6	式 神 楽 後 半 ( 岩戸	思兼之命舞 (おもいかねのみことまい)	思兼之命	1																												
7		太玉之命舞 (ふとだまのみことまい)	太玉之命	1																												
8		売賣之命舞 (うずめのみことまい)	売賣之命	1																												
9		白生弓之命舞 (しらはゆみのみことまい)	白生弓之命	1																												
10		手力男之命舞 (たちからおのみことまい)	手力男之命	1																												
11	奉 納	剣舞 (つるぎまい)		1																								引布				
12		四人剣 (よにんつるぎ)		4																												
13		乱駈仙 (みだれみさき)	神仙	2																												
			鬼	2																												
			山ノ神	1																												
14	三神 (さんじん)	田ノ神	1																													
		海ノ神	1																													
14	神 迎	神迎 (かみむかえ)	鬼	1																								草鞋				
			鬼	1																									草鞋			
				1																									草鞋			
				1																									草鞋			
				1																										草鞋、襪は長物		
15	楽	四ツ鬼 (よつおに)	東四方鬼	1																												
			西四方鬼	1																												
			南四方鬼	1																												
			北四方鬼	1																												
			神仙	1																												

# 第二章 写真で見る神楽の世界

・代表的な演目

・神楽面

・躍動する神楽

岩屋神楽講

山内神楽講

黒土神楽講

三毛門神楽講

大村神楽講

中村神楽保存会





1 奉幣(祓舞)(黒土)



2 壱番神楽(岩屋)



3 花神楽(中村)



4 手笹神楽(山内)



5 御先神楽(山内)



6 弓征護神楽(大村)



7 地割神楽(山内)



8 地割神楽(中村)



9 岩戸舞 (大村)



10 岩戸舞 (黒土)



11 岩戸舞(黒土)



12 岩戸舞(岩屋)



13 岩戸舞 (大村)



14 岩戸舞 (三毛門)



15 岩戸舞 (中村)



16 岩戸舞 (黒土)



17 神迎神楽(山内)



18 神迎神楽(黒土)



19 大蛇退治 (岩屋)



20 大蛇退治 (黒土)



21 綱御先神楽 (三毛門)



22 本地割神楽(三毛門)



23 四人剣(中村)



24 乱駈仙(中村)



25 三神神楽(黒土)



27 盆神楽(大村)



26 剣舞(山内)



28 御先神楽【奉納】(大村)



29 駈仙神楽【ちびっこ】(山内)



30 二人手笹(三毛門)



31 湯立神楽【神座の棚】(山内)



32 湯立神楽【火鎮】(黒土)



33 湯駈仙 (山内)



やもめ神楽(黒土)

34 湯立神楽 (大村)



35 恵比寿神楽 (三毛門)



36 やもめ神楽 (黒土)



37 美々久神楽 (岩屋)



38 五穀成就 (岩屋)



# 畑 神 楽 講

畑地区は角田八幡神社のある谷の最奥近くに位置する集落である。この地に伝えられたという畑神楽は、後継者もなく、神楽講はすでに解散してしまっている。近接する中村神楽は従来築上郡の赤幡神楽系の流れを汲むと考えられてきたが、今回の調査で上毛郡の神楽の系統を引くものであるということが確認できた。この畑神楽も従来は築上郡の赤幡神楽の系統を引くと考えられてきたが、このことによって上毛郡の神楽の系統を引いていた可能性も考えられる。しかし、今となっては詳細は不明である。

一説では、明治10年頃に尾迫菊兵という人物が中津の人から神楽の手ほどきを受けたといわれている。

現在は神楽講は断絶してしまっているが、水神社に当時の神楽面などの道具が保管されているので、ここでその一部を紹介したい。



鬼



鬼



鬼



鬼



鬼



鬼



翁



須佐之男之命



獅子頭(阿形)



獅子頭(吽形)

# 中村神楽保存会



1. 鬼 1



2. 鬼 2



3. 鬼 3



4. 鬼 4



5. 鬼 5



6. 鬼 6



7. 思兼之命



8. 太玉命



9. 天鈿女之命



10. 白正弓



11. 手力男之命



12. 須佐之男命



13. 足名椎



14. 足名椎



15. 足名椎



16. 手名椎



17. 手名椎



18. 櫛名田比売



19. 手力男之命



20. 手名槌



21. 手力男之命

	面の名称	使用演目	色	寸法 (cm)			備考
				面幅	面長	面高	
1	鬼 1	駮仙	赤	17.8	27	15	
2	鬼 2	駮仙	赤	17	28.2	13	
3	鬼 3	駮仙	赤	18	27	13	
4	鬼 4	駮仙(子供用)、樽担	赤	19.2	24.5	13.3	
5	鬼 5	駮仙(子供用)	赤	18.6	25.3	12.7	
6	鬼 6	駮仙(子供用)	赤	18.3	25.4	11	
7	思兼之命	岩戸舞	洪鷲	18.8	20.8	8	
8	太玉命	岩戸舞	洪茶	14.4	21	7.8	
9	天鈿女之命	岩戸舞	白	18.9	19.5	7	
10	白生弓	岩戸舞	焦茶	15.6	22	8	
11	手力男之命	岩戸舞	赤	18.3	24.5	10.8	天保14年製作
12	須佐之男命	大蛇神楽	白	19	27	12	嘉永7年製作
13	足名椎	大蛇神楽	洪鷲	13.4	19.8	12.5	子供用
14	足名椎	大蛇神楽	白	14.3	19.5	7.5	
15	足名椎	大蛇神楽	白	14.3	19	5.8	
16	手名椎	大蛇神楽	白	14.9	22.5	9	
17	手名椎	大蛇神楽	肌	15.3	22.7	8	
18	櫛名田比売	大蛇神楽	白	14	21.7	7.7	
19	手力男之命	大蛇神楽	茶	18.7	20.5	10.2	

# 大村神楽講



1. 駮仙



2. 駮仙



3. 駮仙



4. 駮仙



5. 駮仙



6. 駮仙



7. 駮仙



8. 猿



9. 猿



10. 湯鉾



11. 思兼



12. 須佐之男



13. 太玉



14. 長白羽



15. 天鈿女



16. 戸取



17. 駮仙



18. 手力男

面の名称	使用演目	色	寸法 (cm)			備考
			面幅	面長	面高	
1 駮仙	神迎、湯立、式駮仙	赤	19.5	24	13	清水町・中川啓次郎氏作(大正末～昭和初期)
2 駮仙	神迎、湯立、式駮仙	赤茶	19.6	23.8	15	清水町・中川啓次郎氏作(大正末～昭和初期)
3 駮仙	駮仙、岩戸(四方鬼)	赤	18.7	26	14.5	
4 駮仙	駮仙、岩戸(四方鬼)	白	18.1	25	15	
5 駮仙	駮仙	青	18.6	26	15.1	
6 駮仙	駮仙	赤	19.5	25.1	14.8	花五合・奥村氏作奉納面
7 駮仙	駮仙	赤	19.6	24.2	14.8	花五合・奥村氏作奉納面
8 猿	駮仙	赤	16.4	21.9	10.8	蛙びき2番
9 猿	大蛇退治(樽かき)、岩戸(四方鬼)	赤茶	16.8	22.1	11.3	蛙びき1番 古い面
10 湯鉾	湯立(湯鉾登り)	赤茶	16.3	23.2	9.5	古い面
11 思兼	岩戸(思兼命)、大蛇退治(足名槌)	肌	13.2	21.1	8	古い面
12 須佐之男	岩戸(八重垣命)、大蛇退治(須佐之男命)	肌	18.2	25.1	11.6	古い面
13 太玉	岩戸(太玉命)、大蛇退治(手名槌)	白	14.8	22.3	8.1	古い面
14 長白羽	岩戸(長白羽命)	白	15.2	22.1	10.2	古い面
15 鈿女	岩戸(鈿女命)、大蛇退治(稲田姫)	白	14.9	21.6	7.6	古い面
16 戸取	岩戸(手力男命)、大蛇退治(樽かき)	焦茶	19.7	28.1	13.8	古い面

# 三毛門神楽講



1. 猿田彦之命



2. 猿田彦之命



3. 猿田彦之命



4. 猿田彦之命



5. 猿田彦之命



6. 猿田彦之命



7. 猿田彦之命



8. 猿田彦之命



9. 猿田彦之命



10. 長白羽之命



11. 手力男之命



12. 思兼之命



13. 太玉之命



14. 天鈿女之命



15. 須佐男之命



16. 蛭子

	面の名称	使用演目	色	寸法(cm)			備考
				面幅	面長	面高	
1	猿田彦之命	駮仙、神迎、綱駮仙、湯立	赤	17.2	27	14.3	生面、楠本雲兄作
2	猿田彦之命	駮仙、湯立中鬼	赤	18.5	25.9	14	
3	猿田彦之命	駮仙	赤	16.5	25	11.8	
4	猿田彦之命	駮仙	赤	18.8	24	13.3	
5	猿田彦之命	駮仙	赤	18.7	30	14.5	天保時代。現在は使用していない。
6	猿田彦之命	駮仙、岩戸(東方)	緑	18	24	13.2	
7	猿田彦之命	駮仙、岩戸(南方)	赤	16	22.1	10.4	楠本雲兄作
8	猿田彦之命	駮仙、岩戸(西方)	白	17.5	26.5	13	
9	猿田彦之命	駮仙、岩戸(北方)	黒	16.5	23.2	9.6	
10	長白羽之命	岩戸	白	16.2	22.4	10	楠本雲兄作
11	手力男之命	岩戸、神迎	茶	15.6	21.2	9	
12	思兼之命	岩戸、恵比須、大蛇退治	茶	13.3	19.8	7.8	
13	太玉之命	岩戸、恵比須、大蛇退治	白	13	19.3	5.8	
14	天鈿女之命	岩戸、大蛇退治	白	13.1	19	7	
15	須佐男之命	岩戸、大蛇退治、綱駮仙	茶	14.5	19.7	7.8	
16	蛭子		肌	17.5	25	13	内丸典久作

# 黒土神楽講



1. 猿田彦



2. 思兼



3. 太玉



4. 長白羽



5. 八重垣



6. 東方鬼



7. 南方鬼



8. 西方鬼



9. 北方鬼



10. 天鈿女



11. 戸取手力男



12. 樽かき



13. 樽かき



14. 看護婦

	面の名称	使用演目	色	寸法 (cm)			備考
				面幅	面長	面高	
1	猿田彦	駟仙	赤	19.3	24.5	13.5	生面と呼ばれる。塗り替え
2	思兼	岩戸	肌	14.5	20	8.5	足無槌と兼用
3	太玉	岩戸	肌	14	20.5	7.3	手無槌と兼用
4	長白羽	岩戸	白	14.5	22.5	6.5	医者と兼用
5	八重垣	岩戸	黄土	15	21.7	10	素盞雄命と兼用
6	東方鬼	岩戸	青	18	25.2	10.5	
7	南方鬼	岩戸	赤	20	24.5	13.5	昭和50年市内宇島稲田氏作
8	西方鬼	岩戸	白	18.5	26	14.8	
9	北方鬼	岩戸	黒	22.5	17.5	10.5	
10	天鈿女	岩戸	白	14	21	6.5	稲田姫と兼用
11	戸取手力男	岩戸	黄土	18	24.2	11.3	神迎、湯立の後駟仙と兼用
12	樽かき	大蛇	肌	15	23	7.8	
13	樽かき	大蛇	肌	17	19	8	
14	看護婦	大蛇	白	15.5	22.7	9	やもめ神楽の幣方と兼用

# 山内神楽講



1. 猿田彦



2. 猿田彦



3. 思兼之命



4. 思兼之命



5. 八重垣之命



6. 鬼神(四ツ鬼)



7. 鬼神(四ツ鬼)



8. 鬼神(四ツ鬼)



9. 鬼神(四ツ鬼)



10. 鬼神(四ツ鬼)



11. 鬼神(四ツ鬼)



12. 布刀玉之命



13. 兒屋根之命



14. 玉祖之命



15. 細女之命



16. 手力男之命



17. 須佐男之命



18. 猿



19. 今柱之命



20. 今柱之命

面	面の名称	使用演目	色	寸法 (cm)			備考
				面幅	面長	面高	
1	猿田彦面	御先神楽	赤	18	27	12.5	
2	猿田彦面	御先神楽	赤	19	28	14.5	
3	思兼之命面	思兼之命舞	赤	13.5	22.5	9	大蛇退治足椎と併用
4	思兼之命面	思兼之命舞		13	22	7	古面のため使用不可
5	八重垣之命面	八重垣之命舞	赤	20	25.5	11.5	
6	鬼神(四ツ鬼)	八重垣之命舞	赤	18.5	26.5	14	
7	鬼神(四ツ鬼)	八重垣之命舞	青緑	18.5	25	14.5	御先神楽併用
8	鬼神(四ツ鬼)	八重垣之命舞	黒	18	16.5	12.5	
9	鬼神(四ツ鬼)	八重垣之命舞	飴	19	25.5	15.5	
10	鬼神(四ツ鬼)	八重垣之命舞	赤	19.8	26.4	14.8	口が破損
11	鬼神(四ツ鬼)	八重垣之命舞	赤	18.6	25.5	12	
12	布刀玉之命面	布刀玉之命舞	肌	13.5	22.5	8.5	
13	兒屋根之命面	兒屋根之命舞	白	17	22.5	11.5	
14	玉祖之命面	玉祖之命舞	肌	13	19.5	6.5	大蛇退治名椎と併用
15	細女之命面	天之細女之命舞	肌	13	19	6	大蛇退治櫛名田姫と併用
16	手力男之命面	手力男之命舞	赤	16	21.5	10	大蛇退治樽かきと併用
17	須佐男之命面	大蛇退治	黒	15	21.5	10.5	
18	猿面	大蛇退治	赤	20	24	12	
19	今柱之命面	大蛇退治	赤	18	21.5	13	「享保 十月」樽かき
20	今柱之命面	大蛇退治	赤	16.6	23.4	13.7	
21	鬼神	大蛇退治		17	23	13.5	樽かき
22	鬼神	大蛇退治	赤	16.5	23	12.5	樽かき



21. 鬼神



22. 鬼神

# 岩屋神楽講



1. 駮仙



2. 四方鬼(東方)



3. 四方鬼(南方)



4. 四方鬼(西方)



5. 四方鬼(北方)



6. 思兼



7. 兒屋



8. 宇受壳



9. 手力男



10. 石斯許理度壳



11. 布刀玉



12. 出雲八重垣



13. 八重垣



14. 西方鬼



15. 北方鬼



16. 戸取



17. 猿

	面の名称	使用演目	色	寸法 (cm)			備考
				面幅	面長	面高	
1	駮仙面	駮仙、網駮仙、湯立	赤	18.5	26	13.5	
2	四方鬼面	岩戸、乱駮仙、湯立	青	18.5	23	13	「東方」
3	四方鬼面	岩戸、乱駮仙、湯立	赤	19.5	24	15.5	「南方」
4	四方鬼面	岩戸、乱駮仙、湯立	白	18	24	12	「西方」
5	四方鬼面	岩戸、乱駮仙、湯立	黒	18	23.5	12	「北方」
6	思兼面	岩戸、大蛇退治	肌	14.5	19.5	9	「白髪太神」
7	兒屋面	岩戸、大蛇退治	黄白	15.5	22	9	「素盞鳴命」
8	宇受壳面	岩戸、大蛇退治	白	13.5	20.5	8	「兒屋根命」
9	手力男面	岩戸	薄黄	19.5	26	15	
10	石斯許理度壳	岩戸	肌	19.5	24	12	「戸取明神」
11	布刀玉面	岩戸	薄黒	14	20.5	8.5	「太玉明神」
12	出雲八重垣面	岩戸、大蛇退治	肌	15.5	22	8.5	
13	八重垣面	大神舞	肌	15.3	17	8.3	「出雲八重垣面」
14	西方鬼面		白	18.3	23.9	12.6	「海山作」の焼印
15	北方鬼面			13.4	24.1	12.5	「海山作」の焼印
16	戸取面			17.4	23	11.1	「枝光昭和56年正月」
17	猿面			14.5	22.7	7	



# 中村神楽保存会













木村

神楽講











三  
毛  
門  
神  
樂



講











# 黒土神楽講











# 山内神楽講











# 講樂神屋岩









## 編集後記

豊前の神楽を初めてみたのは平成七年（一九九五）であったと記憶している。合若地区で「日本三大神楽祭り」と銘打ったイベントが開催され、高千穂神楽（宮崎）や石見神楽（鳥根）など、我国の神楽の代名詞とも言える団体に混じって地元神楽が演じられていたのを興味深く拝見させてもらった。

その後、この郷土が誇る民俗芸能を保護、伝承して行くために福岡県の無形民俗文化財への指定を目指し調査を開始した。以来、毎年神楽のシーズンになると市内の神社を訪ね歩くようになり、秋の夜長にカメラを構えながらいつ終わるともなく演じ続けられる古の舞に見入ってきた。そして平成十一年（一九九九）には市内の六団体は豊前市の「若戸神楽」として県の指定を受けた。併せて豊前の神楽を将来にわたり伝承してゆくため、豊前若戸神楽保存会を結成し、様々な取り組みを通じて神楽団体の融和を図ってきた。

平成一六年（二〇〇四）には福岡県で国民文化祭（びつめ国文祭）が開催され、豊前市では神楽フェスティバルを計画し、全国各地から参加をいただいた神楽団体とともに、豊前の神楽の素晴らしさを全国に発信した。

その中から生れたのが豊前神楽集団「若楽」で、これは市内の若手神楽舞が神楽講の枠を超えて集まり、神楽の新たな可能性に挑戦した画期的な企画であった。異文化とのコラボレーションをキーワードに、西洋音楽であるジャズと邦楽としての和太鼓との競演を果たした。舞台は老若男女、多くの人たちに感動を与え、豊前神楽の新たな顔として今も活動を続けている。

戦後、急激な社会情勢の変化は人々の意識を大きく変えてきた。特に娯楽の多様化は地域の芸能を一気に衰退させ、高度経済成長の波は人々の価値観を拝金主義的な思考へと切り替える起点となった。地域での神楽の奉納も次第に敬遠されるようになり、多くの神楽講が活動を停止する中、豊前市では今も六つの神楽団体が活動を行っている。それは神楽がこの地域の人たちにとって生活のリズムの一部であり、五穀豊穡を感謝する秋の祭りに無くてはならない芸能として存在しているからに他ならない。その意識を再確認し、地域のコミュニケーションツールとして神楽がこれからも人々の生活のリズムの中に生き続けることが、神楽を後世に伝えるために必要なことであり、そう願わずにはいられない。

本書が「豊前市の若戸神楽」を理解する上でその一助となり、さらに次代の子ども達に地域の宝を伝える道標となることを願い、結びの言葉としたい。

（R）



豊前神楽集団「若楽」





福岡県指定無形民俗文化財

「豊前市の岩戸神楽」調査報告書

## ぶぜんの神楽

2009

発行：求菩提資料館

編集：「豊前市の岩戸神楽」編集委員会

印刷：上森印刷